基発第１２２８００１号
平成１８年１２月２８日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

「「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」の策定について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の支給に係る機械処理については、年金・一時金システムに含めてシステム構築を行ったものであるが、平成１８年１１月２０日に全ての処理機能を稼働させたことから、別添のとおり、「「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」を策定したので、今後の機械事務処理に遺漏なきを期されたい。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領

平　成　１８　年　１２　月

厚生労働省労働基準局

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領

目　　次

Ⅰ　目的 …… 1
Ⅱ　特別遺族給付金に係るシステム的な対応の概要 …… 1
Ⅲ　基本的な用語等
　1　システム上の給付キー …… 1
　2　データ受付番号 …… 2
Ⅳ　使用する入出力帳票等の名称
　1　入力帳票名 …… 2
　2　出力帳票名 …… 3
　3　出力（配信）リスト名 …… 4
Ⅴ　特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡年月日の適用範囲 …… 6
Ⅵ　特別遺族給付金の機械処理に係る運用スケジュール、関係データベース保存期間 …… 6
Ⅶ　特別遺族給付金に係る文書報告事案 …… 6
Ⅷ　機械処理事務
　1　特別遺族給付金に係る処理機能の一覧 …… 8
　2　支給決定処理 …… 10
　（1）機械処理フロー図 …… 10
　（2）受付・登記処理 …… 14
　（3）決議処理 …… 34
　（4）支払処理 …… 39
　3　変更処理 …… 40
　（1）機械処理フロー図 …… 40
　（2）受付・登記処理 …… 40
　（3）決議処理 …… 72
　4　訂正処理 …… 79
　（1）機械処理フロー図 …… 79
　（2）受付・登記処理 …… 79
　（3）決議処理 …… 115
　5　債務者登録処理 …… 119
　（1）機械処理フロー図 …… 119
　（2）債務者登録帳票 …… 119
　6　住所・氏名等変更処理 …… 124
　（1）機械処理フロー図 …… 124
　（2）住所・氏名・金融機関等変更届 …… 124
　（3）外国払入力票 …… 128

7　定期報告入力処理……133
（1）定期報告入力票……133
（2）定期報告書内容照会状……136
（3）定期報告書提出照会状……137
8　支払事故処理 ……138
9　検　索……139

［別紙資料］

別紙１　入力様式……154
別紙２　出力様式……155
別紙３　出力(配信)リスト……171

Ⅰ　目的

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿健康被害救済法」という。）の施行（平成18年3月27日）に伴い、同法第59条に基づく特別遺族給付金（特別遺族年金及び特別遺族一時金）の支給・支払いに関する支給事務処理のうち、労働基準監督署における機械処理事務の取扱い要領について定める。

Ⅱ　特別遺族給付金に係るシステム的な対応の概要

効果的・効率的なシステム開発及びシステム運用を考慮し、基本的に労災年金及び一時金の機械事務処理に準じたシステムとし、年金・一時金システムの機能を拡張して、特別遺族給付金に係る所要の機能を付与するものである。

Ⅲ　基本的な用語等

(1)　システム上の給付キー

イ　年金給付キー

労災年金と同様に「年金証書番号」[9桁]と被災者生年月日[7桁]（特別遺族年金に関しては、「死亡労働者等生年月日」という。以下同じ）により構成される。

ただし、特別遺族年金については、年金証書番号の3桁目の種別は、「6」とする。

なお、参考までに、労災年金に係る種別は、次のとおりとなる。

	労災年金の種類		
現行の種別	傷病（補償）年金＝1(2)	障害（補償）年金＝3(4)	遺族（補償）年金＝5(6)
変更後の種別	変更なし	変更なし	遺族（補償）年金＝5

※　1　上段は、石綿健康被害救済法施行前の種別であり、下段は、同法施行後（システム上は平成18年4月3日）の種別である。

※　2　( )内は、番号が4桁を超えた場合に使用する予備番号である。

ロ　特別遺族給付金キー

現行の年金・一時金における短期給付キーの代わりに、次のような特別遺族給付金キー（以下「特別遺族キー」という。）を使用する。

特別遺族キー＝労働保険番号（14桁）＋死亡労働者等生年月日(7桁)＋死亡年月日(7桁)

(2) データ受付番号

労災年金と同様に、「管轄局」[2桁]、「種別」[1桁]、「西暦年」[2桁]、「番号」[4桁]、CD（チェックデジット）[1桁]、「決議番号」[3桁]の合計13桁により構成される。

ただし、特別遺族給付金（特別遺族年金、特別遺族一時金）については、3桁目の種別は、「6」とする。

なお、これに伴い、遺族（補償）給付の種別は、「5」のみとなる。

Ⅳ 使用する入出力帳票等の名称

(1) 入力帳票名

機械処理に使用する入力帳票の名称等は、次表のとおりである。

帳票種別	入力帳票名	略称	様式の区分	参照資料等
39560	登録帳票	登録票	労災保険給付と共通の様式	本事務処理要領 15頁
39561	年金・一時金入力帳票	年金入力票		本事務処理要領 16頁
39562	変更帳票	変更票		本事務処理要領 40頁
39563	訂正帳票(履歴検索帳票)	訂正票(履歴検索票)		本事務処理要領 79頁
39570	年金・一時金支給決定・一時金支払決議書	決議書		本事務処理要領 35頁
39571	年金変更・不変更決定決議書	変更決議書		本事務処理要領 72頁
39572	年金・一時金訂正決定決議書	訂正決議書		本事務処理要領 115頁
39582	債務者登録帳票	債務者登録票		本事務処理要領 119頁
39580	特別遺族年金の受給権者の住所・氏名 特別遺族年金の払渡金融機関等変更届	住所・氏名等変更届	新様式	本事務処理要領 124頁
39581	外国払入力帳票	外国払入力票	労災保険給付と共通の様式	本事務処理要領 128頁

(2)　出力帳票名

機械処理に使用する出力帳票の名称等は、次表のとおりである。

帳票種別	出力帳票名	出力装置	様式の区分	参照資料等
057	OKリスト	署OCRカセット	労災保険給付と共通の様式	年金機械処理手引606頁
057	キャンセルリスト	署OCRカセット		年金機械処理手引627頁
440	特別遺族年金証書	署OCRインサータ	新様式	本事務処理要領156頁
481	支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領158頁
483	不支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領159頁
484	変更決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領161頁
485	変更決定通知書(代表者選任・解任等用)	署OCRインサータ		本事務処理要領162頁
486	特別遺族年金年額変更内訳	署OCRインサータ		本事務処理要領163頁
487	特別遺族年金資格者一覧	署OCRインサータ		本事務処理要領165頁
488	特別遺族年金の年金変更決定決議書 [2枚目表面:特別遺族年金年金内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族年金変更決定通知書]	署OCRインサータ		本事務処理要領166頁
489	特別遺族一時金支給決定取消、支給決定、支払(追給)決議書 [2枚目表面:特別遺族一時金内訳リスト、 2枚目裏面特別遺族一時金変更決定通知書]	署OCRインサータ		本事務処理要領169頁

(3)　出力（配信）リスト名

機械処理に際して出力（配信）するリストは、次表のとおりである。

根源種別	配信リスト名	配信出力			出力内容の区分	参照資料等	
		出力装置	配信日時	方式			
413	日報	署OCRインサータ	日次 AM9:00	自動配信	変更点なし	本事務処理要領172頁	年金機械処理手引668頁
414	月計表	署OCRインサータ	月次 AM9:00	自動配信		本事務処理要領173頁	年金機械処理手引670頁
414	年計表	署OCRインサータ	年次 AM9:00	自動配信		本事務処理要領173頁	年金機械処理手引672頁
057	一時金支払未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する文言を追加	本事務処理要領174頁	年金機械処理手引676頁
057	年金・一時金データ未入力リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領175頁	年金機械処理手引686頁
056	年金・一時金データ登記未処理リスト	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領176頁	年金機械処理手引688頁
056	年金・一時金決議書未入力リスト	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領177頁	年金機械処理手引689頁
056	年金・一時金処理件数リスト(登録)	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する文言を追加	本事務処理要領178頁	年金機械処理手引691頁
056	年金・一時金処理件数リスト(変更)	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する頁を追加	本事務処理要領179頁	年金機械処理手引692頁
056	年金・一時金処理件数リスト(訂正)	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信	遺族補償給付のデータと区分せずに一括して出力	本事務処理要領180頁	年金機械処理手引693頁
056	局署別年金基本権件数・支払額リスト	局LP	支払期 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する頁を追加	本事務処理要領183頁	年金機械処理手引719頁
056	被災者別未処理事案リスト	局LP・署LP	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する文言を追加	本事務処理要領184頁	

帳票種別	配信リスト名	配送出力			出力内容の区分	参照資料等	
		出力装置	配信日時	方式			
057	一時金支払日未登記リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信	特別遺族給付金に関する文言を追加	本事務処理要領185頁	年金機械処理手引675頁
057	失権差額一時金・未支給年金未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信		本事務処理要領186頁	年金機械処理手引682頁
057	決議書破棄リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信		本事務処理要領187頁	年金機械処理手引706頁
056	支払回収データリスト	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領188頁	年金機械処理手引703頁
056	所在不明差止者リスト	署LP	定期報告作成時 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領189頁	年金機械処理手引709頁
056	定期報告書未提出者リスト	署LP	定期報告提出期間前後 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領190頁	年金機械処理手引710頁
494	定期報告書提出照会状	署OCRカセット又はインサータ	定期報告書提出期間後 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領191頁	年金機械処理手引597頁
494	定期報告書内容照会状	署OCRカセット又はインサータ	定期報告書提出期間	コマンド配信		本事務処理要領192頁	年金機械処理手引599頁
056	受給権者金融機関変更リスト	署LP	月次 AM9:30	コマンド配信	変更点なし	本事務処理要領181頁	年金機械処理手引695頁
056	署別未処理事案合計件数表	局LP	月次 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領182頁	年金機械処理手引720頁
056	支払差止者リスト	局LP・署LP	支払期 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領193頁	年金機械処理手引722頁
056	転帰者一覧表	局LP	支払期 AM9:30	コマンド配信		本事務処理要領194頁	年金機械処理手引721頁
057	指定年齢到達予定者リスト	署OCRカセット又はインサータ	支払期 AM9:30	自動配信		本事務処理要領195頁	年金機械処理手引696頁
056	支払不備リスト	局LP	支払期 AM9:30	自動配信		本事務処理要領196頁	年金機械処理手引707頁
057	債務者登録票未入力リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信		本事務処理要領197頁	年金機械処理手引685頁
057	内払・充当未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信		本事務処理要領198頁	年金機械処理手引680頁
057	転給未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信		本事務処理要領199頁	年金機械処理手引687頁
057	支払事故未処理リスト	署OCRカセット又はインサータ	月次 AM9:30	自動配信		本事務処理要領200頁	年金機械処理手引684頁
056	支払取消リスト	署LP	随時	コマンド配信		本事務処理要領201頁	年金機械処理手引701頁
056	支払事故通知リスト	署LP	随時	コマンド配信		本事務処理要領202頁	年金機械処理手引702頁
057	支給停止解除予定者リスト	署OCRカセット又はインサータ	支払期 AM9:30	自動配信	特別遺族給付金に関しては出力されない		年金機械処理手引700頁

Ⅴ　特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡年月日の適用範囲

本給付金の適用については、石綿健康被害救済法の施行日である平成 18 年 3 月 27 日において、当該死亡労働者等の死亡に関し、既に労災保険給付の遺族補償給付に係る請求権が時効により消滅していることが前提となることから、機械処理上は、次のような取扱いとなる。

○死亡年月日に応じた適用区分

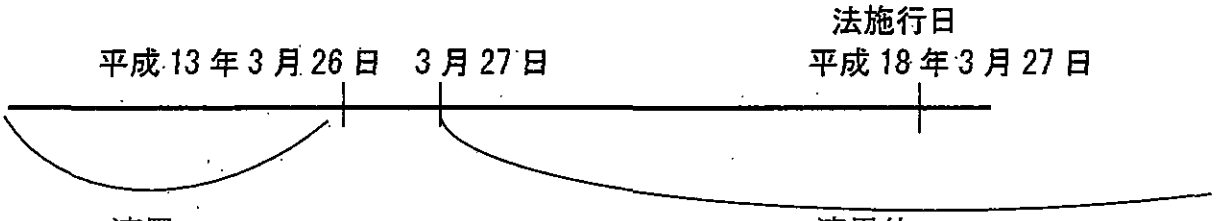

適用
→支給決定決議又は
不支給決定決議を入力

適用外
→不支給決定決議のみ入力可
（不支給決定決議書を自動出力）

Ⅵ　特別遺族給付金の機械処理に係る運用スケジュール、関係データベース保存期間

特別遺族年金の支払は、労災年金と同様に偶数月の 15 日（休日の場合はその前の営業日）であることから、機械処理に係る運用スケジュールは現行の年金・一時金システムのスケジュールと同一である（年金機械処理手引 11 頁参照）。

また、関係データベース保存期間についても、労災年金と同じく最終支払時点等から 5 年 2 か月分を管理する（年金機械処理手引 12 頁参照）。

Ⅶ　特別遺族給付金に係る文書報告事案

次表に掲げる事案が発生した場合には、本省への文書報告事案として、当該事案の事務処理を行う監督署から都道府県労働局長あて報告を行い、労働局において、この内容を確認したうえで労災保険業務室長あて 9 頁の文書報告様式(4)により報告をするものとする。

文書報告が必要となる機械処理について

	項　目	提出する事例の範囲等	報告を要する期間
1	一時金給付の実額入力をするもの	代表者を選任できない等の理由から一時金を複数人に支払うもの	随時
2	基本権取消を行うもの	生年月日を訂正する等の理由から、基本権取消処理が必要なもの	随時
		訂正処理のうち、以下の処理についてはキャンセルとしているため、基本権取消処理が必要なもの ・特別遺族給付金キー情報(500)による傷病年月日の訂正 ・転帰情報(540)による支給事由発生年月日の訂正 ・受付情報(650)による受付年月日の訂正	
3	その他機械処理に対応していないもの	その他システムで対応していないため、労災保険業務室での特別処理が必要なもの	随時

文書報告 様式(4) 石綿用

基署発第　　号
平成　年　月　日

＿＿＿＿労働局長 殿

＿＿＿＿労働基準監督署長 ㊞

下記について文書報告事案が発生したので、必要事項を記載の上報告いたします。

記

1	文書報告書番号(該当番号に○印をつけること)	特第1号 一時金給付の実額入力事案 特第2号 基本権取消事案 特第3号 その他システムで対応していない事案
2	年金証書番号 データ受付番号 死亡労働者等生年月日	管轄局署 / 年金証書番号 / 管轄局 / 種別 6 / 西暦年 / 番号 / 枝番号 / 生年月日 / 元号 / 年 / 月 / 日 データ受付番号 / 管轄局 / 種別 6 / 西暦年 / 番号 / CD / 決議番号
3	死亡労働者等氏名	フリガナ
4	報告事案の概要	
5	備考	

Ⅷ　機械処理事務

1　特別遺族給付金に係る処理機能の一覧

石綿健康被害救済法の施行に伴い、以下の処理機能を追加する。

（1）受付・登記・決議処理

・特別遺族給付金に係る請求の受付・登記処理・決議処理
・明・当・送要求票処理

（2）変更処理

・代表者選任・解任処理
・特別遺族年金死亡（転給）処理
・特別遺族年金死亡処理
・特別遺族年金転給処理
・特別遺族年金失権（転給）処理
・特別遺族年金失権処理
・算定基礎変更処理
・年金証書再交付処理
・支給停止解除処理
・支給停止解除
・職権変更処理
・職権支払差止・解除処理
・住所・支払先変更（口座項目を含む）

（3）訂正処理

・一時金の実額訂正処理
・基本権取消処理
・被災者算定情報訂正処理
・被災者共通情報訂正処理
・支給・転帰情報訂正処理
・資格者情報訂正処理
・支払情報（一時金）訂正処理
・特別遺族給付金キー情報訂正処理
・統計情報訂正処理
・支給停止情報訂正処理
・受付情報訂正処理
・調査書情報訂正処理

（4）債務者登録処理

（5）住所・氏名等変更処理

（6）定期報告入力処理

（７）年金振込不能・再振込処理

（８）検索処理

・年金・一時金受付検索
・一時金概要検索
・資格者情報検索
・住所・氏名・振込先情報検索
・年金支払履歴検索
・年金変更履歴検索
・年金定期報告検索
・年金・一時金被災者情報検索
・年金債権管理（詳細）検索
・一時金追給・回収履歴検索
・一時金訂正履歴検索
・年金額等計算検索
・年金支払検索
・一時金データ受付番号検索１・２
・年金概要検索
・年金算定基礎検索
・年金額等調整検索
・年金転帰情報検索
・年金支払差止検索
・年金支給停止検索
・年金定期報告検索

（９）支払期出力帳票関連処理

2　支給決定処理

（1）機械処理フロー図

イ 特別遺族年金の支給決定処理の流れ

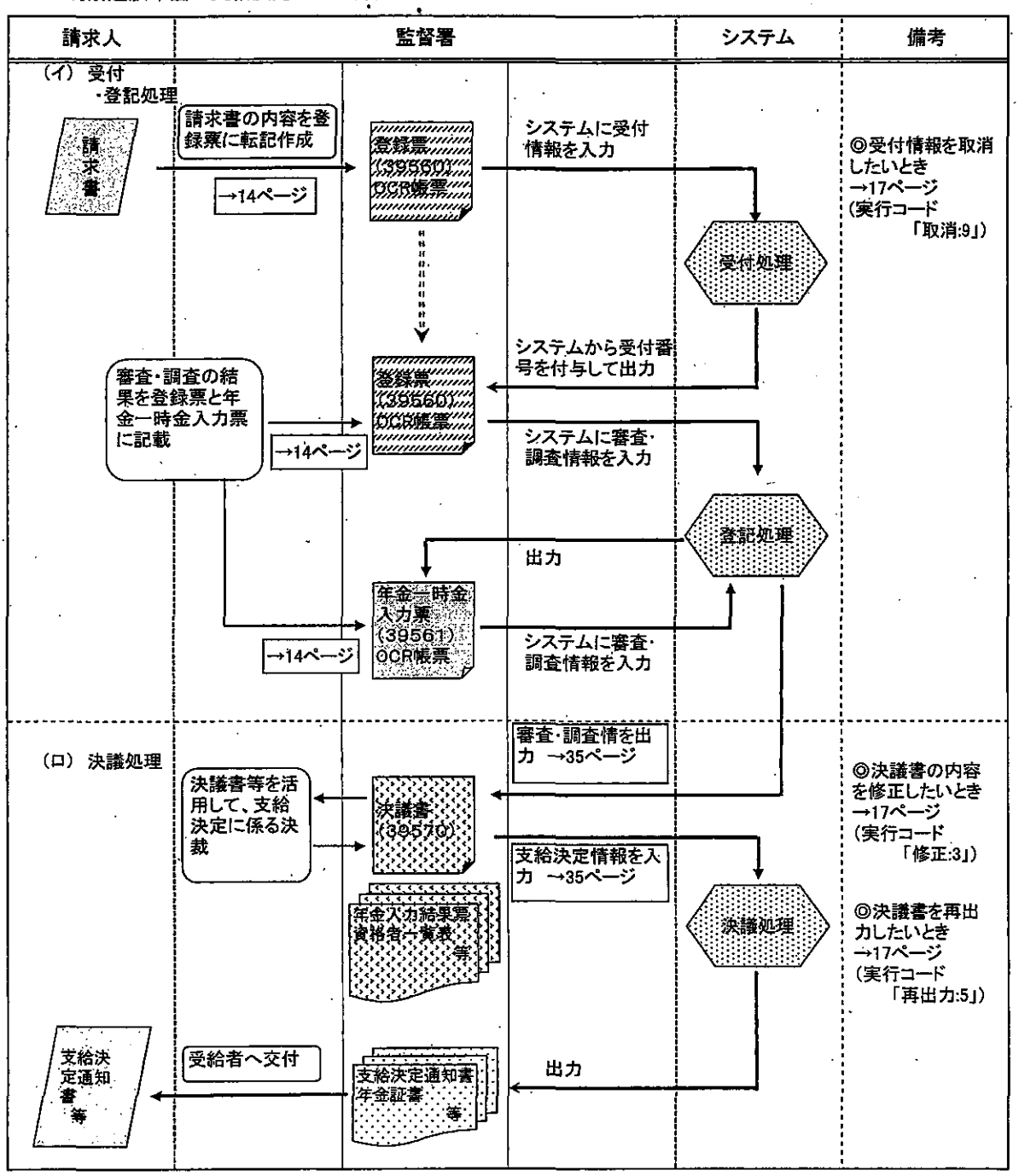

□ 特別遺族一時金の支給決定処理の流れ

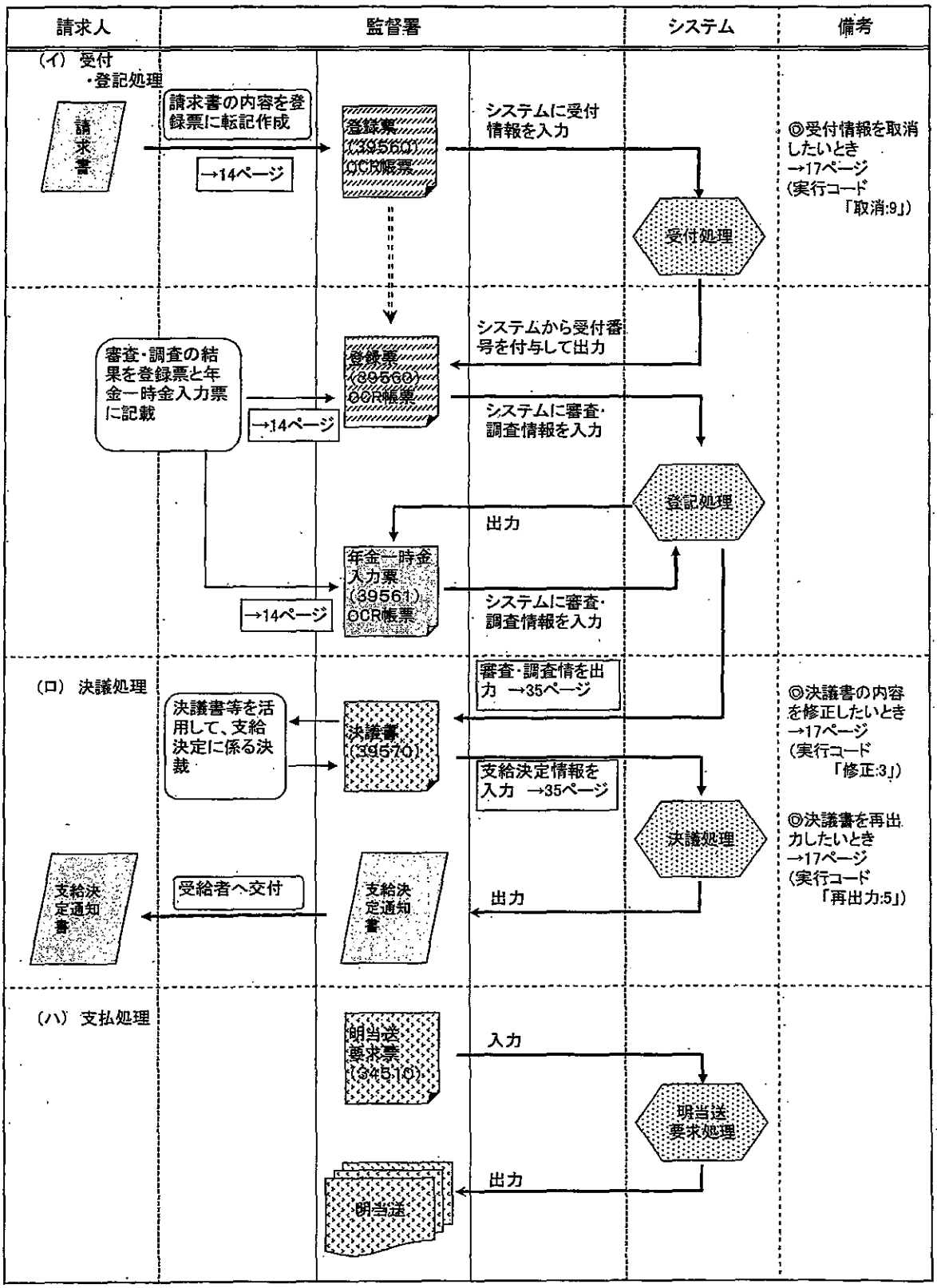

ハ　特別遺族給付金の不支給決定処理の流れ(決議書に不支給コード)

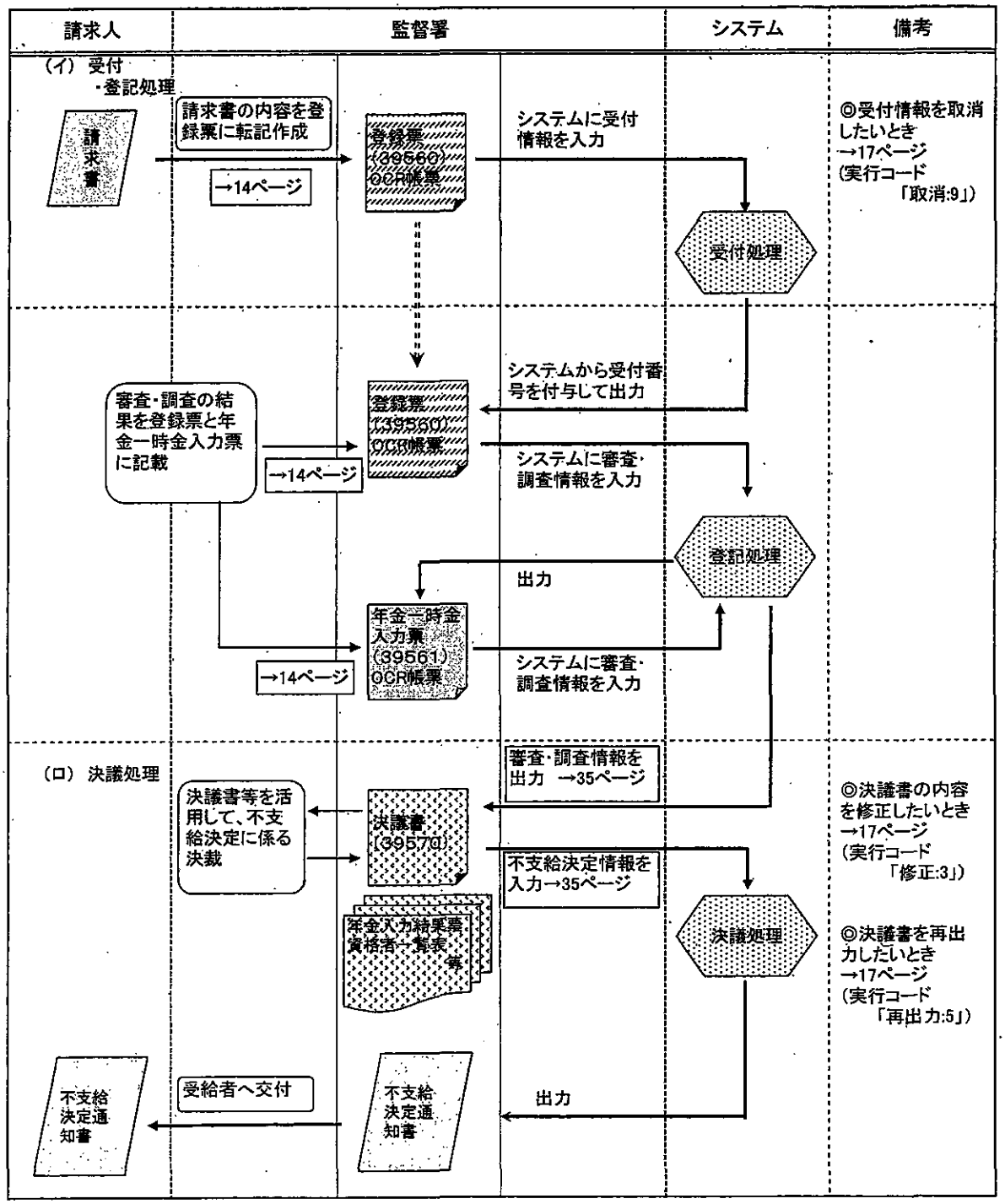

二 特別遺族給付金の不支給決定処理の流れ(登録帳票に不支給コード)

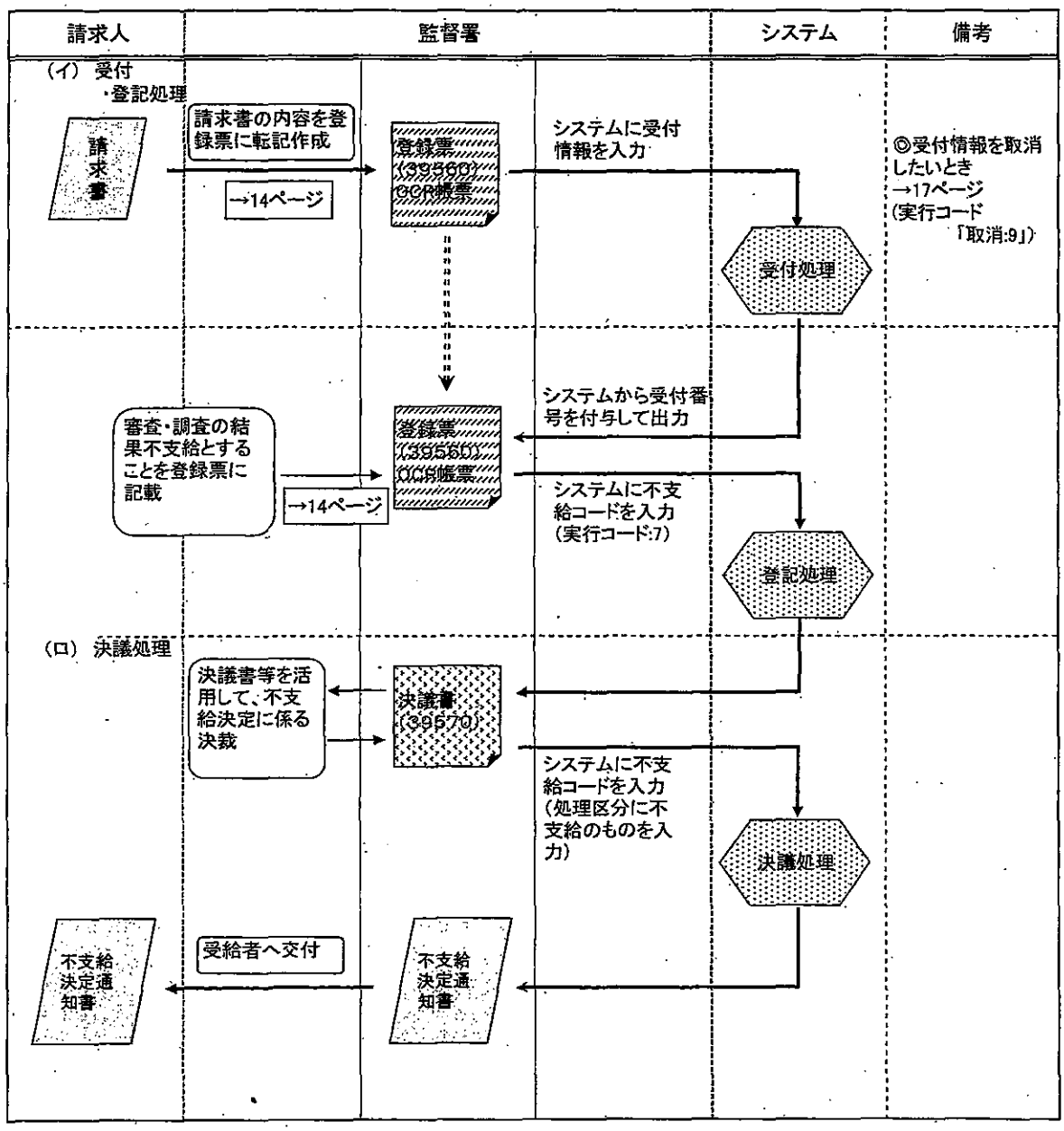

（２）受付・登記処理

請求者から提出された請求書の項目を、登録帳票（３９５６０）に転記し、受付処理する。また、受付処理の結果、登録帳票（３９５６０）及び年金一時金入力帳票（３９５６１）が出力されるので、審査･調査の結果を帳票に記入し、登記処理を行う。

帳票記入例については 15 頁及び 16 頁に、記入必要項目については 17 頁に、記入要領については 26 頁にそれぞれ掲げるので処理の際に参照すること。

[受付・登記処理記入例]

労働者災害補償保険
年金・一時金システム

登録帳票

560

帳票種別: 39560
①管轄局署: ////
②データ受付番号: 226069035 8001
③実行コード: 1 (1 登録 7 不支給 3 修正 9 取消 5 再出力)

受付項目

④労働保険番号: 府県 22 所掌 1 管轄 01 基幹番号 0000008 枝番号
⑤被災者生年月日: 5 48 5 16
⑥傷病年月日: 5 63 5 16
⑦年金証書番号: 管轄局 種別 西暦年 番号
⑧受付年月日: 7 18 3 30
⑨様式番号: 70 00
⑩支給事由発生年月日: 7 18 3 30
⑪請求人・申請人氏名(姓と名の間は1字あけること。): コウセイ セイコ

被災者

⑫被災者氏名(姓と名の間は1字あけること。): サイトウ アキラ
⑬性別: 1 男 3 女
⑭特別加入者

平均賃金等

⑮平均賃金: 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 − 円 銭
⑯特別給与の総額: 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

前払等

⑰前払選択支給日数: 日 (再給付、加重申請又は傷病補償年金以外の給付等併用の場合 9999)
⑱委任・未支給: 1 委任 3 未支給 5 未支給の委任
⑲成消給付: 1 成消給付 3 成消給付 5 成消・前取
⑳特支コード: 1 特支のみ申請
㉑業通別: 1 業災 3 通災

障害

㉒傷病・障害等級号: 級 号
㉓併合8級コード: 1 13級と9級の併合
㉔併合繰上等の定額特支金: 万円
㉕既存障害区分: 1 なし 7 再認定 3 可能 5 不可能
㉖既存障害等級: 級
㉗既存障害の年金証書番号

支給制限

㉘滞納割増率: 0% 1 10% 2 20% 3 30% 4 40%
㉙重大過失コード: 1 12条の2の2 3 28条1項第4号
㉚療養開始年月日

三者

㉛三者コード: 1 自賠責 3 労災保険 5 その他
㉜三者損賠受領額: 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
㉝三者損賠受領年月日

休業内払

㉞休業内払額(保険給付): 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
㉟休業内払額(特別支給金): 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

一時金口座情報

㊱支払方法: 1 振込 3 当座 5 現金
㊲金融機関コード: 金融機関コード 店舗コード
㊳預金の種類: 1 普通 3 当座
㊴口座番号(右ツメ)
㊵口座名義人
㊶口座名義人(つづき)

修正理由等

課長	係長	係
決裁	年 月 日	

年金・一時金入力帳票

帳票種別 395611

①データ受付番号 22606190358001

⑩ 1 枚目 ⑪ 1 枚中

2枚以上入力する場合は、2枚目以降に記入すること。

管轄局	種別	西暦年	番号	CD	決議番号

その他

⑤ 遺族(補償)年金診断書の要否 1.診断書要 3.診断書不

⑥ 傷病・障害(補償)年金馬病区分 5.じん肺 7.せき損 9.その他

データ受付用

厚年等情報

一種

⑦ 調整コード ⑧ 種別

⑨ 厚年等年額(1種) 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

⑩ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)

二種(遺族厚年等のみ)

⑪ 調整コード ⑫ 種別 5 旧国年(遺族のみ)

⑬ 厚年等年額(2種) 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

⑭ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)

資格者1

⑮ 枝番号 02

※1枚目の場合は、必ず支払金を受ける受給者を記入すること。

⑯ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること。) コウセイ セイコ

⑰ 資格者生年月日 5 1 3 4 5

⑱ 性別 3 1男 3女

⑲ 障害の状態 1障害有・診断書要 3障害有・診断書否

⑳ 同一生計の有無 1無 ※生計者はなしとすること。

資格者2

㉑ 枝番号 11

㉒ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること。) ロウトウ イチロウ

㉓ 資格者生年月日 5 3 8 6 7

㉔ 性別 1 1男 3女

㉕ 障害の状態 1障害有・診断書要 3障害有・診断書否

㉖ 同一生計の有無 1無 ※生計者はなしとすること。

資格者3

㉗ 枝番号

㉘ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること。)

㉙ 資格者生年月日 元号 年 月 日

㉚ 性別 1 1男 3女

㉛ 障害の状態 1障害有・診断書要 3障害有・診断書否

㉜ 同一生計の有無 1無 ※生計者はなしとすること。

資格者4

㉝ 枝番号

㉞ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること。)

㉟ 資格者生年月日 元号 年 月 日

㊱ 性別 1 1男 3女

㊲ 障害の状態 1障害有・診断書要 3障害有・診断書否

㊳ 同一生計の有無 1無 ※生計者はなしとすること。

※資格者は、枝番号の小さい者から記入すること。ただし、支払を受ける者を除く。

年金支給機関

㊴ 権者枝番号 02

㊵ 支払方法 1 1.通帳 3.郵便局

金融機関コード 1234 店舗コード 123

㊷ 預金の種類 1 1.普通 3.当座

㊸ 口座番号(右ヅメ) 0123456

※金融機関(郵便)年金のみ記入

㊶ 郵便局コード

㊹ 貯金通帳記号番号 1 0

記号 番号(右ヅメ) 1

連絡番号

㊺ 市外局番(右ヅメ) 0123 - 市内局番(右ヅメ) 4567 - 番号 8901

受給者等

住所

㊻ 郵便番号 1700044

㊼ 住所コード 22

㊽ 受給者氏名(漢字)(姓と名の間は1字あけること) 厚生 正子

㊾ 住所1(漢字) 練馬区上石神井4-8-4

㊿ 住所2(漢字)

(51) 住所3(漢字)

※都道府県名は記入しないこと

[入力項目及び出力帳票]

○登録帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	石綿健康被害救済法 特別遺族年金						
		受付	登記 受付未済	登記 受付済	修正	再出力	不支給	取消
1	管轄局署	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1	1	3	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日(死亡年月日)	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	70-00	70-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		△	△	△			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族年金					
		登記 受付未済		登記 受付済		修正	
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	×	×	×	×	×	×
37	金融機関・店舗コード	×	×	×	×	×	×
38	預金の種類	×	×	×	×	×	×
39	口座番号	×	×	×	×	×	×
40	口座名義人	×	×	×	×	×	×
41	口座名義人(つづき)	×	×	×	×	×	×

●・・・・必須項目
○・・・・(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目
A・B・・・グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

○登録帳票の入力による出力帳票（特別遺族年金）

番号	出力帳票等名	受付	登記		修正	再出力	出力端末装置	出力帳票番号
			受付未済	受付済				
1	登録帳票	●	●	×	×	×	OCRインサータ部	560
2	被災者情報リスト	●	×	×	×	×	OCRインサータ部	057
3	年金一時金入力帳票	×	●	●	×	×	OCRインサータ部	561
4	支給決定決議書	×	×	×	A	A	OCRインサータ部	570
5	不支給決定決議書	×	△	△	B	B	OCRインサータ部	570
6	年金入力結果票	×	×	×	A	A	OCRインサータ部	455
7	年金年額リスト	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	486
8	債務者登録票	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	582
9	資格者一覧表	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	487

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

○年金一時金入力帳票（特別遺族年金）

項番	入力項目	特別遺族年金	
		受付	修正
1	データ受付番号	A	A
2	枚目	●	●
3	枚中	●	●
4	診断書の要否	×	×
5	傷病区分	×	×
6	データ受付番号	B	B
7	調整コード（1種）	×	×
8	種別（1種）	×	×
9	厚年等年額（1種）	×	×
10	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード（1種）	×	×
11	調整コード（2種）	×	×
12	種別（2種）	×	×
13	厚年等年額（2種）	×	×
14	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード（2種）	×	×
15	枝番号	●	●
16	資格者氏名	●	●
17	資格者生年月日	●	●
18	性別	●	●
19	障害の状態	△	△
20	同一生計の有無	△	△
21	枝番号	△	△
22	資格者氏名	△	△
23	資格者生年月日	△	△
24	性別	△	△
25	障害の状態	△	△
26	同一生計の有無	△	△
27	枝番号	△	△
28	資格者氏名	△	△
29	資格者生年月日	△	△
30	性別	△	△
31	障害の状態	△	△
32	同一生計の有無	△	△
33	枝番号	△	△
34	資格者氏名	△	△
35	資格者生年月日	△	△
36	性別	△	△
37	障害の状態	△	△
38	同一生計の有無	△	△
39	権者枝番号	●	●

項番	入力項目	特別遺族年金			
		銀行	郵便局		金行
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
40	支払方法	1	3	5	7
41	金融機関・店舗コード	○	×	×	×
42	預金の種類	○	×	×	×
43	口座番号	○	×	×	×
44	郵便局コード	×	●	●	×
45	貯金通帳記号番号	×	●	×	×
46	電話番号	△	△	△	×
47	郵便番号	●	●	●	×
48	都道府県コード	●	●	●	×
49	受給権者氏名	●	●	●	×
50	住所1	●	●	●	×
51	住所2	△	△	△	×
52	住所3	△	△	△	×

A・B・・・・A又はBのいずれかを記入
●・・・・必須入力項目
○・・・・（流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる）必須項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目

○年金一時金入力帳票の入力による出力帳票（特別遺族年金）

番号	出力帳票等名	登記	修正	出力端末装置	出力帳票番号
1	支給決定決議書	●	●	OCRインサータ部	570
2	年金一時金入力結果票	●	●	OCRインサータ部	455
3	資格者一覧表	●	●	OCRインサータ部	487
4	年金年額リスト	△	△	OCRインサータ部	486
5	債務者登録票	△	△	OCRインサータ部	582
6	メッセージリスト	△	△	OCRインサータ部	057

●・・・・出力
△・・・・条件出力

○登録帳票（特別遺族一時金） ※失権差額一時金を除く。

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日（死亡年月日）	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日（請求年月日）	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		△	△	△			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付		×	×	×			
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号							
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額（保険給付）							
35	休業内払額（特別支給金）							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済			
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人（つづき）	△	×	△	×	△	×

●・・・・必須入力項目
○・・・・（流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる）必須入力項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目
A・B・・・グループ必須項目（A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目）

○登録帳票（特別遺族一時金） ※失権差額一時金を除く。

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日（死亡年月日）	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日（請求年月日）	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		△	△	△			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付		×	×	×			
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号							
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額（保険給付）							
35	休業内払額（特別支給金）							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済			
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人（つづき）	△	×	△	×	△	×

●・・・・必須入力項目
○・・・・（流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる）必須入力項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目
A・B・・・グループ必須項目（A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目）

○登録帳票(特別遺族一時金 (失権差額一時金))

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	×	×	×	×			
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	×	×	×	×			
5	被災者生年月日	●	●					
6	傷病年月日(死亡年月日)	×	×	×	×			
7	年金証書番号	●	●					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		×	×	×			
13	性別							
14	特別加入者							
15	平均賃金							
16	特別給与の総額							
17	前払選択支給日数							
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付		×	×	×			
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号							
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済			
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

●・・・・必須入力項目
○・・・・(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目

○登録帳票(特別遺族給付金　未支給金・未支給年金)

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局署	×	×	×	×			
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	×	×	×	×			
5	被災者生年月日	●	●					
6	傷病年月日(死亡年月日)	×	×	×	×			
7	年金証書番号	●	●					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	04−00	04−00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		×	×	×			
13	性別							
14	特別加入者							
15	平均賃金							
16	特別給与の総額							
17	前払選択支給日数							
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付		×	×	×			
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号							
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済			
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

●・・・・必須入力項目
○・・・・(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目

○登録帳票の入力による出力帳票（特別遺族給付金　未支給金・未支給年金）

番号	出力帳票名	受付	登記 受付未済	登記 受付済	修正	再出力	出力端末装置	出力帳票番号
1	登録帳票	●	●	×	×	×	OCRインサータ部	560
2	支給決定決議書	×	A	A	A	A	OCRインサータ部	570
3	不支給決定決議書	×	B	B	B	B	OCRインサータ部	570
4	メッセージリスト	×	△	△	△	△	OCRインサータ部	057

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

○登録帳票（特別遺族年金・特別遺族一時金）

項番	入力項目	記入要領
1	管轄局署	取扱いは、遺族補償給付と同様である。基本的には記入しない。ただし、端末の障害等のため代行署から入力を行う場合には記入する。
2	データ受付番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。受付処理が正常に行われた場合に、請求書等のデータ受付番号を印字する。
3	実行コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 なお、石綿健康被害救済法の施行日において労災保険給付請求権が時効により消滅していない場合は、7の不支給決議書出力を記入する。 受付……記入しない 登記（受付未済・受付済）……1 登記（一時金であって漢字又はアルファベットで住所氏名の入力する場合）……2 修正……3 修正（一時金であって漢字又はアルファベットで住所氏名の入力する場合）……4 決議書再出力……5 不支給決議書出力……7 取消……9
4	労働保険番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。石綿ばく露作業に従事した最終事業場の労働保険番号を記入する。
5	被災者生年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。先頭の1桁目に次の元号コードを記入し、続けて生年月日を和暦で記入することにより、死亡労働者等の生年月日を登記する。 〈元号コード〉 明治……1 大正……3 昭和……5 平成……7
6	傷病年月日（死亡年月日）	傷病年月日でなく、死亡労働者等の死亡年月日を入力する。先頭の1桁目に次の元号コードを記入し、続けて年月日を和暦で記入する。 〈元号コード〉 昭和……5 平成……7
7	年金証書番号	記入不要
8	受付年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。請求書を受け付けた年月日を記入する。
9	様式番号	特別遺族給付金に応じて、次のコードを記入する。 特別遺族年金……70-00 特別遺族一時金……71-00 未支給年金（特別遺族年金）……04-00
10	支給事由発生年月日（請求年月日）	遺族補償給付とは異なり、請求書の受付年月日を記入する。 特別遺族年金……特別遺族年金の請求年月日 特別遺族一時金……特別遺族一時金の請求年月日 特別遺族一時金（失権差額）……特別遺族年金の転帰年月日 未支給金（特別遺族年金）……特別遺族年金の転帰年月日
11	請求人・申請人氏名	請求人氏名を記入する。なお、姓と名の間は1字空けること。
12	被災者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。死亡労働者等の氏名を記入する。なお、姓と名の間は一字空けること。

項番	入力項目	記　入　要　領
13	性別	取扱いは、遺族補償給付と同様である。死亡労働者等の性別に応じて次のコードを記入する。 男…… 1 女…… 3
14	特別加入者	取扱いは、遺族補償給付と同様である。死亡労働者等が特別加入者の場合は、現行労災年金の場合に使用するコードを記入する(機械処理手引75頁参照)。
15	平均賃金	記入不要
16	特別給与の総額	記入不要
17	前払選択支給日数	記入不要
18	委任・未支給	遺族補償給付と同様
19	成消給付コード	記入不要
20	特支コード	記入不要
21	業通別	記入不要
22	傷病・障害等級号	記入不要
23	併合8級コード	記入不要
24	併合繰上等定額特支金	記入不要
25	既存障害区分	記入不要
26	既存障害等級	記入不要
27	既存障害年金証書番号	記入不要
28	滞納制限率	記入不要
29	重大過失コード	記入不要
30	療養開始年月日	記入不要
31	三者コード	記入不要
32	三者損害賠償受領額	記入不要
33	三者損害賠償受領年月日	記入不要
34	休業内払額(保険給付)	記入不要
35	休業内払額(特別支給金)	記入不要

項番	入力項目	記　入　要　領
36	支払方法	取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 銀行振込 ……1 当地払 ……3 送金払 ……5
37	金融機関・店舗コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。請求書等に記載してある金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、金融機関コードを記入する。
38	預金の種類	取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 普通預金 ……1 当座預金 ……3
39	口座番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。口座番号を記入し、7桁未満の場合は、右詰めで記入する。
40	口座名義人	取扱いは、遺族補償給付と同様である。口座名義人を記入する。なお、20文字以上使用する場合は、次の「41　口座名義人(つづき)」に記入する。
41	口座名義人(つづき)	取扱いは、遺族補償給付と同様である。「40　口座名義人」に記入しきれない場合に記入する。

○年金一時金入力帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	登録帳票による登録処理を行い、正常に処理した場合に機械印字する。
2	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力する帳票枚数を1から順に記入する。
3	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力する帳票の総枚数を記入する。
4	診断書の要否	記入不要
5	傷病区分	記入不要
6	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。複数枚入力する場合に、受付処理で登録票に印字したデータ受付番号記入する。ただし、「1 データ受付番号」が印字されている場合は記入しない(記入してもこの項目の記入内容は登記されない。)。
7	調整コード(1種)	記入不要
8	種別(1種)	
9	厚年等年額(1種)	
10	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)	
11	調整コード(2種)	
12	種別(2種)	
13	厚年等年額(2種)	
14	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)	
15	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)…… 01 妻 …… 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) …… 11～19 実父(障害がない場合は60歳以上)…… 21 実母(障害がない場合は60歳以上)…… 22
16	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。

項番	入力項目	記　入　要　領
17	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「16　資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
18	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…… 1 女…… 3
19	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無 ……0又は空白 障害有(診断書要) ……1 障害有(診断書否) ……3
20	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有 ……0又は空白 同一生計無 ……1
21	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)…… 01 妻 …… 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) …… 11～19 実父(障害がない場合は60歳以上)…… 21 実母(障害がない場合は60歳以上)…… 22
22	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
23	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「22　資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
24	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…… 1 女…… 3
25	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無 ……0又は空白 障害有(診断書要) ……1 障害有(診断書否) ……3
26	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有 ……0又は空白 同一生計無 ……1

項番	入力項目	記入要領
27	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)…… 01 妻 …… 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) …… 11～19 実父(障害がない場合は60歳以上)…… 21 実母(障害がない場合は60歳以上)…… 22
28	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
29	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「28 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
30	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…… 1 女…… 3
31	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無 ……0又は空白 障害有(診断書要) ……1 障害有(診断書否) ……3
32	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有 ……0又は空白 同一生計無 ……1
33	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)…… 01 妻 …… 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) …… 11～19 実父(障害がない場合は60歳以上)…… 21 実母(障害がない場合は60歳以上)…… 22
34	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
35	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「34 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。

項番	入力項目	記入要領
36	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…… 1 女…… 3
37	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無 ……0又は空白 障害有(診断書要) ……1 障害有(診断書否) ……3
38	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有 ……0又は空白 同一生計無 ……1
39	権者枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者(代表者)の枝番号を記入する。
40	支払方法	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 銀行振込 ……1 郵便振込 ……3 窓口現金 ……5 外国払 ……7 7(外国払)を記入した場合は、項目番号41～52までについては、記入せず、外国払入力票により処理すること。
41	金融機関・店舗コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。請求書等に記載してある金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、金融機関コードを記入する。
42	預金の種類	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 普通預金 ……1 当座預金 ……3
43	口座番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。口座番号を記入し、7桁未満の場合は、右詰めで記入する。
44	郵便局コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。郵便局名称と都道府県コードを基に、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	貯金通帳記号番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。記号5桁、番号8桁を右詰めで記入する。
46	電話番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。市外局番(最大6桁)、市内局番(最大4桁)、番号(4桁)を右詰めで記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
47	郵便番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所の郵便番号を左詰めで7桁で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
48	都道府県コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所地の都道府県コードを記入する(都道府県コードは、機械処理手引764頁を参照)。なお、外国払の際は、記入しない。
49	受給権者氏名(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者氏名を漢字で記入する。記入の際は、姓と名の間を一字空けること。なお、外国払の際は、記入しない。
50	住所1(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)を漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。

項番	入力項目	記　入　要　領
51	住所2(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)について漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
52	住所3(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)を漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。

（３）決議処理

登記処理の結果出力された支給決定決議書（３９５７０）を用いて、支給決定に係る決議処理を行う。

帳票記入例については 35 頁に、記入必要項目については 36 頁に、記入要領については 37 頁にそれぞれ掲げるので処理の際に参照すること。

労働者災害補償保険
年金・一時金システム

年金・一時金支給決定 一時金支払決議書

570

帳票種別 39570

資格局署 2201　①データ受付番号 2260690358001　②訂正番号　③決議書出力回数 1　業務災害

給付の種類		支給決定額等	調整額	支払額
保険給付	一時金			
	年金	¥2700000		
特別支給金	特別支給金合計			
	定額の特別支給金			
	特別一時金			
	特別年金			
	傷病差額特別年金			
未支給の就学等援護費				
給付種別		特別遺族年金	支払額合計	
年金証書番号		226069035	署長 資金前渡官吏	次長 / 課長 / 係長 / 係
支払年月日				
小切手番号		第　号		
国庫金送金番号		第　号		

調整額等

三者損賠受領額等					
給付の種類	前給付過誤払額	休業内払額	回収額合計	処理方法	年金のそ及追給額
保険給付					
特別支給金					

算定基礎

平均賃金	特別給与の総額	既存障害	算定人数	スライド率	重大過失	支給制限率
			2人	%		%

給付日額 × 給付日数 / 障害等調整率(額) 2700000 × 支給制限率 % = 保険給付額

算定日額 × 給付日数 × 支給制限率 % = 特別一時金額等

給付基礎日額算出方法

算定基礎年額算出方法

請求書頃日等

	年月日	被災者氏名	被災者生年月日	性別	特別加入者	特支コード
傷病年月日	863 516	サイトウ アキラ	848 516	1		
療養開始年月日		労働保険番号	事業場名			
実際出勤年月日	H18 330	2210100000 08	株式会社			
受付年月日	H18 330	請求年金証書番号	労働			
決議書出力年月日	H18 510					

業種 9416　産業分類　常時使用労働者数 71　継続一括　登録区分 1　電算マーク　成立・消滅年月日　成済給付

支払方法　委任・未支給　請求人・申請人氏名 コウセイ セイコ　既存年金証書番号　休業給付日額

金融機関・店舗コード　金融機関名　店舗名

口座名義人　預金の種類　口座番号

災害発生局署　特疾コード　傷病部位　傷病性質(10)　起因物　事故の型　傷病性質(20)　通勤方法　事故の相手方

メッセージ欄

M636　受付から1月以上経過しています
M525　資格者（18）と被災者の年齢差を再確認してください
M525　資格者（31）と被災者の年齢差を再確認してください
M703　「郵便番号」と「都道府県コード」が不整合。要確認

決災害統計入力欄

①支給決定年月日	②処理区分	③傷病性質	④通勤方法	⑤事故の相手方
718 530	01	通災	通災	通災

⑥災害発生局署	⑦特疾コード	⑧傷病部位	⑨傷病性質
2201		99	71

⑩調査コード	⑪調査年月日	⑫復命書番号
19	718 516	00021

右金額正に領収しました。	領収年月日	領収金額	氏名
	年　月　日	¥	㊞

○年金・一時金支給決定一時金支払決議書（特別遺族年金・特別遺族一時金）入力項目

項番		特別遺族年金・特別遺族一時金	
		支給	不支給
1	データ受付番号	●	●
2	訂正番号		
3	出力回数	●	●
4	支給決定年月日	●	●
5	処理区分	●	●
6	傷病性質	×	×
7	通勤方法	×	×
8	事故の相手方	×	×
9	災害発生局署	●	×
10	特疾コード	△	×
11	傷病部位	●	×
12	傷病性質	●	×
13	調査コード	A	A
14	調査年月日	A	A
15	復命書番号	A	A

●・・・・必須入力項目
○・・・・（流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる）必須入力項目
△・・・・任意入力項目
×・・・・入力不可項目
A・・・・セット入力項目（3項目全てを入力する。）

○年金・一時金支給決定一時金支払決議書（特別遺族年金・特別遺族一時金）出力帳票

番号	出力帳票等名	支給	不支給	出力端末装置	出力帳票番号
1	支給決定通知書	●	×	OCRインサータ部	481
2	不支給決定通知書	×	●	OCRインサータ部	483
3	年金証書	●	×	OCRインサータ部	440
4	メッセージリスト	△	×	OCRインサータ部	057

●・・・・出力
△・・・・条件出力
×・・・・非出力

○支給決定決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	登録帳票による登録処理を行い正常に処理した場合に機械印字する。
2	訂正番号	使用しない。
3	決議書出力回数	登録帳票による登録処理を行い正常に処理した場合に機械印字する。
4	支給決定年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。支給(不支給)決定した日付を記入する。
5	処理区分	取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 支給……01 適用外で不支給(特別遺族給付金適用外)……11 業務外で不支給……12 重複請求で不支給……13 特別遺族年金・資格者なしで不支給……23 基本権なしで不支給……25 給付金額なしで不支給……26 管轄外の請求のため不支給……30 その他で不支給……14～19 (注) 14～19については、各局で任意に設定し使用する。
6	傷病性質(通災)	記入不要
7	通勤方法	記入不要
8	事故の相手方(通災)	記入不要
9	災害発生局署	取扱いは、遺族補償給付と同様である。石綿ばく露作業に従事した最終事業場を管轄する局署を記入する。
10	特疾コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。特定疾病に該当する場合にのみ「1」を入力する。
11	傷病部位	取扱いは、遺族補償給付と同様である。傷病部位コードを記入する(機械処理手引761頁参照)。
12	傷病性質	取扱いは、遺族補償給付と同様である。傷病性質コードを記入する(機械処理手引757頁参照)。
13	調査コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 適用関係……11 業務外……12 受給権者……19 その他(上記以外)……24～29 支給停止……31 支払差止……32 受給資格者……33 (注) 24～29については、各局で任意に設定し使用する。
14	調査年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。調査実施年月日を記入する。

項番	入力項目	記　入　要　領
15	復命書番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

（４）支払処理

特別遺族年金については、労災保険法の保険給付同様、機械処理で偶数月の支払期ごとに支払われる。

特別遺族一時金についても、労災保険法の保険給付と同様、労働基準監督署において、明当送要求票（３４５１０）に必要事項を記入し、機械処理を行う。

明当送要求票（３４５１０）の記入方法について、「③明細票要求」等の給付種別は、一時金と区分せずに一括して処理する。その他、機械処理事務手引（短期給付一元管理システム編）を参照すること。

3　変更処理

以下、具体的な機械処理を示す。

（1）機械処理フロー図

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（2）受付・登記処理

イ　様式

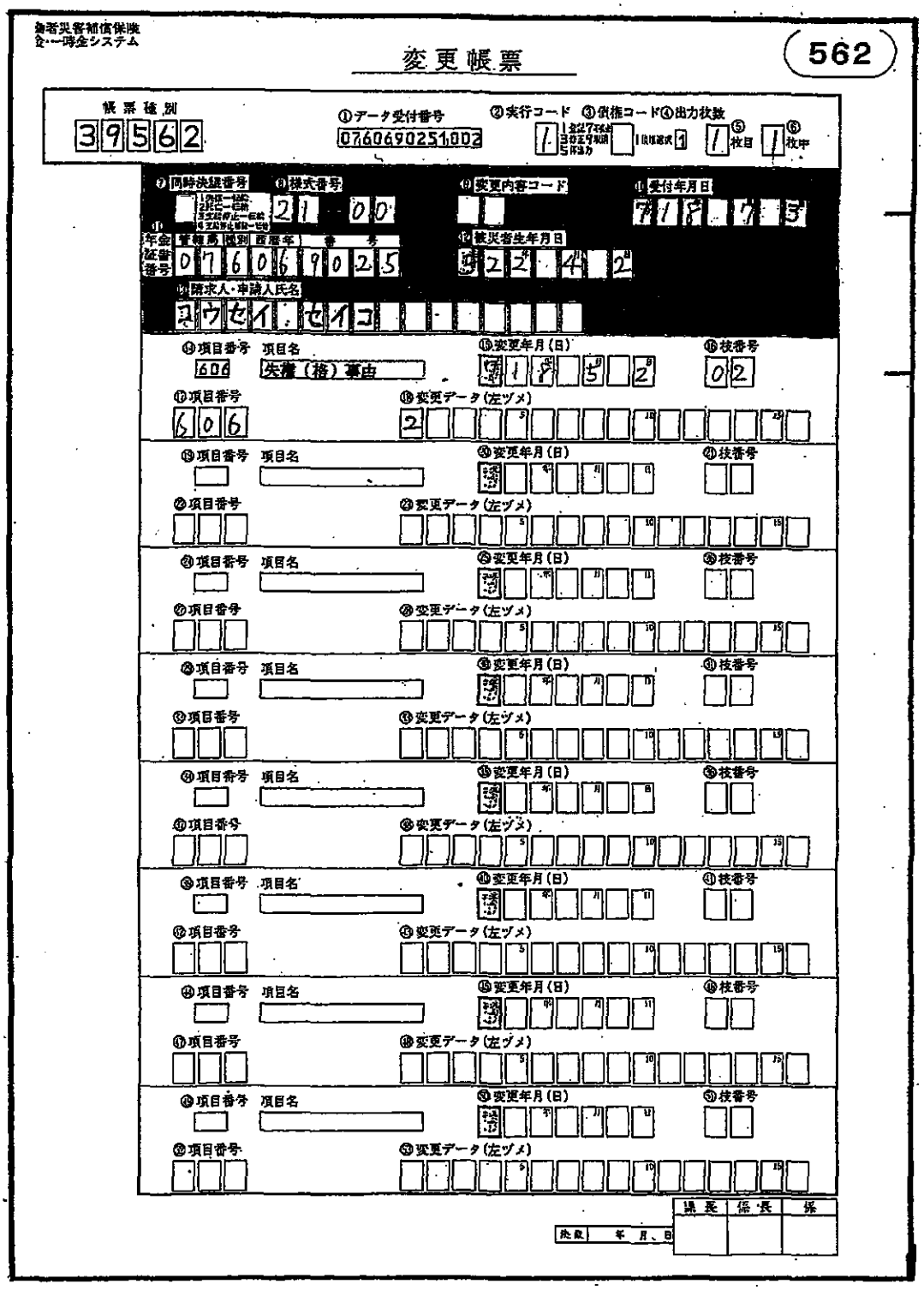

労働災害補償保険
金・一時金システム

変更帳票

562

帳票種別 39562

①データ受付番号 0760690251002

②実行コード ③供権コード ④出力枚数 1 1 枚目 1 枚中

⑦同時決議番号 ⑧様式番号 21 00 ⑨変更内容コード ⑩受付年月日 7 8 7 5

⑪年金証書番号 管轄局 区別 西暦年 番号 0 7 6 0 6 9 0 2 5

⑫被災者生年月日 2 2 4 2

⑬請求人・申請人氏名 ヨウセイ.セイコ

⑭項目番号 606 項目名 失権（格）事由 ⑮変更年月（日） 1 8 5 2 ⑯枝番号 02

⑰項目番号 606 ⑱変更データ（左ツメ） 2

⑲項目番号 ⑳変更年月（日） ㉑枝番号

㉒項目番号 ㉓変更データ（左ツメ）

㉔項目番号 項目名 ㉕変更年月（日） ㉖枝番号

㉗項目番号 ㉘変更データ（左ツメ）

㉙項目番号 項目名 ㉚変更年月（日） ㉛枝番号

㉜項目番号 ㉝変更データ（左ツメ）

㉞項目番号 項目名 ㉟変更年月（日） ㊱枝番号

㊲項目番号 ㊳変更データ（左ツメ）

㊴項目番号 項目名 ㊵変更年月（日） ㊶枝番号

㊷項目番号 ㊸変更データ（左ツメ）

㊹項目番号 項目名 ㊺変更年月（日） ㊻枝番号

㊼項目番号 ㊽変更データ（左ツメ）

㊾項目番号 項目名 ㊿変更年月（日） (51)枝番号

(52)項目番号 (53)変更データ（左ツメ）

(54)項目番号 項目名 (55)変更年月（日） (56)枝番号

(57)項目番号 (58)変更データ（左ツメ）

処理 年 月 日

課長	係長	係

ロ　記入要領

○変更帳票記入要領(特別遺族年金)

項番	入力項目	記　入　要　領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理が正常に行われた場合に、請求書等のデータ受付番号を印字する。
2	実行コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 受付 …… 記入しない 登記 …… 1 修正 …… 3 変更決議書再出力 …… 5 不変更決議書出力 …… 7 取消 …… 9
3	債権選択コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。年金転帰時に生じている内払調整残額を債権として回収する場合に次のコードを記入する。 債権選択 …… 1
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数を印字する。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
7	同時決議番号	該当する次のコードを記入する。 失権→転給 …… 1 (失権処理と同時に転給処理を行う場合に記入する。) 死亡→転給 …… 2 (死亡失権処理と同時に転給処理を行う場合に記入する。) 支給停止→転給 …… 3 (支給停止処理と同時に転給処理を行う場合に記入する。) 支給停止解除→転給 …… 4 (支給停止解除処理と同時に転給処理を行う場合に記入する。)
8	様式番号	提出された請求書又は申請書の様式番号を記入する。なお、職権で記入する場合は、職権決議の様式番号を記入する。
9	変更内容コード	該当する変更内容コードを記入する。 なお、変更内容コードについては、「変更内容一覧」を参照すること。
10	受付年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。各種申請書・請求書、届等を受け付けた年月日を記入する。なお、職権で入力する場合は空欄とする。
11	年金証書番号	変更処理を行う年金の年金証書番号を記入する。
12	被災者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。死亡労働者等の生年月日を記入する。
13	請求人・申請人氏名	請求人・申請人氏名をカタカナで記入する。なお、姓と名の間は1字空けること。 なお、職権で入力する場合は記入しないこと。
14～53		記入要領については、変更処理一覧の項番ごとに記述しているのでそれによること。

■ 変更処理一覧

項番	請求書・申請書等の種類	様式番号	同時決議番号	変更内容	変更内容コード	住所・氏名等変更票の入力	項目番号	出力項目名
①	特別遺族年金支給停止解除申請書及び特別遺族年金転給等申請書	00-02	4			●	591	行方不明・解除
②	特別遺族年金支給停止解除申請書	00-02				●	591	行方不明・解除
③	年金証書再交付申請書	00-03					802	再交付事由
④	年金等受給者死亡届及び特別遺族年金転給等請求書	00-06	2			●	606	失権(格)事由
⑤	年金等受給者死亡届	00-06					606	失権(格)事由
⑥	特別遺族年金代表者選任・解任届	00-07		選任	01	●	801	枝番号
				解任	02	●	801	枝番号
⑦	特別遺族年金転給等請求書	13-00		三者損賠同一生計	01	●	801	枝番号
							561	三者損賠受領額
							562	三者損賠受領日
							604	同一生計の有無
⑧	特別遺族年金支給停止申請書及び特別遺族年金転給等申請書	14-00	3			●	591	行方不明・解除
⑨	特別遺族年金支給停止申請書	14-00					591	行方不明・解除
⑩	特別遺族年金受給権者失権届及び特別遺族年金転給等申請書	21-00	1			●	606	失権(格)事由
⑪	特別遺族年金受給権者失権届	21-00					606	失権(格)事由
⑫	特別遺族年金算定基礎変更届	22-00		同一生計	02		604	同一生計の有無
⑬				障害の有無の変更	03		605	障害の状態
⑭				失格	05		606	失権(格)事由
⑮	(職権決議用)特別遺族年金の受給権消滅	90-02		死亡	01		606	失権(格)事由
⑯				失権	02		606	失権(格)事由
⑰	(職権決議用)特別遺族年金の変更決定	90-03		上順位者への転給	04	●	801	枝番号
							561	三者損賠受領額
							562	三者損賠受領日
							604	同一生計の有無
⑱				同一生計	06		604	同一生計の有無
⑲				障害の有無の変更	07		605	障害の有無
⑳				失格	09		606	失権(格)事由
㉑				代表者解任	10	●	801	枝番号
				代表者選任	11	●	801	枝番号
㉒	(職権決議用)その他	90-04		再発行			802	再交付事由
㉓	(職権決議用)支払差止(解除)変更	90-12		差止・解除	01	△(所在判明による支払差止解除時に入力)	811	差止・解除事由

（項番ごとの処理）

① 特別遺族年金支給停止解除（同時決議）（00-02）

所在不明を事由として支給停止されている者又は所在不明を事由として受給している次順位者から「特別遺族年金支給停止解除申請書（様式第９号の２）」と併せて「特別遺族年金転給等申請書（様式第２号）」が提出された場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

a　１枚目【変更票（解除情報）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b　２枚目【変更票（転給者・三者損賠情報・同一生計の有無）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c　３枚目【住所・氏名等変更届】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

d　３枚目【外国払入力票】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される３枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

（ロ）　記入要領

ａは遺族補償年金と同様。

b　【変更票（転給者、三者損賠情報・同一生計の有無）】

項番	入力項目	記　入　要　領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数「2」が印字される。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届のうち、入力する枚目を記入する
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届の総枚数を記入する。
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。転給した受給権者の枝番号を記入する。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有……　0 同一生計無……　1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

c、dは遺族補償年金と同様。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（同一生計・三者情報）	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
×・・・・非出力

② 特別遺族年金支給停止解除（00-02）

権者払い中に、所在不明を事由として支給停止された受給権者から「特別遺族年金支給停止解除申請書（様式第９号の２）」が提出された場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

a　１枚目【変更票（解除情報）】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b　２枚目【住所・氏名等変更届】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c　２枚目【外国払入力票】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登録	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
×・・・・非出力

③ 特別遺族年金証書再交付（00-03）

受給権者から「年金証書再交付申請書」が提出された場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

④　特別遺族年金死亡（同時決議）（00-06）

転給者から死亡した受給権者の「年金等受給権者死亡届」と併せて「特別遺族年金転給等申請書（様式第２号）」が提出された場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

a　１枚目【変更票（死亡）】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b　２枚目【変更票（転給者・三者損賠情報・同一生計の有無）】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c　３枚目【住所・氏名等変更届】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

d　３枚目【外国払入力票】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される３枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

（ロ）　記入要領

a　【変更票（死亡）】

項番	入力項目	記入要領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「606」及び項目名「失権(格)事由」を印字する。
15	変更年月日	失権事由の生じた年月日を記入する。当該変更年月日は転給年月日を兼ねている。
16	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次のコードを記入する。 死亡…… 1

b　【変更票（転給者、三者損賠情報・同一生計の有無）】

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数「2」が印字される。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届のうち、入力する枚目を記入する
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届の総枚数を記入する。
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。転給した受給権者の枝番号を記入する。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有……　0 同一生計無……　1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

c、dは遺族補償年金と同様。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（同一生計・三者情報）	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑤　失権・死亡（特別遺族年金）（00-06）

死亡した受給権者の遺族等から「年金等受給権者死亡届」が提出された場合の処理である。特別遺族年金が全員失権する場合、転給未処理になる場合及び権者払中の一人が失権する場合がある。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	●	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
債務者登録票	582	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金・一時金計算式リスト	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑥　代表者選任・解任（00-07）

受給権者から「特別遺族年金代表者選任・解任届」が提出された場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑦　特別遺族年金転給（13-00）〔転給者について権者との同一生計関係のみを入力する場合〕

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

a　【変更票（転給情報）】

項番	入力項目	記　入　要　領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
15	変更年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有……　0 同一生計無……　1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

b、c は遺族補償年金と同様。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（同一生計・三者情報）	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑧　特別遺族年金支給停止（同時決議）（14-00）

支払権者の住所が１年以上明らかでないため、同順位又は下順位の権者、資格者から「特別遺族年金支給停止申請書（様式第９号）」に併せて「特別遺族年金転給等申請書（様式第２号）」が提出された場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

a　１枚目【変更票（支給停止）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b　２枚目【変更票（転給者・三者損賠情報・同一生計の有無）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c　３枚目【住所・氏名等変更届】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

d　３枚目【外国払入力票】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される３枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

（ロ）　記入要領

a は遺族補償年金と同様。

b　【変更票（転給者、三者損賠情報・同一生計の有無）】

項番	入力項目	記　入　要　領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数「2」が印字される。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届のうち、入力する枚目を記入する
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届の総枚数を記入する。
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。転給した受給権者の枝番号を記入する。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有……　0 同一生計無……　1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

c、dは遺族補償年金と同様。

（ハ） 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（同一生計・三者情報）	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
×・・・・非出力

⑨　特別遺族年金支給停止（14-00）

権者払中に、支払権者の住所が明らかでないため、同順位の支払権者から「特別遺族年金支給停止申請書（様式第９号）」が提出された場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●‥‥出力
△‥‥条件出力
×‥‥非出力

⑩　特別遺族年金失権（同時決議）（21-00）

転給者から現受給権者の「特別遺族年金受給権者失権届（様式第５号）」と併せて「特別遺族年金転給等申請書（様式第２号）」が提出された場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

a　１枚目【変更票（失権）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b　２枚目【変更票（転給者・三者損賠情報・同一生計の有無）】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c　３枚目【住所・氏名等変更届】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

d　３枚目【外国払入力票】
遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される３枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

（ロ）　記入要領

a　【変更票（失権）】

項番	入力項目	記入要領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「606」及び項目名「失権（格）事由」を印字する。
15	変更年月日	失権事由の生じた年月日を記入する。当該変更年月日は転給年月日を兼ねている。
16	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次のコードを記入する。 婚姻 …… 2 養子縁組 …… 3 離縁 …… 4 障害無 …… 5

b 【変更票（転給者、三者損賠情報・同一生計の有無）】

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
4	出力枚数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受付処理により出力した変更票の枚数「2」が印字される。
5	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届のうち、入力する枚目を記入する
6	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力を要する変更票及び住所・氏名等変更届の総枚数を記入する。
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。転給した受給権者の枝番号を記入する。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有…… 0 同一生計無…… 1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

c、dは遺族補償年金と同様。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（同一生計・三者情報）	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑪　特別遺族年金失権（21-00）

支払権者である受給権者から「特別遺族年金受給権者失権届（様式第５号）」が提出された場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

項番	入力項目	記　入　要　領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「606」及び項目名「失権（格）事由」を印字する。
15	変更年月日	失権事由の生じた年月日を記入する。当該変更年月日は転給年月日を兼ねている。
16	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次のコードを記入する。 婚姻 …… 2 養子縁組 …… 3 離縁 …… 4 障害無 …… 5

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
債務者登録帳票	582	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金・一時金計算式リスト	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑫　算定基礎変更（同一生計）（22-00）

受給権者から資格者の同一生計関係について「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第６号）」が提出された場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑬ 算定基礎変更（障害の有から無への変更）(22-00)

受給権者から受給権者及び資格者の障害の状態について「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第６号)」が提出された場合の処理である。

なお、この処理において入力可能な者は障害の状態を変更することによって、受給権に変動を及ぼさないものに限る処理である。

（イ） 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ） 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ） 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑭ 算定基礎変更（失権（格））（22-00）

受給権者から受給権者以外の資格者の失権・失格について「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第６号）」が提出された場合の処理である。

（イ） 必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ） 記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ） 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A･B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑮　受給権消滅【失権・死亡（特別遺族年金）(90-02)】

受給権者の死亡を定期報告等によって把握し、遺族等から「年金等受給権者死亡届」が提出された場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑯　受給権消滅【特別遺族年金失権（90-02)】

特別遺族年金の受給権者が失権事由に該当することが定期報告等によって判明した場合にその他の受給者又は遺族から「特別遺族年金受給権者失権届（様式第５号)」の提出がない場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑰　職権変更【上位者への転給（90-03）】

この処理は訂正における「資格者追加」に付随して行う処理であり、次の場合に行う。現受給権者に対して先順位者たるべき資格者を追加し、その資格者に対して上順位者への転給を行う必要のある場合

（イ）　必要な記入項目

a　１枚目【変更票（転給情報）】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

b　２枚目【住所・氏名等変更届】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

c　２枚目【外国払入力票】

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

※遺族補償年金の変更処理で出力される２枚目【変更票（厚年等情報）】は出力されない。

（ロ）　記入要領

a　【変更票（転給情報）】

項番	入力項目	記　入　要　領
14	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「801」及び項目名「枝番号」を印字する。
15	変更年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
18	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
19	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「561」及び項目名「三者損賠受領額」を印字する。
23	変更データ	記入不要
24	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「562」及び項目名「三者損賠受領日」を印字する。
28	変更データ	記入不要
29	項目番号・項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。項目番号「604」及び項目名「同一生計の有無」を印字する。
31	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。同一生計に変更が生じた資格者の枝番号を記入する。
33	変更データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の該当するコードを記入する。 同一生計有……　0 同一生計無……　1
34～53	4人分の同一生計関係	記入方法は項目29～33と同様である。

b、cは遺族補償年金と同様。

（ハ） 出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（同一生計・三者情報）	057	×	△	△	△	OCRインサータ部
OKリスト（住所情報）	057	×	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑱　職権変更【算定基礎変更（同一生計）(90-03)】

定期報告等により資格者の同一生計関係に変更が生じていることを把握した場合に、受給権者から「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第６号)」が提出されない場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A･B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

⑲　職権変更【算定基礎変更（障害の有無の変更）(90-03)】

定期報告等により資格者の障害の状態について変更が生じていることを把握した場合で受給権者から「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第６号)」が提出されない場合の処理である。

なお、この処理において入力可能な者は障害の状態を変更することによって、受給権に変動を及ぼさない者に限る。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

⑳　職権変更【算定基礎変更（失権（格））(90-03)】

定期報告等により受給権者以外の資格者の失権・失格について把握した場合で、受給権者から「特別遺族年金額算定基礎変更届（様式第６号)」が提出されない場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

変更票を入力して出力される帳票等

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	登記	修正	再出力	出力端末装置
変更票	562	●	×	×	×	OCRインサータ部
変更決議書	571	×	●	●	●	OCRインサータ部
年金年額リスト	486	×	△	△	△	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A･B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

㉑　職権決議【代表者選任・解任（90-03）】

転給による転給者は自動的に代表者としてセットされるため、引き続き権者払いを請求する場合に職権により代表者解任を行う。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

㉒　職権【年金証書再交付（90-04）】

職権により年金証書再交付の必要が生じた場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

㉓　職権【支払差止・解除（90-12）】

定期報告未提出、所在不明を事由として支払差止する場合又は定期報告提出、所在判明を事由として差止解除をする場合に行う処理である。

なお、所在判明による差止解除に限り、住所・氏名変更届等との同時決議入力となる。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ロ）　記入要領

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（ハ）　出力帳票一覧

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（3）決議処理

変更処理の結果出力された変更決定決議書（３９５７１）を用いて、変更決定に係る決議を行う。

イ　様式

被災者災害補償保険
金・一時金システム

571

年金変更・不変更決定決議書

[redacted]

帳票種別	管轄局署	①データ受付番号	年金証書番号	枝番号	②決議書出力回数
39571	0707	0760690251002	076049025	02（訂正番号）	1

受付							
屋の種類	[redacted]					請求人・申請人氏名	コウセイ.セイコ
同時決議番号	様式番号	窓口番号	受付年月日	決議書出力年月日	被災者氏名	被災者生年月日	
	2100		H18 7 3	H18 7 3	サイドウ アキラ	S22.4.2	

決定額	他 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	署長	次長	課長	係長	係
年金年額	¥0					
特別年金年額	−					
傷病差額特別年金額	−					
就学等援護費	−					

調整額等	
[redacted]	
保険給付	¥000000
特別支給金	
就学等援護費	

算定基礎								
（変更前）	給付日額	×	給付日数	厚年等調整率(額) ¥400000	)×	支給制限率 %	=	年金年額
	算定日額	×	給付日数	×		支給制限率 %	=	特別年金年額
（変更後）	給付日額	×	給付日数	厚年等調整率(額)	)×	支給制限率 %	=	年金年額
	算定日額	×	給付日数	×		支給制限率 %	=	特別年金年額

請求書項目等

失権

枝番 02　氏名　厚生 正子

失権年月日　H18．5．2　失権事由 2-婚姻

M581　全員失権（年金転帰）になります

入力欄	③決定年月日	④処理区分	⑤調査コード	⑥調査年月日	⑦復命書番号
	平成 18 年 9 月 5 日	01		平成 年 月 日	

ロ　変更決定決議書の記入項目

項番	入力項目	変更・不変更
1	データ受付番号	●
2	決議書出力回数	●
3	決定年月日	●
4	処理区分	●
5	調査コード	A
6	調査年月日	A
7	復命書番号	A

●…　必須入力項目

A…　セット入力項目（3項目全てを入力する）

（注）太字となっている項目は、決議書出力時に印字する項目である.

ハ　変更決定決議書の項目別記入要領

項番	入力項目	記　入　要　領
1	データ受付番号	登記処理により機械印字する。
2	決議書出力回数	登記処理により機械印字する。
3	決定年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。変更(不変更)決定した日付を記入する。
4	処理区分	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 変更……01 重複請求で不変更……13 その他で不変更……31～39 (注)31～39については、各局が任意に設定し使用する。
5	調査コード	変更(訂正)するに当たり調査を行った場合は、次の区分に従い該当するコードを記入する。 適用関係……11 業務外……12 受給権者……19 その他(上記以外)……24～29 支給停止……31 支払差止……32 受給資格者……33 死亡……34
6	調査年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査実施年月日を記入する。
7	復命書番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

調査コードを記入する場合は、調査年月日・復命書の番号も記入すること。

二　変更決定決議書の出力内容

出力項目名	出力内容
上方標題	様式番号、変更内容コード、同時決議番号、項目群番号によって別表1のとおり印字する。 ただし、不変更決議書の場合は別表の文言の後に"不変更"の文字を印字する。
管轄局署	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
年金証書番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力回数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
届の種類	対象となる請求書・申請書・届・項目群番号の名称を別表1のとおり印字する。
請求人・申請人氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
同時決議番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
様式番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
受付年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
被災者氏名	被災者氏名をカタカナで印字する。
被災者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
＜決定額＞ 年金年額	原則として、変更・訂正後の変更年月の効力開始年月時点の算定基礎に基づいた支給制限後年金年額を印字する。ただし、不変更決議書の場合は"ー"を印字する。 例外については、別表2を参照すること。
＜決定額＞ 特別年金額	"ー"を印字する。
＜決定額＞ 傷病差額特別年金額	"ー"を印字する。
＜決定額＞ 就学等援護費	"ー"を印字する。
＜調整額等＞ 回収額	当期に生じたそ及回収額の合計を「保険給付」欄に印字する。 「特別支給金」「就学援護費」欄は印字なし。
＜調整額等＞ 調整額処理方法	回収額の処理方法を「保険給付」に下記のとおり印字する。 転帰時に債権コードを入力しない場合 …… 保留 転帰時に債権コードを入力した場合 又は内払すべき給付額が存在しない場合 …… 債権管理 年金継続中で内払い処理が可能な場合 …… 内払
＜調整額等＞ 追給額	当期に生じたそ及追給額（内払調整後）の合計を「保険給付」欄に印字する。 「特別支給金」「就学援護費」は印字なし。
＜調整額等＞ 未支給金額	死亡転帰により発生した未支給金を「保険給付」欄に印字する。 「特別支給金」「就学等援護費」欄は印字なし。
＜調整額等＞ 失権差額一時金	特別遺族年金の転帰で発生した失権差額一時金を「保険給付」欄に印字する。 「特別支給金」欄は印字なし。
算定基礎	変更年月の効力開始時点の変更前・後における年金年額を、「厚年等調整率（額）」欄に印字する。 他は印字しない。
請求書項目等	取扱いは、遺族補償年金と同様である。

別表 1

様式番号	上方表題	届の種類
00-02	支給停止解除	特別遺族年金支給停止解除申請書
00-02-4	支給停止解除・転給	支給停止解除・転給
00-03	年金証書再交付	年金証書再交付申請書
00-06	受給権者死亡	年金等受給権者死亡届
00-06-2	受給権者死亡・転給	受給権者死亡・転給
00-07	代表者選任・解任	特別遺族年金代表者選任・解任届
13-00	特別遺族年金転給	特別遺族年金転給等申請書
14-00	支給停止	特別遺族年金支給停止申請書
14-00-3	支給停止・転給	支給停止・転給
21-00	特別遺族年金失権	特別遺族年金受給権者失権届
21-00-1	失権・転給	受給権者失権・転給
22-00-01～03,05	特別遺族年金算定基礎変更	特別遺族年金算定基礎変更届
90-02-01	(職権決議)受給権者死亡	(職権決議)受給権消滅確認決議書
90-02-02	(職権決議)特別遺族年金失権	(職権決議)受給権消滅確認決議書 (職権決議)変更決定決議書
90-03-04	(職権決議)特別遺族年金転給	(職権決議)変更決定決議書
90-03-05～07,09	(職権決議)特別遺族年金算定基礎変更	(職権決議)変更決定決議書
90-03-10～11	(職権決議)代表者選任・解任	(職権決議)代表者選任・解任決議書
90-04	(職権決議)年金証書再交付	(職権決議)年金証書再交付決議書
90-12-01	支払差止決議 支払差止解除決議	(職権決議)支払差止解除決議書
540	(職権決議)	支給転帰情報訂正
590	(職権決議)	支給停止情報訂正
600	(職権決議)	資格者情報訂正

別表２

様式番号	印字内容
00－03 90－04	全ての金額欄に"－"を印字する。
00－06 90－02	年金年額欄に"0"を印字する。ただし権者払いの場合は除く。他の金額欄は"－"を印字する。
21－00	年金年額欄に"0"を印字する。ただし権者払いの場合は除く。他の金額欄は"－"を印字する。
90－12－01	全ての金額に"－"を印字する。
90－12－02	全ての金額に"－"を印字する。
540	転帰取消以外はすべての金額欄に"－"を印字する。
600	「601：資格者氏名」又は「603：資格者性別」の訂正の場合は、年金年額欄に"0"を印字する。他の金額欄は"－"を印字する。

ホ　変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	不変更	出力端末装置
変更決定通知書	484	●	×	OCR インサータ部
	485 （代表者選任・解任、年金証書再交付の場合）			
不変更決定通知書	483	×	●	OCR インサータ部
年金証書	440	△	×	OCR インサータ部

●…出力、△…条件出力、×…非出力

年金証書が出力されるのは次の処理である。

様式番号【00－03、00－06（同時決議）、00－07、13－00、14－00（同時決議）、21－00（同時決議）、90－03（変更内容コード04、10、11）、90－04】

4　訂正処理

以下、具体的な機械処理を示す。

（1）機械処理フロー図

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（2）受付・登記処理

イ　様式

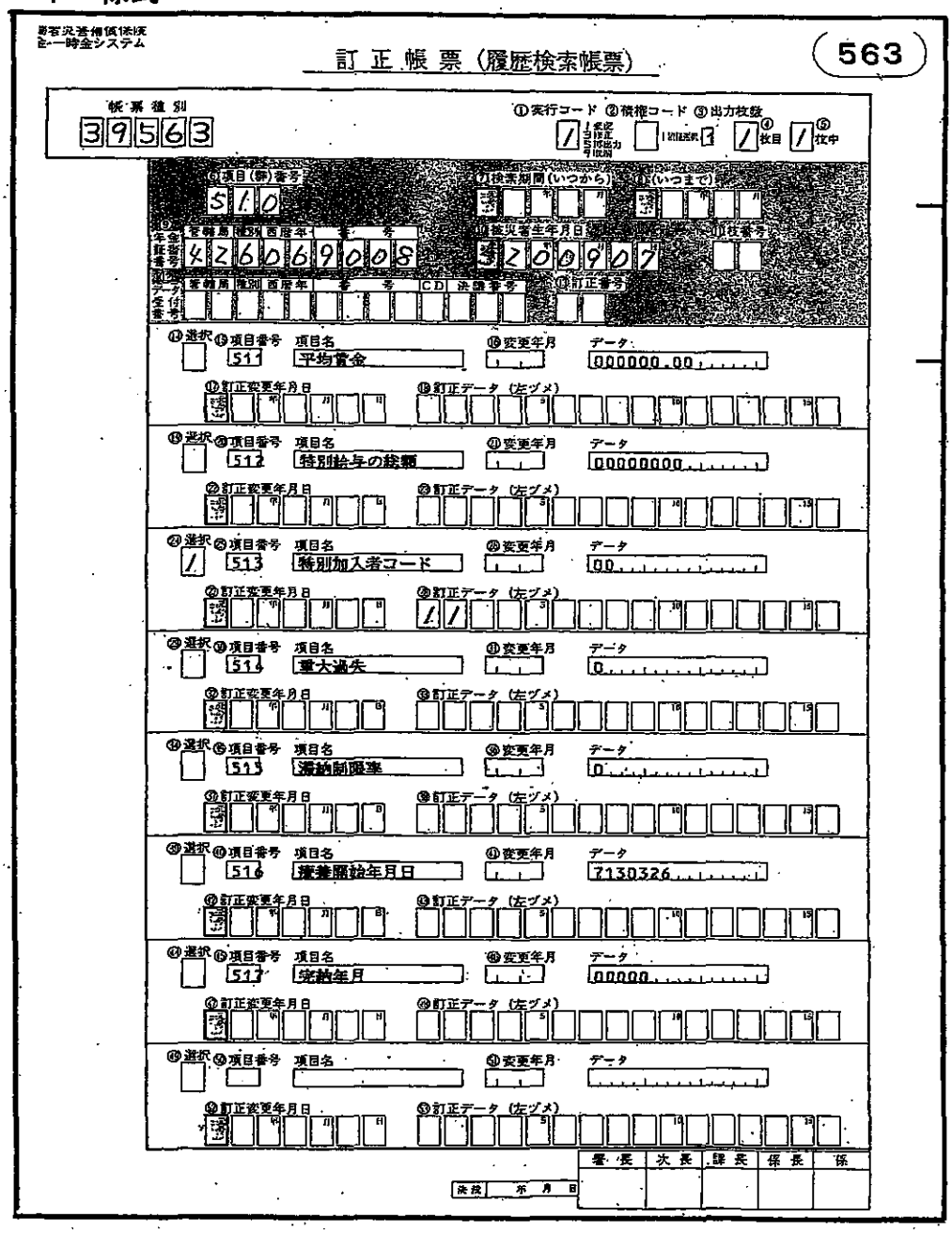

訂正帳票（履歴検索帳票）　563

帳票種別　39563

①実行コード　②機能コード　③出力枚数　④枚目　⑤枚中

⑥項目（枠）番号　510

⑦検索期間（いつから）　⑧（いつまで）

⑨年金証書番号　426069008

⑩被災者生年月日　520909

⑪枝番号

⑫データ受付番号　⑬訂正番号

⑭選択　⑮項目番号　511　項目名　平均賃金　⑯変更年月　データ　000000.00

⑰訂正変更年月日　⑱訂正データ（左ヅメ）

⑲選択　⑳項目番号　512　項目名　特別給与の総額　㉑変更年月　データ　00000000

㉒訂正変更年月日　㉓訂正データ（左ヅメ）

㉔選択　㉕項目番号　513　項目名　特別加入者コード　㉖変更年月　データ　00

㉗訂正変更年月日　㉘訂正データ（左ヅメ）　11

㉙選択　㉚項目番号　514　項目名　重大過失　㉛変更年月　データ　0

㉜訂正変更年月日　㉝訂正データ（左ヅメ）

㉞選択　㉟項目番号　515　項目名　滞納制限率　㊱変更年月　データ　0

㊲訂正変更年月日　㊳訂正データ（左ヅメ）

㊴選択　㊵項目番号　516　項目名　療養開始年月日　㊶変更年月　データ　7130326

㊷訂正変更年月日　㊸訂正データ（左ヅメ）

㊹選択　㊺項目番号　517　項目名　完納年月　㊻変更年月　データ　00000

㊼訂正変更年月日　㊽訂正データ（左ヅメ）

㊾選択　㊿項目番号　項目名　変更年月　データ

訂正変更年月日　訂正データ（左ヅメ）

署長	次長	課長	係長	係

決裁　年　月　日

ロ 訂正帳票記入要領(共通部分)(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記入要領
1	実行コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 履歴検索……記入しない 登記……1 修正……3 決議書再出力……5 取消……9
2	債権コード	
3	出力枚数	記入しない。
4	枚目	''1''を記入する。
5	枚中	''1''を記入する。
6	項目(群)番号	訂正する項目の項目番号の属する項目群番号又は項目番号を記入する。
7	検索期間(いつから)	履歴が存在する項目(群)番号の履歴を訂正する場合に記入する。 その場合、検索期間(いつから)以降の変更年月の履歴を印字する。
8	検索期間(いつまで)	検索期間(いつから)を記入した場合で検索期間を限定する場合に記入する。 イ 省略した場合は、入力した年月を設定する。ただし、転帰済の場合は転帰年月を設定する。 ロ 検索期間(いつまで)以前の変更年月の履歴を印字する。
9	年金証書番号	特別遺族年金を訂正する場合等に記入する。
10	被災者生年月日	年金証書番号を記入する場合は必ず記入する。
11	枝番号	訂正する支払権者、資格者の枝番号を記入する。 ※遺族補償年金で使用する若年停止に係る枝番号61,71,72,73,74,81,82,91～99は、使用しないこと。
12	データ受付番号	特別遺族一時金を訂正する場合等に記入する。
13	訂正番号	特別遺族一時金の訂正内容の情報を訂正する場合に記入する。

○項目群番号による入力キー

項目群		入力キー
群番号	項目群名	
500	特別遺族給付金キー	年金証書番号又はデータ受付番号
510	被災者算定情報	年金証書番号又はデータ受付番号
520	被災者共通情報	年金証書番号又はデータ受付番号
530	統計情報	年金証書番号又はデータ受付番号
540	転帰情報	年金証書番号又はデータ受付番号
590	支給停止情報	年金証書番号、かつ、枝番号
600	資格者情報	年金証書番号、かつ、枝番号
640	支払情報	データ受付番号、かつ、(訂正番号)(注1)
650	受付情報	データ受付番号、かつ、(訂正番号)(注1)
660	調査書情報	データ受付番号、かつ、(訂正番号)(注1)

(注1)特別遺族一時金において、既に訂正した情報を再度訂正する場合に記入すること。

○履歴検索時の出力内容

番号	項目	出力内容
3	出力枚数	"1"を印字する。
15,20,25～	項目番号	「⑥ :項目(群)番号」により訂正処理に係る訂正処理一覧表の項目番号のとおり印字する。
	項目名	「⑥ :項目(群)番号」により訂正処理に係る訂正処理一覧表の項目番号のとおり印字する。
16,21,26～	変更年月	「⑦:検索期間(いつから)」、「⑧:検索期間(いつまで)」により次のとおり印字する。 イ. 「⑦:検索期間(いつから)」、「⑧:検索期間(いつまで)」以前の履歴にかかる変更年月日を印字する。 ロ. 「⑧:検索期間(いつまで)」の入力を省略した場合は入力した年月までのものを印字する。 ハ. 履歴が存在しない項目(群)番号⑦⑧を空欄とする場合は、支給事由発生年月日の翌月を印字する。
	データ	「⑥:項目(群)番号」により⑯以降の変更年月日に対応するデータを印字する。

■ 訂正処理一覧

項番	訂正処理内容	項目群		項目		検索対象の記入の有無	出力様式
		群番号	項目群名	項目番号	出力文字		
1	特別遺族給付金キーを訂正する場合 (金額に影響のない支払前の一定の条件にある場合のみ)	500	特別遺族給付金キー情報	501	労働保険番号	無	OKリスト
				502	被災者生年月日		
				503	傷病年月日		
2	・特別加入者か否かを訂正する場合	510	被災者算定情報	511	平均賃金	無	訂正決議書
				512	特別給与の総額		
				513	特別加入者コード		
				514	重大過失		
				515	減額制限率		
				516	療養開始年月日		
				517	完納年月日		
3	・金額に影響のない項目を訂正する場合 ・特別加入者コードを訂正する場合	520	被災者共通情報	521	被災者氏名カナ	無	OKリスト
				522	被災者性別		
				523	診断書の要否		
				524	特別加入者コード		
4	・統計項目を訂正する場合	530	統計情報	531	傷病区分	無	OKリスト
				532	業種別		
				533	特疾コード		
				534	災害発生局署		
				535	傷病性質		
				536	傷病部位		
				537	事故の相手方		
5	・転帰事由・転帰年月日を訂正する場合 ・転帰を取消する場合	540	転帰情報	541	支給事由発生年月日	無	変更決議書
				542	転帰事由		
				543	転帰年月日		
6	・1年以上の所在不明による支給停止の最新履歴を取消する場合 ・1年以上の所在不明による支給停止の履歴を最新履歴以降に追加する場合	590	支給停止情報	591	行方不明・解除	無	変更決議書
7	・資格者情報を訂正する場合・資格者を取消する場合 ・資格者を追加する場合 ・同一生計の有無の変更履歴を追加する場合 ・同一生計の有無の変更履歴を取消する場合 ・障害の状況の変更履歴を追加する場合 ・障害の状態の変更履歴を取消する場合 ・失権を取消する場合	600	資格者情報	601	資格者氏名	有	変更決議書
				602	資格者生年月日		
				603	資格者性別		
				604	同一生計の有無		
				605	障害の状態		
				606	失権(終)事由		
8	・一時金の支払先情報を訂正する場合	640	支払情報	641	委任・未支給	無	OKリスト
				642	支払方法		
				643	金融機関コード		
				644	預金の種類		
				645	口座番号		
				646	口座名義人1		
				647	口座名義人2		
				648	口座名義人3		
9	・受付年月日・請求人氏名・決定通知書を訂正する場合 ・不支給・不変更の処理区分を不支給・不変更の処理区分に訂正する場合	650	受付情報	651	受付年月日	無	OKリスト
				652	請求人氏名		
				653	決定年月日		
10	・調査コード・調査年月日・復命書番号を訂正する場合 ・調査書情報を追加する場合	660	調査書情報	654	処理区分	無	OKリスト
				661	調査コード		
				662	調査年月日		
				663	復命書番号		
11	・基本権取消する場合	900	処理情報	900	処理区分	無	訂正決議書
12	・一時金給付の実額訂正をする場合	910	実額情報	910	三・事等調整 実額(保険給付) 実額(特別一時金) 実額(特別支給金)	無	訂正決議書

（群番号ごとの処理）

① 特別遺族給付金キー情報（500）

特別遺族給付金キーを構成している労働保険番号、死亡労働者等生年月日、死亡年月日を訂正する場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	×
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	500	500
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	A	A
10	被災者生年月日	A	A
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	B	B
13	訂正番号	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照

A・B ・・・・A又はBのいずれか必須入力項目
× ・・・・入力不可項目

(ロ) 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
501 労働保険番号	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
502 被災者生年月日	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
503 傷病年月日	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	記入不要

※(注)特別遺族給付に対して傷病年月日の訂正を行った場合は、以下のメッセージでキャンセルとする。

C6050 特別遺族給付で傷病年月日の訂正はできません

(ハ)処理別選択コード記入要領

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
×‥‥非出力

② 被災者算定情報（510）

金額に影響のある特別加入者コードを訂正する場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	×	1	3	5	9
2	債権コード	×	△	△		
3	出力枚数	×				
4	枚目	×	1	1		
5	枚中	×	1	1		
6	項目(群)番号	510	510	510	510	510
7	検索期間(いつから)	×	×	×		
8	検索期間(いつまで)	×	×	×		
9	年金証書番号	A	A	A	A	A
10	被災者生年月日	A	A	A	A	A
11	枝番号	×	×	×	×	×
12	データ受付番号	B	B	B	B	B
13	訂正番号	×	×	×	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照	項目別記入要領参照		

A·B····A又はBのいずれか必須入力項目
△ ····任意入力項目
× ····入力不可項目
B ····同一被災者に対して行った一時金給付（決議番号＝001）のデータ受付番号

(ロ) 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
511 平均賃金	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
512 特別給与の総額	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
513 特別加入者コード	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
514 重大過失コード	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
515 滞納制限率	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
516 療養開始年月日	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
517 完納年月	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

※(注)511平均賃金、512特別給与の総額、514重大過失コード、515滞納制限率、516療養開始年月日、517完納年月に訂正入力された場合は、以下のメッセージでキャンセルとする。

C6047 特別遺族給付で特加コード以外は訂正できません

(ハ) 処理別選択コード記入要領

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
特別加入者コード(有→無)	特別加入者コード	513	●	1(訂正)
	特別給与の総額	512	×	
	重大過失	514		
	滞納制限	515		
	完納年月	517		
特別加入者コード(無→有)	特別加入者コード	513	●	1(訂正)
	特別給与の総額	512	×	
	重大過失	514		
	滞納制限	515		
	完納年月	517		

（二）訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	OKリスト(バッチ事案)	057	×	×	×	×	×	OCRインサータ部
3	OKリスト(取消)	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部
4	キャンセルリスト	057	×	×	×	×	×	OCRインサータ部
5	訂正決議書	572	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
6	債務者登録票	582	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
7	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
8	特別遺族年金内訳リスト	488	×	A	A	A	×	OCRインサータ部
9	特別遺族一時金内訳リスト	489	×	B	B	B	×	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A・B・・・A又はBのどちらかを出力
×・・・・非出力

（ホ）訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金のみ	一時金のみ		年金・一時金		出力端末装置
				追給	回収	追給	回収	
1	OKリスト	057	×	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決定通知書	485	●	×	×	●	●	OCRインサータ部
3	支給決定通知書	481	×	●	●	●	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
×・・・・非出力

③　被災者共通情報（520）

金額に影響のない死亡労働者等の氏名、死亡労働者等の性別、診断書の要否、特別加入者コードを訂正する場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	×
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	520	520
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	A	A
10	被災者生年月日	A	A
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	B	B
13	訂正番号	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照

A･B･･･A又はBのいずれか必須入力項目
×　････入力不可項目
B　････同一被災者に対して行った一時金給付(決議番号＝001)のデータ受付番号

（ロ）項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
521 被災者氏名（カナ）	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
522 被災者性別	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
523 診断書の要否	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	記入不要
524 特別加入者コード	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。

（ハ）訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
×・・・・非出力

④　統計情報（530）

統計項目を訂正する場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	△
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	530	530
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	A	A
10	被災者生年月日	A	A
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	B	B
13	訂正番号	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照

A･B････A又はBのいずれか必須入力項目
×　････入力不可項目

（ロ）項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
531 傷病区分	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	記入不要
532 業通別	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	記入不要
533 特疾コード	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。 特定疾病に該当する場合は「1」を入力する。
534 災害発生局署	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
535 傷病性質	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
536 傷病部位又は通勤方法	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
537 事故の相手方	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	記入不要

※(注)特別遺族給付に対して業通別の訂正を行った場合は、
以下のメッセージでキャンセルとする。
C6051　特別遺族給付で業通別の訂正はできません

(ハ)訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
×‥‥非出力

⑤　転帰情報（540）

転帰事由、転帰年月日を訂正する場合及び転帰を取り消す場合の処理である。

（イ）必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	×	1	3	5	9
2	債権コード	×	×	×		
3	出力枚数	×				
4	枚目	×	1	1		
5	枚中	×	1	1		
6	項目（群）番号	540	540	540	540	540
7	検索期間（いつから）	×	×	×		
8	検索期間（いつまで）	×	×	×		
9	年金証書番号	A	A	A	A	A
10	被災者生年月日	A	A	A	A	A
11	枝番号	×	×	×	×	×
12	データ受付番号	B	B	B	B	B
13	訂正番号	×	×	×	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照	項目別記入要領参照		

A･B・・・・A又はBのいずれか必須入力項目
×　・・・・入力不可項目
B　・・・・同一被災者に対して行った一時金給付（決議番号＝001）のデータ受付番号

（ロ）項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
541 支給事由発生年月日	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
542 転帰事由	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
543 転帰年月日	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

※(注)541支給事由発生年月日に訂正入力された場合は、以下のメッセージでキャンセルとする。

C6046　特別遺族給付で支給事由発生年月日の訂正はできません

（ハ）処理別選択コード記入要領

処理名欄の取消を行う場合は、下表に掲げる項目(必須入力項目)も取消すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
転帰取消	転帰取消	542	●	9(取消)
	転帰年月日	543	●	9(取消)

（二）訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決議書	571	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
3	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
4	OKリスト	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
△‥‥条件出力
×‥‥非出力

（ホ）訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●‥‥出力

⑥　支給停止情報（590）

1年以上の所在不明による支給停止についての最新履歴を追加・取消する場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	×	1	3	5	9
2	優権コード	×	×	×		
3	出力枚数	×				
4	枚目	×	1	1		
5	枚中	×	1	1		
6	項目(群)番号	590	590	590	590	590
7	検索期間(いつから)	×	×	×		
8	検索期間(いつまで)	×	×	×		
9	年金証書番号	●	●	●	●	●
10	被災者生年月日	●	●	●	●	●
11	枝番号	●	●	●		
12	データ受付番号	×	×	×	×	×
13	訂正番号	×	×	×	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照	項目別記入要領参照		

● ‥‥必須入力項目
× ‥‥入力不可項目

（ロ）　項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
591 行方不明・解除	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

（ハ）訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決議書	571	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
3	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
4	OKリスト	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
△‥‥条件出力
×‥‥非出力

（二）変更決定決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●‥‥出力

⑦　資格者情報（600）

資格者情報の訂正、資格者の取消・追加、同一生計の有無の取消・追加、障害の状態の変更履歴の取消・追加及び失権の取消を行う場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	修正	再出力	取消
1	実行コード	×	1	3	5	9
2	債権コード	×	△	△		
3	出力枚数	×				
4	枚目	×	1	1		
5	枚中	×	1	1		
6	項目(群)番号	600	600	600	600	600
7	検索期間(いつから)	●				
8	検索期間(いつまで)	△				
9	年金証書番号	●	●	●	●	●
10	被災者生年月日	●	●	●	●	●
11	枝番号	●	●	●		
12	データ受付番号	×	×	×	×	×
13	訂正番号	×	×	×	×	×
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照	項目別記入要領参照		

● ‥‥必須入力項目
△ ‥‥任意入力項目
× ‥‥入力不可項目

※(注)若年停止者の入力はない(支給事由発生年月日は平成13年3月26日以前であり、資格者が死亡当時資格者に55歳であったとしてもすでに60歳に到達している)ため、資格者追加において若年停止者枝番号(60以上)が入力された場合は、コードエラーによるキャンセルとする。

（ロ）項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
601 資格者氏名（カナ）	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
602 資格者生年月日	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
603 資格者性別	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
604 同一生計の有無	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
605 障害の状態	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
606 失権（格）事由	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

（ハ）処理別選択コード記入要領

処理名欄の追加・取消を行う場合は、下表に掲げる項目（必須入力項目）を追加・取消すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
資格者の追加	資格者氏名	601	●	5(追加)
	資格者生年月日	602	●	5(追加)
	資格者性別	603	●	5(追加)
	同一生計の有無	604	△	5(追加)
	障害の状態	605	△	5(追加)
資格者の取消	資格者氏名	601	●	9(取消)
	資格者生年月日	602	●	9(取消)
	資格者性別	603	●	9(取消)

（二）訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	修正	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	×	×	OCRインサータ部
2	変更決議書	571	×	●	●	●	×	OCRインサータ部
3	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	△	△	×	OCRインサータ部
4	OKリスト	057	×	×	×	×	●	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
×・・・・非出力

（ホ）訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●・・・・出力

⑧　支払情報(640)

一時金給付の支払先を訂正する場合の処理である。

(イ)　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	×
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	640	640
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	×	×
10	被災者生年月日	×	×
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	●	●
13	訂正番号	△	△
14~53	その他の項目	×	項目別記入要領参照

●　‥‥必須入力項目
△　‥‥任意入力項目
×　‥‥入力不可項目
訂正番号は、既に訂正を行った一時金給付について再度訂正するデータを入力する場合に記入すること。

(ロ)項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
641 委任未支給	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
642 支払方法	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
643 金融機関コード	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
644 預金の種類	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
645 口座番号	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
646 口座名義人1	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
647 口座名義人2	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
648 口座名義人3	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。

(ハ) 処理別選択コード記入要領

処理名欄の訂正を行う場合は、下表に掲げる項目(必須入力項目)を訂正すること。
また、任意入力項目についても訂正を行う必要が生じることもあるので留意すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
支払方法(当地払・送金払→銀行振込)の訂正	支払方法	642	●	1(訂正)
	金融機関コード	643	●	1(訂正)
	預金の種類	644	●	1(訂正)
	口座番号	645	●	1(訂正)
	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	△	1(訂正)
	口座名義人3	648	△	1(訂正)
口座名義人の訂正(銀行振込のみ)	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	△	1(訂正)
	口座名義人3	648	△	1(訂正)
口座名義人(17桁から32桁)の訂正(銀行振込のみ)	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	●	1(訂正)
	口座名義人3	648	△	1(訂正)
口座名義人(33桁から38桁)の訂正(銀行振込のみ)	口座名義人1	646	●	1(訂正)
	口座名義人2	647	●	1(訂正)
	口座名義人3	648	●	1(訂正)

●‥‥必須入力項目
△‥‥任意入力項目

(二) 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
×‥‥非出力

⑨　受付情報(650)

受付情報を訂正する場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記	取消
1	実行コード	×	1	9
2	債権コード	×	×	×
3	出力枚数	×		
4	枚目	×	1	×
5	枚中	×	1	×
6	項目(群)番号	650	650	650
7	検索期間(いつから)	×	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×	×
9	年金証書番号	×	×	×
10	被災者生年月日	×	×	×
11	枝番号	×	×	×
12	データ受付番号	●	●	●
13	訂正番号	△	△	△
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照	

●　‥‥必須入力項目
△　‥‥任意入力項目
×　‥‥入力不可項目
訂正番号は、既に訂正を行った一時金給付について再度訂正するデータを入力する場合に記入すること。

（ロ） 項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
651 受付年月日	選択	記入不要
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
652 請求人氏名	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
653 決定年月日	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	
654 処理区分	選択	取扱いは遺族補償給付と同様である。
	訂正変更年月(日)	
	訂正データ	

※(注)特別遺族給付に対して、訂正処理・受付情報の受付年月日の訂正を行った場合は、

以下のメッセージでキャンセルとする。

C6049 特別遺族給付で受付年月日の訂正はできません

（ハ） 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
×‥‥非出力

⑩　調査書情報(660)

調査書情報を訂正する場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	登記
1	実行コード	×	1
2	債権コード	×	×
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	1
5	枚中	×	1
6	項目(群)番号	660	660
7	検索期間(いつから)	×	×
8	検索期間(いつまで)	×	×
9	年金証書番号	×	×
10	被災者生年月日	×	×
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	●	●
13	訂正番号	△	△
14～53	その他の項目	×	項目別記入要領参照

● ‥‥必須入力項目
△ ‥‥任意入力項目
× ‥‥入力不可項目
訂正番号は、既に訂正を行った給付について再度訂正データを入力する場合に記入すること。

（ロ）　項目別記入要領

項目及び出力文字	入力項目名	記入要領
661 調査コード	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
662 調査年月日	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。
663 復命書番号	選択 訂正変更年月(日) 訂正データ	取扱いは遺族補償給付と同様である。

（ハ）処理別選択コード記入要領

処理名欄の追加、取消を行う場合は、下表に掲げる項目（必須入力項目）も追加すること。

処理名	項目	項目番号	必須・任意	選択
調査書情報の追加	調査コード	661	●	5（追加）
	調査年月日	662	●	5（追加）
	復命書番号	663	●	5（追加）
調査書情報の取消	調査コード	661	●	9（取消）
	調査年月日	662	●	9（取消）
	復命書番号	663	●	9（取消）

（ニ）訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	登記	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	OKリスト	057	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
×‥‥非出力

⑪　処理情報(900)

基本権取消の決議を行う場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	再出力
1	実行コード	×	5
2	債権コード	×	
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	
5	枚中	×	
6	項目(群)番号	900	900
7	検索期間(いつから)	×	
8	検索期間(いつまで)	×	
9	年金証書番号	A	A
10	被災者生年月日	A	A
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	B	B
13	訂正番号	×	×
14～53	その他の項目	×	

※ 履歴検索、登記及び取消は、本省(業務室)のみ行うことができる。
基本権取消は、文書報告様式(4)石綿用　特第2号に基づき本省で登記を行うため、本省(業務室)から連絡を受けた後、訂正票で決議書再出力(実行コード:5)により決議書を出力し、決議入力すること。

A･B････A又はBのいずれか必須入力項目
×　････入力不可項目

（ロ） 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	再出力	取消	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	×	OCRインサータ部
2	OKリスト（バッチ事案）	057	×	×	×	OCRインサータ部
3	OKリスト（取消）	057	×	×	●	OCRインサータ部
4	訂正決議書	572	×	●	×	OCRインサータ部
5	債務者登録票	582	×	△	×	OCRインサータ部
6	特別遺族年金年額リスト	486	×	△	×	OCRインサータ部
7	特別遺族年金内訳リスト	488	×	A	×	OCRインサータ部
8	特別遺族一時金内訳リスト	489	×	B	×	OCRインサータ部

●・・・・出力
△・・・・条件出力
A ・・・・AのみあるいはBのみあるいはA及びBを出力
×・・・・非出力

（ハ） 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	年金	一時金	年金・一時金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	×	●	OCRインサータ部
2	支給決定通知書	481	×	●	×	OCRインサータ部

●・・・・出力
×・・・・非出力

⑫　実額情報(910)

一時金給付の実額訂正の決議を行う場合の処理である。

（イ）　必要な記入項目

遺族補償年金と同様であり、下図を参照すること。

項番	入力項目	履歴検索	再出力
1	実行コード	×	5
2	債権コード	×	
3	出力枚数	×	
4	枚目	×	
5	枚中	×	
6	項目(群)番号	910	910
7	検索期間(いつから)	×	
8	検索期間(いつまで)	×	
9	年金証書番号	×	×
10	被災者生年月日	×	×
11	枝番号	×	×
12	データ受付番号	●	●
13	訂正番号	×	×
14～53	その他の項目	×	

※ 履歴検索、登記及び取消は、本省(業務室)のみ行うことができる。
実額入力事案は、文書報告様式(4)石綿用　特第2号に基づき本省で登記を行うため、本省(業務室)から連絡を受けた後、訂正票で決議書再出力(実行コード:5)により決議書を出力し、決議入力すること。

● ・・・・必須入力項目
× ・・・・入力不可項目

（ロ） 訂正票入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	履歴検索	再出力	出力端末装置
1	訂正履歴検索帳票	563	●	×	OCRインサータ部
2	訂正決議書	572	×	●	OCRインサータ部
3	特別遺族一時金内訳リスト	489	×	●	OCRインサータ部

●‥‥出力
×‥‥非出力

（ハ） 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票番号	登記	出力端末装置
1	支給決定通知書	481	●	OCRインサータ部
2	一時金振込・支払通知書	370	△	OCRインサータ部

●‥‥出力
△‥‥条件出力

（3）決議処理

登記処理の結果出力された訂正決定決議書（３９５７２）を用いて、訂正決定に係る決議処理を行う。

イ　様式

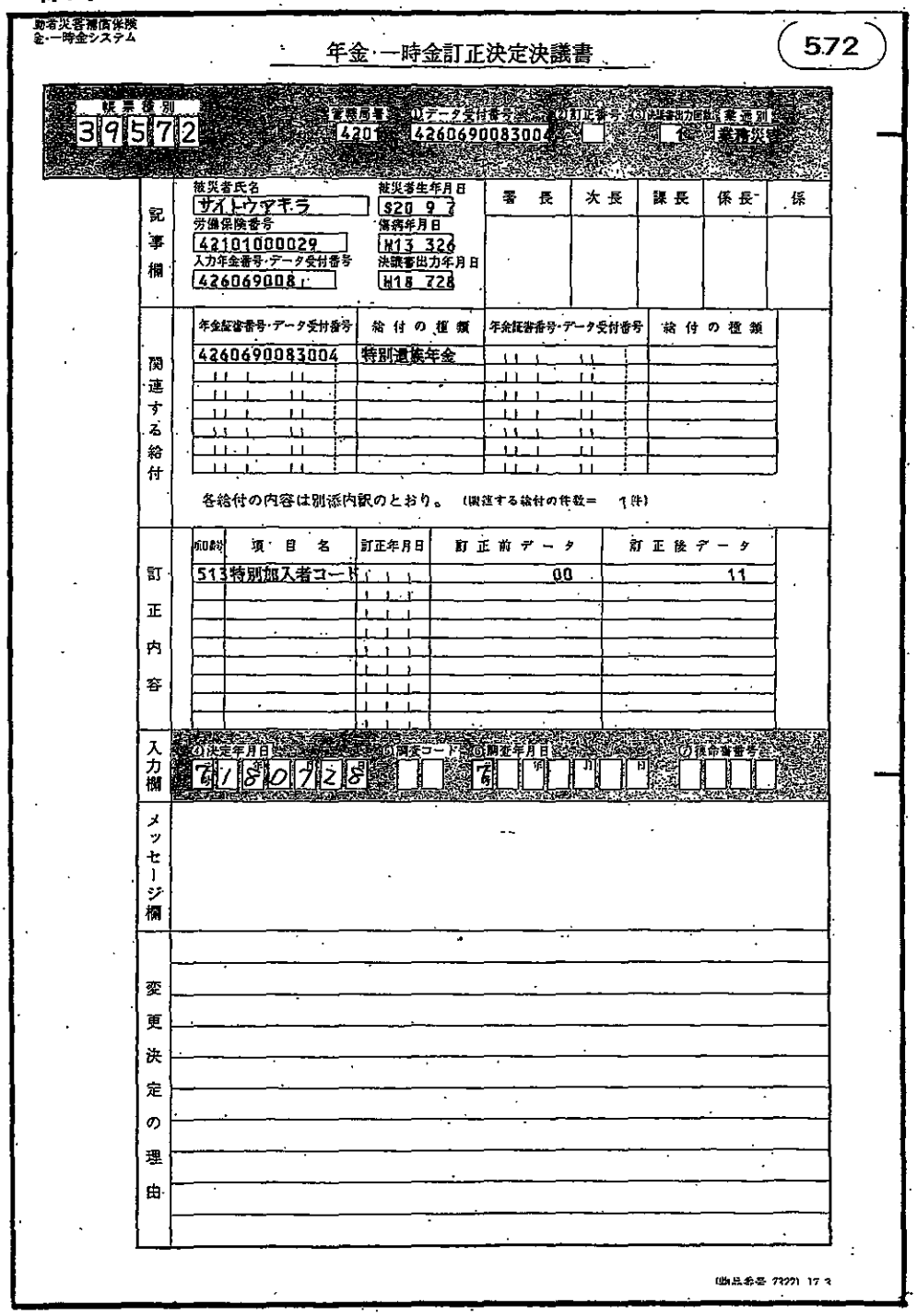

労働者災害補償保険金・一時金システム

年金・一時金訂正決定決議書　572

帳票種別	管轄局署	①データ受付番号	②訂正番号・③決議書出力回数	業務別
39572	420	4260690083004		業務災害

記事欄			署長	次長	課長	係長	係
被災者氏名	サイトウアキラ	被災者生年月日					
労働保険番号	42101000029	傷病年月日					
入力年金番号・データ受付番号	426069008	決議書出力年月日					
			S20 9 7	H13 326	H18 728		

関連する給付

年金証書番号・データ受付番号	給付の種類	年金証書番号・データ受付番号	給付の種類
4260690083004	特別遺族年金		

各給付の内容は別添内訳のとおり。（関連する給付の件数＝　1件）

訂正内容

処理区分	項目名	訂正年月日	訂正前データ	訂正後データ
513	特別加入者コード		00	11

入力欄

④決定年月日	⑤関支コード	⑥調査年月日	⑦検命書番号
平18 07 28		平 年 月 日	

メッセージ欄

変更決定の理由

（商品番号 7322）17 3

ロ 訂正決定決議書の記入項目(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	登記
1	**データ受付番号**	●
2	**訂正番号**	▲
3	**決議書出力回数**	●
4	決定年月日	●
5	調査コード	A
6	調査年月日	A
7	復命書番号	A

●… 必須入力項目
▲… 一時金で訂正する場合のみ必須入力項目
A… セット入力項目(3項目全てを入力する)
(注)太字となっている項目は、決議書出力時に印字する項目である。

ハ 訂正決定決議書の項目別記入要領(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記　入　要　領
1	データ受付番号	登記処理により機械印字する。
2	訂正番号	データ受付番号を入力キーとした場合に登記処理時に印字する。
3	決議書出力回数	登記処理により機械印字する。
4	決定年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。訂正決定した日付を記入する。
5	調査コード	訂正するに当たり調査を行った場合は、次の区分に従い該当するコードを記入する。 適用関係 ……11 業務外 ……12 受給権者 ……19 その他(上記以外) ……24～29 支給停止 ……31 支払差止 ……32 受給資格者 ……33 時効 ……34 (注)24～29については、各局が任意に設定して使用する。
6	調査年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査実施年月日を記入する。
7	復命書番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

調査コードを記入する場合は、調査年月日・復命書の番号も記入すること。

二 訂正決定決議書の出力内容(特別遺族年金・特別遺族一時金)

出力項目名	出力内容
管轄局署	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力回数	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
業通別	「業務災害」を印字する。
被災者氏名	死亡労働者等の氏名(カナ)を印字する。
被災者生年月日	死亡労働者等の生年月日を印字する。
労働保険番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
傷病年月日	死亡年月日を印字する。
入力年金番号・データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
決議書出力年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
年金証書番号・データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
給付の種類	「特別遺族年金」又は「特別遺族一時金」又は「特別遺族年金差額」又は「未支給金」を出力する。
関連する給付の件数	関連のあった給付の件数を印字する。
項目番号	取扱いは、遺族補償年金及び未支給金と同様である。
項目名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正前データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
訂正後データ	取扱いは、遺族補償年金と同様である。
メッセージ欄	取扱いは、遺族補償年金と同様である。

5　債務者登録処理

特別遺族年金において、過払額が発生し、債権管理を行う場合に債務者の情報を登録する処理である。

（1）機械処理フロー図

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（2）債務者登録帳票

イ　様式

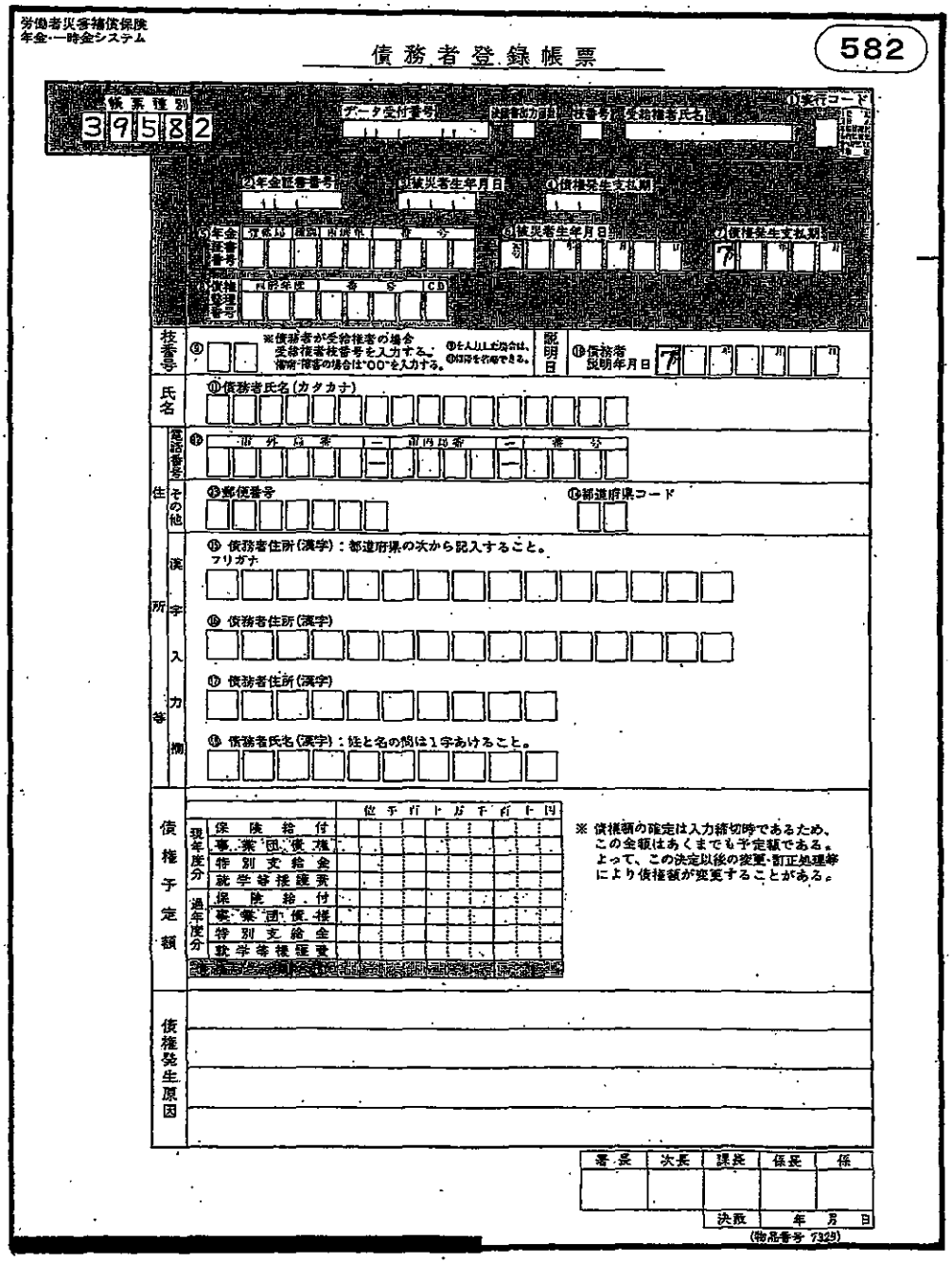

労働者災害補償保険
年金・一時金システム

債務者登録帳票

582

帳票種別 39582

データ受付番号　検索書類番号　枝番号　受給権者氏名　⑦実行コード

②年金証書番号　③被災者生年月日　④債権発生支払期

⑤年金証書番号　府県　種別　西暦年　番号　⑥被災者生年月日　⑦債権発生支払期

⑧債権管理番号　西暦年度　番号　CD

枝番号　⑨　※債務者が受給権者の場合 受給権者枝番号を入力する。 傷病・障害の場合は"00"を入力する。　⑨を入力した場合は、⑩以降を省略できる。

説明日　⑩債務者説明年月日

氏名　⑪債務者氏名（カタカナ）

住所　電話番号　⑫　市外局番　－　市内局番　－　番号

その他　⑬郵便番号　⑭都道府県コード

漢字入力等　⑮ 債務者住所（漢字）：都道府県の次から記入すること。 フリガナ

⑯ 債務者住所（漢字）

⑰ 債務者住所（漢字）

⑱ 債務者氏名（漢字）：姓と名の間は1字あけること。

債権予定額

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
現年度分	保険給付									
	事業団債権									
	特別支給金									
	就学等援護費									
過年度分	保険給付									
	事業団債権									
	特別支給金									
	就学等援護費									
合計										

※ 債権額の確定は入力締切時であるため、この金額はあくまでも予定額である。よって、この決定以後の変更・訂正処理等により債権額が変更することがある。

債権発生原因

署長	次長	課長	係長	係
		決裁	年	月 日

（物品番号 7329）

ロ 入力条件表

番号	項　目	登記	修正	取消	債権選択	内払へ変更
1	実行コード	1	3	9	4	6
2	年金証書番号(印字)	A	A	A	×	×
3	被災者生年月日(印字)	A	A	A	×	×
4	債権発生支払期(印字)	A	A	A	×	×
5	年金証書番号	B	B	B	●	●
6	被災者生年月日	×	×	×	●	●
7	債権発生支払期	B	B	B	×	×
8	債権整理番号	×	C		×	×
9	枝番号(注)	○	△		×	×
10	債務者説明年月日	●	△		×	×
11	債務者氏名(カナ)	○	△		×	×
12	債務者電話番号	△	△		×	×
13	郵便番号	○	△		×	×
14	都道府県コード	○	△		×	×
15 16 17	債務者氏名(漢字)	○	△		×	×
18	債務者氏名	○	△		×	×

太字の項目は、債務者登録票出力時に機械印字される。

(注)…9(枝番号)を入力した場合は、氏名、電話、郵便番号、都道府県コード、債務者住所、債務者氏名を省略できる

●… 必須入力項目

○… 必須入力項目(省略可能)

ABC…A又はB又はCのいずれか必須入力項目(A、Bはそれぞれセット入力)

△… 任意入力項目

×… 入力不可項目

□… 継続中の年金については処理のできない項目

ハ 入力項目と記入要領

番号	入力項目	記　入　要　領
1	実行コード	処理により、次のコードを記入する。 登記 ……1 修正 ……3 債権選択（保留→債権） ……4 内払へ変更（債権→保留） ……6 取消 ……9
2	年金証書番号（印字）	債務者登録票出力時に印字する。
3	被災者生年月日（印字）	債務者登録票出力時に印字する。
4	債権発生支払期（印字）	債務者登録票出力時に印字する。
5	年金証書番号	年金証書番号は、通常債務者登録票出力時に印字しているため記入する必要はないが、次の場合は記入する。 1 「実行コード」において「債権選択」、「内払へ変更」を行う場合 2 用紙の汚損等により印字した用紙以外で登記する場合
6	被災者生年月日	死亡労働者等の生年月日は、通常、債務者登録票出力時に印字しているため記入する必要はないが、次の場合は記入する。 ・「実行コード」において「債権選択」、「内払へ変更」を行う場合
7	債権発生支払期	債権発生支払期は、通常、債務者登録票出力時に印字しているため記入する必要はないが、次の場合は記入する。 ・ 用紙の汚損等により印字した用紙以外で登記する場合
8	債権整理番号	債務者登録票入力後に債務者の住所等を変更する場合は、「債権整理番号検索」を行い債権整理番号を記入する。 債権整理番号は、署で債務者登録を行った後の最初の支払期処理時に本省（業務室）で振り出す番号であり、支払期（処理終了）まで確定しない。 なお、債権整理番号は、「納入告知書」及び「過誤払金の返納について」に印字される。

番号	入力項目	記　入　要　領
9	枝番号	特別遺族年金の受給権者を債務者とする場合は、枝番号を記入する。 ただし、外国送金者の場合は、文書報告書様式(1)第5号により本省(業務室)あて報告すること(本帳票では入力できない。)。
10	債務者説明年月日	債務者に対し、債務者であることの了解を得るための説明を実施した年月日を記入する。
11	債務者(氏名) (カタカナ)	債務者の氏名をカタカナで記入する。性と名の間は1字あけること。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
12	電話番号	債務者の電話番号を記入する。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
13	都道府県コード	債務者の居住地を管轄する都道府県労働局コードを記入する。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
15 16 17	債務者住所(漢字)	債務者の住所(都道府県名を除く。)を漢字で記入する。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。
18	債務者氏名(漢字)	債務者の氏名を漢字で記入する。性と名の間は1字あけること。 「9:枝番号」を記入した場合は省略できる。

(注)項番13「郵便番号」を入力すると、郵便番号に該当する住所(漢字)を、項番16「債務者住所」へ自動変換する。

ニ 出力する項目の説明

出力項目名	出力内容
データ受付番号	変更・訂正決議書と同時に債務者登録票を出力する場合に印字したデータ受付番号を印字する。 ただし、保留から債権管理に変更した場合(実行コード:4)は印字しない。
決議書出力回数	変更・訂正決議書を出力した回数を印字する。 ただし、保留から債権管理に変更した場合(実行コード:4)は印字しない。
枝番号	特別遺族年金で変更・訂正決議書出力時の支払権者の枝番号を印字する。 ただし、保留から債権管理に変更した場合(実行コード:4)は印字しない。
受給権者氏名	変更・訂正決議書出力時の支払権者氏名を印字する。
年金証書番号	債権が発生した年金証書番号を印字する。
被災者の生年月日	死亡労働者等の生年月日を印字する。
債権発生支払期	債権が発生した支払期を印字する。
債権予定額(現年度) 保険給付	債務者登録票出力時の回収額の保険給付の現年度分を印字する。
債権予定額(現年度) 事業団債権	"¥0"を印字する。
債権予定額(現年度) 特別支給金	"¥0"を印字する。
債権予定額(現年度) 就学等援護費	"¥0"を印字する。
債権予定額(過年度) 保険給付	債務者登録票出力時の回収額の保険給付の過年度を印字する。
債権予定額(過年度) 事業団債権	"¥0"を印字する。
債権予定額(過年度) 特別支給金	"¥0"を印字する。
債権予定額(過年度) 就学等援護費	"¥0"を印字する。
債権予定額合計	【<現年度>保険給付+<過年度>保険給付】を印字する。

ホ 出力条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	登記	修正	債権選択	内払変更	取消	出力端末装置
OKリスト	057	●	●	●	●	●	OCRインサータ部
債務者登録票	582	×	×	●	×	×	OCRインサータ部

●…出力(債権選択時のみ債務者登録票に債権の内容が印字される)
(注)OKリストについて、内払変更及び債権選択した際には、当期支払額の援護費と特別年金は印字されない。

6　住所・氏名等変更処理

受給権者の住所・氏名・支払機関を変更・訂正する処理である。

（1）機械処理フロー図

遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（2）住所・氏名・金融機関等変更届

イ　様式

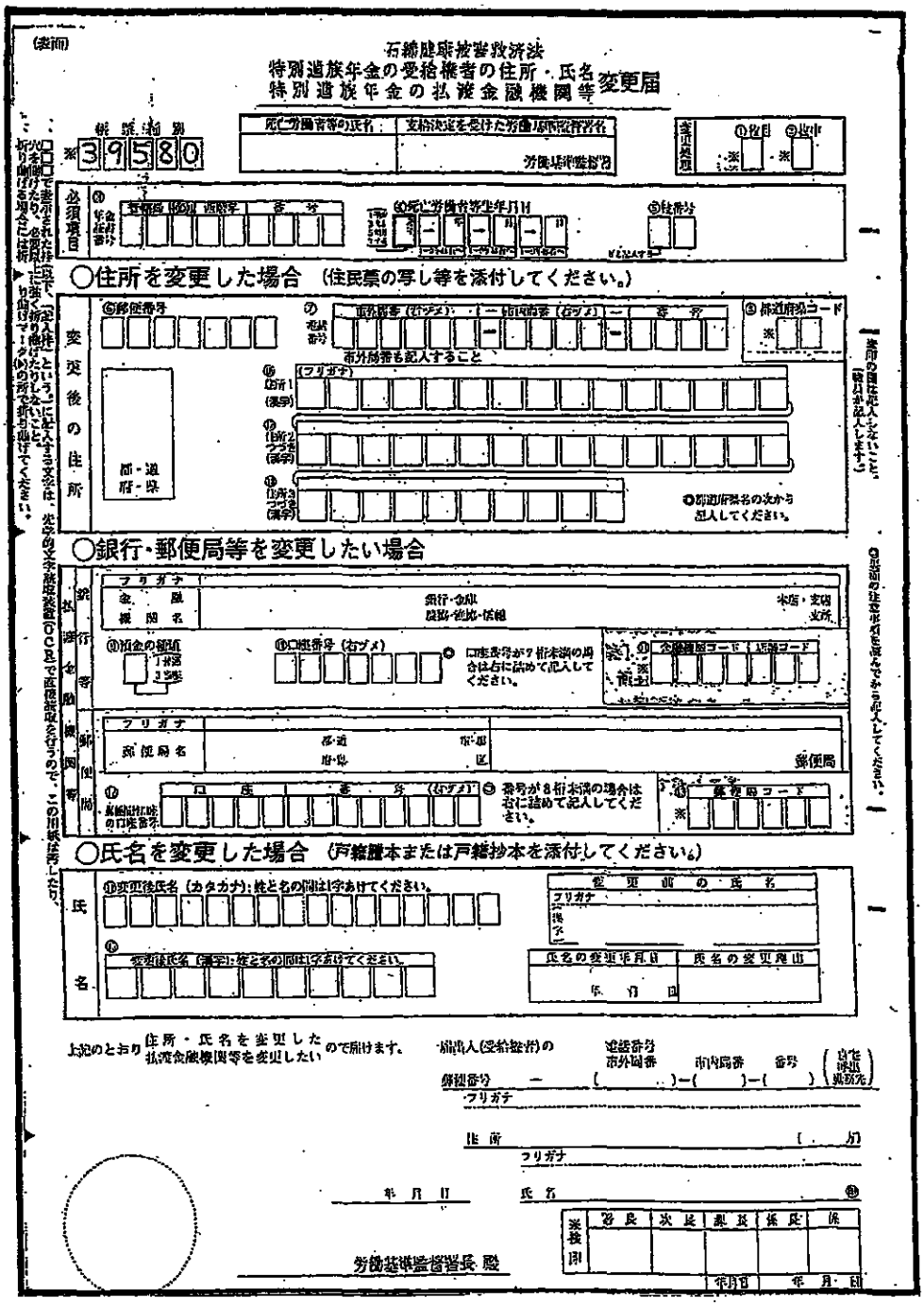

（表面）

石綿肺等被害救済法
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届

○住所を変更した場合（住民票の写し等を添付してください。）

○銀行・郵便局等を変更したい場合

○氏名を変更した場合（戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。）

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。

労働基準監督署長 殿

ロ 入力条件表

	番号	項　目	登記							
			郵便番号変更	電話番号変更	都道府県コード変更	住所変更	氏名変更	金融機関変更		
								銀行振込	振替預入	窓口現金
必須項目	1	枚目	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	枚中	1	1	1	1	1	1	1	1
	3	年金証書番号	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	被災者生年月日	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	枝番号	●	●	●	●	●	●	●	●
住所	6	郵便番号	●	△	△	●	△	△	△	△
	7	電話番号	△	●	△	△	△	△	△	△
	8	都道府県コード	△	△	●	●	△	△	△	△
	16 17 18	住所(漢字)	△	△	●	●	△	△	△	△
金融機関情報	9	預金の種類	△	△	△	△	△	●	×	×
	10	口座番号	△	△	△	△	△	●	×	×
	11	金融機関コード	△	△	△	△	△	●	×	×
	12	貯金通帳記号番号	△	△	△	△	△	×	●	×
	13	郵便局コード	△	△	△	△	△	×	●	●
氏名	14	氏名(カナ)	△	△	△	△	●	△	△	△
	15	氏名(漢字)	△	△	△	△	●	△	△	△

●… 必須入力項目
△… 任意入力項目
(同時に複数の処理も可能である。例えば、上記に従い住所と金融機関の変更を同時に行うことができる。

ハ　入力項目と審査(記入)要領

番号	入力項目	審査(記入)要領
	死亡労働者等の氏名	死亡労働者等の氏名が記入されているか。
	支給決定を受けた 労働基準監督署	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署名が記入されているか。
※1	枚目	単独処理の場合、常に"1"を記入する。
※2	枚中	単独処理の場合、常に"1"を記入する。
3	年金証書番号	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の年金証書番号が記入されているか。
4	死亡労働者等の 生年月日	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の死亡労働者等の生年月日が記入されているか。
5	枝番号	特別遺族年金の場合に住所・氏名等を変更する支払権者の枝番号が記入されているか。
6	郵便番号	住所地の郵便番号が記入されているか。－(ハイフン)は記入しないこと。
7	電話番号	支払権者の電話番号が記入されているか。(市外局番は省略しないこと)
※8	都道府県コード	支払権者の住所地を管轄する都道府県コードを記入する。(記入すると都道府県名の記入は省略できる)
16 17 18	住所(漢字)	変更後の支払権者の住所が漢字で記入されているか。 ただし、都道府県名は記入しないこと。 変更後の住所を住民票の写し等で確認する。
9	預金の種類	預金の種類について、次のコードが記入されているか。 普通預金…… 1 当座預金…… 3.
10	口座番号	口座番号が記入されているか。7桁未満の場合は、右詰めで記入されているか。
※11	金融機関コード	変更届に記載されている金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、その金融機関コード・店舗コードを記入する。
12	貯金通帳記号番号	番号が8桁未満の場合は、右詰めで記入されているか。 なお、貯金通帳記号番号は、記号の上1桁が"1"、下1桁が"0"、番号の下1桁が"1"であるか確認すること。
※13	郵便局コード	変更届に記載されている郵便局を金融機関検索で確認の上、その郵便局コードを記入すること。
14	変更後氏名(カタカナ)	変更後の支払権者の氏名がカタカナで記入されているか。 また、姓と名の間を一字あけているか。
15	変更後氏名(漢字)	変更後の支払権者の氏名が漢字で記入されているか。 また、漢字氏名の姓と名の間を一字あけているか。
―	変更前の氏名 氏名の変更年月日 氏名変更理由	戸籍抄本又は戸籍謄本と照合する。

二 出力帳票条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	登記	出力端末装置
OKリスト	057	●	OCRインサータ部

●…出力

（3）外国払入力票

イ　様式

労働者災害補償保険
年金・一時金システム

外国払入力帳票

帳票種別 3 9 5 8 1　①枚目　②枚中

キー

年金証書番号　管轄局 種別 西暦年 番号

④被災者生年月日　昭 平 年 月 日

⑤住番号

⑥データ受付番号　管轄局 種別 西暦年 番号 CD 決裁番号

外国コード

⑦外国コード　外国名

キーボードによるアルファベット入力部

受給権者氏名(Name of those who are entitled to receive the pension of labor accident)

⑧

⑨

外国名は外国コードにより印字するので入力しないこと

受給権者住所(Address of those who are entitled to receive the pension of labor accident)

⑩

⑪

⑫

⑬

金融機関名(Name of your bank)

⑭

⑮

金融機関店舗名(Name of your branch)

⑯

⑰

受給権者の居住する国と異なる国の金融機関の場合はその国名も含めて入力すること

金融機関所在地(Address of branch)

⑱

⑲

⑳

㉑

口座番号(Your account number)

㉒

検印	署長	次長	課長	係長	係
			年月日	年 月 日	

(物品番号 73255)

ロ 入力条件表

番号	項　目	登記	
		国内払から外国払への変更	左記以外
1	枚目	1	1
2	枚中	1	1
3	年金証書番号	●	●
4	被災者生年月日	●	●
5	枝番号	●	●
6	データ受付番号	×	×
7	外国コード	●	●
8 9	受給権者氏名	●	△
10 11 12 13	受給権者住所 (アルファベット)	●	△
14 15	金融機関名 (アルファベット)	△	△
16 17	金融機関店舗名 (アルファベット)	△	△
18 19 20 21	金融機関所在地 (アルファベット)	△	△
22	口座番号	△	△

●… 必須入力項目

△… 項目別任意入力項目

(次頁「任意入力項目ケース別入力項目一覧」参照)

×… 入力不可項目

(注) 14の項目削除として「＊」を入力すれば、14以下すべての項目が削除される。

【任意入力項目ケース別入力項目一覧】

内　容	該当入力項目		備　考
	項目番号	項目名	
支払権者住所変更・訂正（送金払）	10～13	受給権者住所	支払方法が送金払の場合
支払権者住所変更・訂正（金融機関振込）	10～13 14～15 16～17 18～21 22	受給権者住所 金融機関名 金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	支払方法が金融機関振込の場合
支払権者氏名の変更・訂正	8～9	受給権者氏名	他項目と同時に処理できる
支払権者住所のみの変更・訂正（振込先金融機関の変更なし）	10～13	受給権者住所	他項目に変更のない場合
金融機関のみの変更・訂正	14～15 16～17 18～21 22	金融機関名 金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	他項目に変更のない場合
金融機関店舗名のみ変更・訂正	16～17 18～21 22	金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	他項目に変更のない場合
金融機関所在地のみの変更・訂正	18～21	金融機関所在地	他項目に変更のない場合
口座番号のみの変更・訂正	22	口座番号	他項目に変更のない場合
口座振込から送金払への変更・訂正	14	金融機関名	「＊」を入力すれば「14」以下削除となる よって、「金融機関振込」が取り消され「送金払」となる
送金払から金融機関振込への変更・訂正	14～15 16～17 18～21 22	金融機関名 金融機関店舗名 金融機関所在地 口座番号	新たに設けた金融機関の口座（原則として同一国内に限る）への振込に変更する場合

㈱ ①以上の項目については、任意入力項目であるからたとえ該当項目に記入がなくともキャンセル扱いとはならないので、記入にあたっては十分注意のこと。

②「10～13」のように「～」書きの項目は順に入力されていれば、後の数字の欄は空欄でもよい。（「10～13」の場合は「10」に記入があれば、「11～13」は空欄でもよい。）

③外国払に於ける「カナ氏名」については本帳票での変更・訂正はできないので、この場合においては「訂正入力票」による訂正処理（資格者情報訂正）によって処理を行うこと。

ハ 入力項目と審査(記入)要領

番号	入力項目	審査(記入)要領
1	枚目	単独処理の場合、常に"1"を入力する。
2	枚中	単独処理の場合、常に"1"を入力する。
3	年金証書番号	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の年金証書番号を記入する。
4	被災者生年月日	住所・氏名等を変更する支払権者の特別遺族年金の死亡労働者等の生年月日を記入する。
5	枝番号	特別遺族年金の場合に外国払いを行う支払権者の枝番号を記入する。
6	データ受付番号	単独処理では、何も記入しない。
7	外国コード	支払権者が居住する国の該当コードを記入する。 なお、コードは「外国コード表」(年金機械処理事務手引を参照)
8 9	受給権者氏名	支払権者の氏名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。
10 11 12 13	受給権者住所 (アルファベット)	支払権者の住所をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。
14 15	金融機関名 (アルファベット)	振込先金融機関名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。 金融機関の情報(番号14～22)を空白にする場合は、14の左端枠に「＊」を入力する。
16 17	金融機関店舗名 (アルファベット)	振込先金融機関名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。 金融機関の情報(番号16～17)を空白にする場合は、16の左端枠に「＊」を入力する。
18 19 20 21	金融機関所在地 (アルファベット)	振込先金融機関名をOCRのキーボードによりアルファベットで入力する。 金融機関の情報(番号18～22)を空白にする場合は、18の左端枠に「＊」を入力する。
22	口座番号	預貯金の口座番号をOCRのキーボードにより入力する。 口座番号(番号22)を空白のする場合は、22の1桁目に「＊」を入力する。

【入力可能な字種について】

OCRキーボードにより打鍵入力する項目において、
入力可能な字種は下記のとおりである。

番号	入力項目	入力可能な字種
8 9	受給権者氏名	アルファベット大文字 （数字、記号）
10 11 12 13	受給権者住所	アルファベット大文字 数字、記号
14 15	金融機関名	アルファベット大文字、 数字、記号
16 17	金融機関店舗	アルファベット大文字、 数字、記号
18 19 20 21	金融機関所在地	アルファベット大文字、 数字、記号
22	口座番号	アルファベット大文字、 数字、記号

（注）本帳票において、アルファベットは大文字のみ入力可能であり、
小文字は入力不可である。

二　出力帳票条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	登記	出力端末装置
OKリスト	057	●	OCRインサータ部

●…出力

7　定期報告入力処理

定期報告書の提出状況を管理する処理である。

（1）定期報告入力票

イ　様式

労働者災害補償保険
年金一時金システム

定期報告入力帳票（年金）

帳票種別　39583

①受付年月日　7　号　月　日

②照会状コード　③実行コード　1出力要求　1登録 3修正 5再出力 9取消

④年金証書番号

⑤被災者生年月日

⑥枝番号

⑦年金証書番号　管轄局　種別　西暦年　番号

⑧被災者生年月日　年　月　日

⑨枝番号

折曲位置

権利	枝番号	資格者氏名	生年月日	年齢	性別	障害等級	受給者の区分

折曲位置

提出期間　　年　月 1 日から　　年　月末日まで

◎この用紙には何も記入せず返信用封筒に定期報告と一緒に入れて送付してください。

署長	次長	課長	係長	係
		決裁	年　月　日	

ロ 入力条件表

番号	項　目	受付	取消
1	受付年月日	●	●
2	照会状コード	△	
3	実行コード	×	9
4	**年金証書番号(印字)**	A	A
5	**被災者生年月日(印字)**	A	A
6	**枝番号(印字)**	A	A
7	年金証書番号	B	B
8	被災者生年月日	B	B
9	枝番号	B	B

太字の項目は、定期報告入力票出力時に機械印字される。

●… 必須入力項目

AB…A又はBのいずれか必須入力項目

△… 任意入力項目

×… 入力不可項目

※実行コードは取消「9」以外はC5でコードエラーとなる。

ハ 入力項目と記入要領

番号	入力項目	記　入　要　領
1	受付年月日	定期報告書を受け付けた年月日を記入する。
2	照会状コード	定期報告内容照会状を出力したい場合に'1'を記入する。
3	実行コード	次の区分に従って該当するコードを記入する。 受付(受付年月日のみ入力)……記入しない 取消……9
4	年金証書番号(印字)	定期報告書の用紙を本省(業務室)より発送する際に印字する。
5	被災者生年月日(印字)	定期報告書の用紙を本省(業務室)より発送する際に印字する。
6	枝番号(印字)	定期報告書の用紙を本省(業務室)より発送する際に印字する。
7	年金証書番号	定期報告書の用紙を本省(業務室)より発送する際に「4:年金証書番号」を印字しているので、支払権者より提出された場合は記入の必要がないが、用紙の汚損等により署にて手書きで作成したものを入力する場合に、年金証書番号を記入する。
8	被災者生年月日	定期報告書の用紙を本省(業務室)より発送する際に「5:被災者生年月日」を印字しているので、支払権者より提出された場合は記入の必要がないが、用紙の汚損等により署にて手書きで作成したものを入力する場合に、その受給権者の被災者生年月日を記入する。
9	枝番号	定期報告書の用紙を本省(業務室)より発送する際に「6:枝番号」を印字しているので、支払権者より提出された場合は記入の必要がないが、用紙の汚損等により署にて手書きで作成したものを入力する場合に、その受給権者の枝番号を記入する。

ニ 出力帳票条件表

出力帳票等名	出力帳票番号	受付	出力端末装置
定期報告書内容照会状	494	△	OCRインサータ部

△…条件出力

ホ 定期報告書未提出を理由とする支払差止

取扱いは定期報告入力処理と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

（2）定期報告書内容照会状

494 石綿健康被害救済法　　郵便はがき

定期報告書について

年金証書番号

先に提出された定期報告書に下記のような不備な点がありますので、早急に回答してください。

・戸籍謄本又は抄本の未提出
・住民票の未提出
・民生委員の証明書の未提出
・在学証明書の未提出
・診断書未提出

年　月　日

労働基準監督署長㊞

電話番号

（３）定期報告書提出照会状

定期報告書未提出者に対する督促のため、「定期報告書提出照会状」を適宜配信要求により出力する。

494 石綿健康被害救済法　　郵便はがき

定期報告書について

年金証書番号	

あなたの「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」が提出期限である　　月　　日までに提出されておりません。

提出がない場合は年金が差し止められますので至急提出してください。

なお、本状到着前に提出済のときは、行き違いにつき御容赦願います。

年　月　日

労働基準監督署長㊞

電話番号

8　支払事故処理

日次にて稼働する支払事故処理について、支払事故通知リスト、支払取消リスト、支払事故未処理リストにより、遺族（補償）年金と同様に特別遺族年金の処理を行う機能を追加する。

9　検索

検索画面において、項目名を次のように読み替えるものとする。

（読み替える項目）

支給事由発生年月日→請求年月日（受付年月日）

傷病年月日→死亡年月日

また、「厚年等情報検索」は、特別遺族給付金に関して管理する項目がないので、実行した場合は、以下のメッセージを出力する。

Ｃ６０５２「特別遺族年金で厚年等情報の検索はできません」

① 検索画面出力例（年金・一時金受付検索）

年金・一時金受付検索（結果）　　１２．０６．２７　１１：４４

１／１〈１〉

受付番号　３６６６１９９９９９９９９　　管轄局署　３６０１

請求人氏名　年金太郎

様式番号　７０００－特別遺族年金支給請

請求年月日（受付年月日）に読替えのこと。

支給事由発生	平成　３年　６月１１日	実行コード	登記
受付年月日	平成　３年　６月１７日	変更内容	
受付入力日	平成　３年　７月１９日	帳票種別	３９５６０
決議書出力日	平成　３年　７月１９日	決議書種類	支給決定決議書
決議書破棄日		出力回数	０１
決定年月日	平成　３年　７月２２日	処理区分	０１－支給・変更
決議書入力日	平成　３年　７月２３日	帳票入力日	平成　３年　７月１９日
調査年月日	平成　３年　７月１０日	調査コード	１８　　復命書番号　０１３６

労働保険番号	３６３０１９９９９９９０００
生年月日	昭和２１年　８月２２日
傷病年月日	平成　３年　３月　５日
旧データ受付	３６０１－９１３００９９９

死亡年月日に読替えのこと。

② 検索画面出力例（一時金概要検索）

一時金支払検索（結果）　12．06．27
1／3〈1〉　11：43

受付番号　3666199999999
被災者氏名　年金太郎
請求書番号　7100　特別遺族一時金支給請求書

特別遺族給付金に読替えのこと。

<保険給付><特支金（一）><特支金（定）><未援護費>

支給決定額　12000000
調整額
支払額

支払合計額　12000000

支払年月日　平成　3年　7月25日
支払方法　銀行振込
金融機関コード　9876987　預金の種類　普通預金
金融機関名　労災信用金庫　口座番号　0123456
店舗名　徳島支店
口座名義人　ネンキン　タロウ
（つづき）

一時金算定基礎検索（結果）　12．06．27
2／3〈1〉　11：43

データ受付番号　3666199999999

死亡年月日に読替えのこと。

生年月日　昭和21年　9月　9日
傷病年月日　平成　3年　3月15日
支給事由　平成　3年　6月11日
平均賃金
スライド率
給付基礎日額
　算出方法
給付日数
障害等級号
既存区分・等級

特別給与の総額
算定基礎日額
　算出方法
療養開始年月日
併合調整の定額特支金
既存年証番号

請求年月日（受付年月日）に読替えのこと。

三者コード
　受領日
　受領額

給付過払額（保）　0円
給付過払額（特）　0円
休業内払額（保）　0円
休業内払額（特）　0円

一時金受付検索（結果）　　12．06．27
3／3〈1〉　　11：43
受付番号　386939999999　　管轄局署　3601

請求人氏名　ネンキン　タロウ
様式番号　1000－障害補償給付支給請求書

請求年月日(受付年月日)に読替えのこと。

支給事由発生	平成　3年　6月11日	実行コード	登記
受付年月日	平成　3年　6月17日	変更内容	
受付処理日	平成　3年　7月19日	帳票種別	39560
決議書出力日	平成　3年　7月19日	決議書種類	支給決定決議書
決議書破棄日		出力回数	01
決定年月日	平成　3年　7月22日	処理区分	01－支給・変更
決議書入力日	平成　3年　7月23日	帳票入力日	平成　3年　7月19日
調査年月日	平成　3年　7月10日	調査コード	18　復命書番号　0136

労働保険番号　36301999999000
生年月日　昭和21年　8月　2日
傷病年月日　平成　3年　3月15日
旧データ受付　3601－913009999

死亡年月日に読替えのこと。

③ 検索画面出力例（年金･一時金被災者情報検索）

年金・一時金被災者情報検索（結果）　12. 06. 27
1／3〈1〉　11：20

管轄局署　3802
被災者氏名　ネンキン　イチロウ
（漢字）　年金　一郎
生年月日　昭和13年10月25日
性別　男

労働保険番号　3810299999999000
業種　7203
産業分類　41
規模　4

平均賃金
特別給与の総額

年金・一時金被災者情報検索（結果）　12. 06. 27
2／3〈1〉

死亡年月日に読替えのこと。

傷病年月日　昭和63年10月29日
療養開始年月日
最新治ゆ年月日
最新再発年月日
死亡年月日

最新傷病障害等級号　1級1号
経過措置対象有無　無
最新三者コード
重大過失

業種別　業務災害
傷病性質　71
傷病部位　99
事故の型
起因物
災害発生局署　3802
特定疾病
傷病区分
診断書の要否

厚年等の年金証書番号（1種）
厚年等の年金証書番号（2種）

年金・一時金被災者情報検索（結果）　　12．06．27
3／3〈1〉　　11：20

	<年証番号・受付番号>	<支給事由発生年月日>	<様式番号>
1	386939999	平成　5年　2月28日	70－10

請求年月日(受付年月日)に読替えのこと。

④ 検索画面出力例（一時金データ受付番号検索（氏名検索））

帳票種別３９００１　　【年金・一時金氏名検索】　　１／１

受給者氏名　　１－イチジ　タクヤ

生年月日　　２－

管轄局署　　３－

居住地コード　　４－

ソート方法　　５－[ ]

ページ　　８－

検索メニュー　　９－[2]

請求年月日（受付年月日）に読替えのこと。

帳票種別３９１０１　一時金データ受付番号検索（結果）　　１９．０３．２３
１／１<1>　　１３：０６
受給者氏名　イチジ　タクヤ　　対象局署　９９９９
■検索する番号を入力してください。　１－

１　受付番号　２０６０７１００９４００１　　管轄局署　２００１
　　生年月日　昭和１１年　７月　３日　　支給事由日　平成１９年　３月１３日
　　受付年月日　平成１９年　３月２３日　　給付の種別　未支給の特別遺族年金
　　支払額　２００，０００円　　支払年月日

２　受付番号　２０６０７１００９８００４　　管轄局署　２００１
　　生年月日　昭和１１年　７月　３日　　支給事由日　平成１９年　３月１３日
　　受付年月日　平成１９年　３月２３日　　給付の種別　特別遺族一時金
　　支払額　１１，８００，０００円　　支払年月日

３　受付番号　　管轄局署
　　生年月日　　支給事由
　　受付年月日　　給付の種
　　支払額　　円　　支

未支給の特別遺族年金(00-04)又は特別遺族一時金(71-00)を表示する。

⑤　検索画面出力例（一時金データ受付番号検索（短期キー検索））

帳票種別３９００２　　【年金・一時金短期キー検索】　　1／1

労働保険番号　1－20101000011000

被災者生年月日　2－5110703

傷病年月日　3－7110723

ページ　8－

検索メニュー　9－[3]

死亡年月日に読替えのこと。

請求年月日（受付年月日）に読替えのこと。

帳票種別３９１０１　一時金データ受付番号検索（結果）　19．03．23
1／1<1>　13：17
受給者氏名　イチジ　タクヤ　対象局署　9999
■検索する番号を入力してください。　1－

1	受付番号	20607100094001		管轄局署　2001
	生年月日	昭和11年　7月　3日	支給事由日	平成19年　3月13日
	受付年月日	平成19年　3月23日	給付の種別	未支給の特別遺族年金
	支払額	200，000円	支払年月日	
2	受付番号	20607100098004		管轄局署　2001
	生年月日	昭和11年　7月　3日	支給事由日	平成19年　3月13日
	受付年月日	平成19年　3月23日	給付の種別	特別遺族一時金
	支払額	11，800，000円	支払年月日	
3	受付番号			管轄局署
	生年月日		支給事	
	受付年月日		給付の	
	支払額	円	支払年	

未支給の特別遺族年金(00-04)又は特別遺族一時金(71-00)を表示する。

⑥　検索画面出力例（年金支払検索）

年金支払検索（結果）　　19．03．23
12：29

1／1<1>

支払期年月　平成１９年　４月支払期
年金証書番号　０１６０６９４１３－０２　　管轄局署　２００１
生年月日　昭和２０年　４月１０日
受給権者氏名　イゾ゛ク　アキコ　　<入力局署>２００１
住所　２０－長野県　〒３９９７１０２　<入力日>平成１９年　３月２３日
長野県安曇野市　　<入力局署>２００１
明科中川手　　<入力日>平成１９年　３月２３日
２９１０
支払額合計　２，４００，０００円
年　金　２，４００，０００円
特　年　[redacted] 円
援護費　[redacted] 円 [redacted]
支払方法　銀行振込
金融機関番号　０００１００６　　<入力局署>２００１
金融機関名　みずほ銀行　　<入力日>平成１９年　３月２３日
店舗名　有楽町支店
預金の種類　普通預金
口座番号　０１１１１１１

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白となる。

⑦　検索画面出力例（年金額等計算検索）

年金額等計算検索（結果）　　19．03．23
2／3＜1＞★次のページに続きがあります。　　12：40
支払期年月　平成19年　2月支払期　　平成19年　4月支払期時点
年金証書番号　206071001－02　　管轄局署　2001
生年月日　昭和20年　4月10日

	＜年　　金＞	＜特　別　年　金＞	＜就学等援護費＞
年額（初月）	2400000	[redacted]	
（中月）		[redacted]	
（終月）	2400000	[redacted]	
月額（初月）	200000	[redacted]	[redacted]
（中月）		[redacted]	[redacted]
（終月）	200000	[redacted]	[redacted]
三者調整額	[redacted]		[redacted]
前払調整額	[redacted]	[redacted]	
内払・追給		[redacted]	[redacted]
行政裁量②		[redacted]	[redacted]
支払額		[redacted]	[redacted]
（差止累計額）		[redacted]	[redacted]
（そ及追回額）		[redacted]	[redacted]

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白となる。

⑧　検索画面出力例（年金算定基礎検索）

死亡年月日に読替えのこと。

年金算定基礎検索（結果）　　０３

３／３＜１＞　　：０７

算定年月　　平成１８年　７月　　時点

年金証書番号　２３６０６９００２　　管轄局署　２３０１

生年月日　　昭和１１年　　２１日　　特加コード

計算年齢　　スライド率

傷病年月日　　平成１０年　９月２３日　　転帰年月日

支給事由　　平成１８年　４月２１日　　転帰事由

平均賃金　　特別給与の総額　　円

年金給付額　　円　　算定基礎日額　　円

算出方法　　算出方法

給付日数　　日　　傷病開始年月日

算定基礎人数　１人　　支払権者数　１人

厚年コード　　厚年コード

種別①　　種別②

年額　　円　　年額

年月　　年月

請求年月日（受付年月日）に読替えのこと。

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白となる。

⑨　検索画面出力例（年金額等調整検索）

年金額等調整検索（結果）　　１８．０７．０３
１／１＜１＞　　１１：２１
支払期年月　平成１８年　８月支払期　　管轄局署　２３０１
年金証書番号　２３６０６９０２２
生年月日　昭和１１年　３月　７日

	＜年　　金＞	＜特　別　年　金＞	＜就学等援護費＞
休業内払額	[redacted]	[redacted]	
前期内払残額		[redacted]	[redacted]
そ及追回額		[redacted]	[redacted]
差止解除額		[redacted]	[redacted]
行政裁量①	０１＋１０００００００	[redacted]	[redacted]
内払調整額		[redacted]	[redacted]
当期内払残額	０	[redacted]	[redacted]
処理方法		[redacted]	[redacted]
追給額	＋１０００００００	[redacted]	[redacted]
内払残額（現）		[redacted]	[redacted]
内払残額（過）		[redacted]	[redacted]

黒枠部分は、特別遺族年金では該当しないので、空白となる。

⑩　検索画面出力例（年金支払差止検索）

年金支払差止検索（結果）　　18．11．30
14：51

1／1＜1＞

支払期年月　　平成19年　2月支払期
年金証書番号　　026069011－12　　管轄局署　0201
生年月日　　昭和44年　6月11日
受給権者氏名　　特別　差蔵

差止事由　　受給権者所在不明
差止開始支払期　平成18年　8月支払期

＜差止累計額＞

年　金　　1，125，000円

特別年金

援護費

特別年金、援護費は、特別遺族年金では該当しないので、空白となる。

⑪　検索画面出力例（年金支給停止検索）

年金支給停止検索（結果）　　12．06．27

1／　〈1〉★次のページに続きがあります。　　11／23

支払期年月　　平成12年　8月支払期　　平成12年　8月支払期時点

年金証書番号　026069011－12　　管轄局署　0201

生年月日　　昭和15年　9月　3日

三者受領額　　円

受領年月日

調整開始年月

調整残額

傷病年月日

解除予定年月

前払支給額　　円

選択日数

支給年月

調整開始年月

調整残額

解除予定年月

三者調整と前払調整は、特別遺族年金では該当しないので、空白となる。

⑫　検索画面出力例（年金定期報告検索）

```
                    年金定期報告検索（結果）          18.11.30
1/1<1>                                                15:24
年金証書番号　016069077                 管轄局署　0101
生年月日　　昭和25年　8月　1日

【10月定期報告提出対象者】

<枝番>　<受給権者氏名>　　<受付年月日>　　<電話番号>
 11　　石綿　一子　　平成18年10月　2日
```

```
                    年金定期報告検索（結果）          18.11.30
1/1<1>                                                15:07
年金証書番号　016069077                 管轄局署　0101
生年月日　　昭和25年　8月　1日

【10月定期報告提出対象者】

<枝番>　<受給権者氏名>　　<受付年月日>　　<電話番号>
 11　　石綿　一子　　◆◇◆未提出◆◇◆
```

[別紙資料]

別紙１　入力様式

別紙２　出力様式

別紙３　出力（配信）リスト

○　入力様式［帳票種別３８５８０　特別遺族年金の受給権者の住所・氏名
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届］

（表面）

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届

帳票種別 ※ 3 9 5 8 0

死亡労働者等の氏名	支給決定を受けた労働基準監督署名
	労働基準監督署

変更処理 ①枚目 ※ ②枚中 ※

必須項目

③年金証書番号 労災局 種別 西暦年 番号

④死亡労働者等生年月日 明 → 年 → 月 → 日

⑤枝番号

○住所を変更した場合（住民票の写し等を添付してください。）

変更後の住所

⑥郵便番号 －

⑦電話番号 市外局番（右ツメ） － 市内局番（右ツメ） － 番号

市外局番も記入すること

⑧都道府県コード ※

都・道 府・県

⑨住所1（フリガナ）（漢字）

⑩住所2 つづき（漢字）

⑪住所3 つづき（漢字）

◎都道府県名の次から記入してください。

※印の欄は記入しないこと。（職員が記入します。）

○銀行・郵便局等を変更したい場合

払渡金融機関等

銀行等

フリガナ

金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協・信組 本店・支店 支所

⑨預金の種類 1普通 3当座

⑩口座番号（右ツメ） ◎口座番号が7桁未満の場合は右に詰めて記入してください。

⑪金融機関コード ※ 店舗コード

郵便局

フリガナ

郵便局名 都・道 府・県 市・郡 区 郵便局

⑫郵便貯金の口座番号 口座 番号（右ツメ） ◎番号が8桁未満の場合は右に詰めて記入してください。

⑬郵便局コード ※

○氏名を変更した場合（戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。）

氏名

⑭変更後氏名（カタカナ）：姓と名の間は1字あけてください。

⑮変更後氏名（漢字）：姓と名の間は1字あけてください。

変更前の氏名 フリガナ 漢字

氏名の変更年月日 年 月 日

氏名の変更理由

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。

上記のとおり 住所・氏名を変更した / 払渡金融機関等を変更したい ので届けます。

届出人（受給権者）の郵便番号 － 電話番号 市外局番（ ）－ 市内局番（ ）－ 番号（ ） 自宅 / 呼出 / 勤務先

フリガナ

住所 （ 方）

フリガナ

年 月 日 氏名 ㊞

※検印 署長 次長 課長 係長 係 年月日 年 月 日

労働基準監督署長 殿

□□で表示された枠（以下、「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、穴を開けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないこと。折り曲げる場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げてください。

○　出力様式　　別紙２

［帳票種別４４０　特別遺族年金証書］（表面）

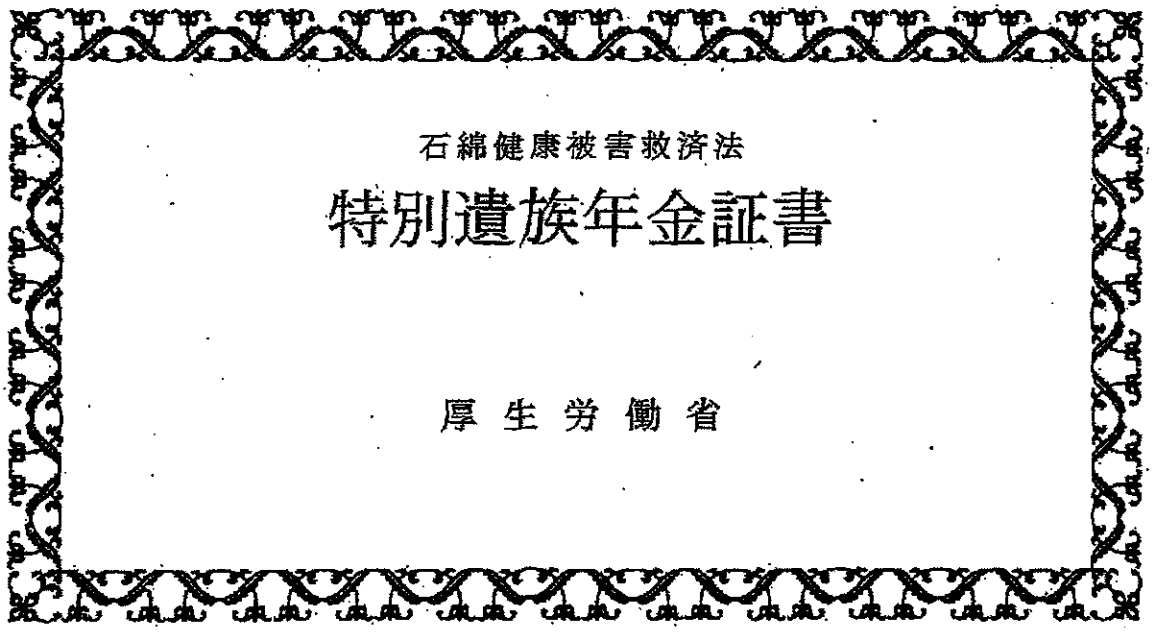

３　年金証書の返納

(1)　次の場合には、この証書を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に返納してください。

イ　年金を受ける権利が消滅したとき

ロ　その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から返納を命ぜられたとき

(2)　再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を返納してください。

（裏面）

石綿健康被害救済法

特別遺族年金証書

(440)

管轄局署	年金証書の番号	枝番号	死亡労働者等の生年月日	再発行番号
			年　月　日	

受給権者の氏名	
受給権者の生年月日	年　月　日
請求年月日	年　月　日

石綿による健康被害の救済に関する法律によって上記の特別遺族年金の支給を行うことに決定したことを証します。

年　月　日

労働基準監督署長

（注意）

1　年金証書の提示又は提出

(1)　郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口に送金通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。

(2)　年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。

2　年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき(亡失の場合を除く。)は、既に交付を受けている年金証書を提出してください。

(物品番号 7313) 18.3

[帳票種別４８１　特別遺族給付金支給決定通知書]

石綿健康被害救済法

(481)

年　月　日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

○ (1) 下記の特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年金証書番号			
特別遺族給付金の種類			
支給決定額		死亡年月日	年　月　日
		請求年月日	年　月　日
		支給決定年月日	年　月　日
算定基礎	特別遺族給付金額	算定人数 □人	

一時金の調整額等		前給付過誤払額		回収額合計	調整額処理方法
	特別遺族給付金				

備考	

※の合計金額から回収額合計を差し引いた額が一時金振込(支払)金額です。
年金の支払日が土曜日・日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

支払(振込)金額		備考	
振込先 金融機関名 店舗名			
預貯金種別		番号	

振込通知

・上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みの手続をしましたので通知します。

支払通知

・上記の支払金額を　年　月　日　時　分頃支払いますので、請求書等に押印した印鑑とこの通知書を持参して当署までおいで下さい。

・上記の支払金額を最寄りの金融機関に送金の手続をしました。

資金前渡官吏

(物品番号 7334) 18.3

[帳票種別４８３　特別遺族給付金不支給決定通知書]（表面）

はがき

(483) 石綿健康被害救済法
特別遺族給付金

請求書名	
請求人氏名	
決定年月日	年　月　日
受付番号	

あなたが請求された特別遺族給付金を
表記のとおり決定したので通知します。

年　月　日

労働基準監督署長　　電話番号

[帳票種別４８３　特別遺族給付金不支給決定通知書]（裏面）

不支給理由

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

○ (1) 表記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から３か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から３か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

（物品番号 7335）18.3

[帳票種別４８４　特別遺族年金変更決定通知書]

石綿健康被害救済法

484

[redacted]

年　月　日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長

年金証書番号			
変更届等の種類			
特別遺族年金年額		決定年月日	年　月　日
		変更年月日	年　月　日
算定基礎	年金年額	算定人数 □人	
理由			

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

○ この決定理由の詳細についてお問いになりたい点があれば、当署まで照会してください。

○ (1) 上記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

［帳票種別４８５　特別遺族年金変更決定通知書（代表者選任解任等用）］

石綿健康被害救済法

485

年　月　日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長

年金証書番号			
変更届等の種類			
特別遺族年金年額		決定年月日	年　月　日
		変更年月日	年　月　日
算定基礎	年金年額	算定人数	人
理由			

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

○　この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

[帳票種別４８６　特別遺族年金年額変更内訳]（一枚目）

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年額変更内訳

486

項番	変更年月	特別遺族年金額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

(物品番号 7348) 183

[帳票種別４８６　特別遺族年金年額変更内訳]（二枚目）

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年額変更内訳

年金証書番号　　受給者氏名　　転帰年月日

項番	変更年月	特別遺族年金額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

[帳票種別４８７　特別遺族年金資格者一覧]

石綿健康被害救済法

487

特別遺族年金資格者一覧

データ受付番号

出力年月日

出力回数

□/□

年金証書番号

受給権者氏名

	枝番号	氏　　名	生年月日	性別	障害の有無	同一生計の有無
資格者 1						
資格者 2						
資格者 3						
資格者 4						
資格者 5						
資格者 6						
資格者 7						
資格者 8						
資格者 9						
資格者 10						
資格者 11						
資格者 12						
資格者 13						
資格者 14						
資格者 15						
資格者 16						

備考欄

[帳票種別４８８　特別遺族年金の年金変更決定決議書]（１枚目）

488

石綿健康被害救済法

特別遺族年金の年金変更決定決議書

データ受付番号　訂正番号　出力年月日　出力回数　□/□

死亡労働者等氏名　死亡労働者等生年月日　死亡年月日　労働保険番号

[redacted]

年金証書番号		特別遺族年金年額の決定額	
受給権者氏名			
請求年月日			
転帰年月日			

	回収額	追給額
特別遺族年金の調整額等		

[redacted]

年金証書番号		特別遺族年金年額の決定額	
受給権者氏名			
請求年月日			
転帰年月日			

	回収額	追給額
特別遺族年金の調整額等		

[redacted]

年金証書番号		特別遺族年金年額の決定額	
受給権者氏名			
請求年月日			
転帰年月日			

	回収額	追給額
特別遺族年金の調整額等		

[redacted]

	回収額	調整額処理方法	追給額	追給額処理方法
特別遺族年金の調整額等				

[redacted]

備考欄		署長	次長	課長	係長	係
		決裁	年　月　日			

(物品番号 23200) 183

[帳票種別４８８　特別遺族年金の年金変更決定決議書]（2枚目表面）

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年金内訳リスト

□/□

死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号

年金 1

年金証書番号		特別遺族年金年額の決定額	
受給権者氏名			
請求年月日			
転帰年月日			

	回収額	追給額
特別遺族年金の調整額等		

年金 2

年金証書番号		特別遺族年金年額の決定額	
受給権者氏名			
請求年月日			
転帰年月日			

	回収額	追給額
特別遺族年金の調整額等		

年金 3

年金証書番号		特別遺族年金年額の決定額	
受給権者氏名			
請求年月日			
転帰年月日			

	回収額	追給額
特別遺族年金の調整額等		

追給・回収額合計

	回収額	調整額処理方法	追給額	追給額処理方法
特別遺族年金の調整額等				

備考欄

[帳票種別４８８　特別遺族年金の年金変更決定決議書]（2 枚目裏面）

石綿健康被害救済法

特別遺族年金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の年金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

○　追給額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額をお支払い致します。
○　過払額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額について「調整額処理方法」欄のとおりと致します。
○　(1)特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
(2)審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から３か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
(3)本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から３か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿労働基準監督署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

変更決定の理由	

[帳票種別４８９　特別遺族一時金支給決定取消支給決定支払（追給）決議書]（1枚目）

489
石綿健康被害救済法

特別遺族一時金 支給決定取消 支給決定 支払（追給） 決議書

入力データ受付番号　訂正番号　出力年月日　出力回数　□/□

死亡労働者等氏名　死亡労働者等生年月日　死亡年月日　労働保険番号

一時金 1

データ受付番号　訂正番号　給付金の種別

億 千 百 十 万 千 百 十 円　年度

支払額		請求年月日		支払方法	
要債権確認額		当初支払年月日			
種類	当初支払額	今回支払額	追給額	回収額	金融機関コード
内訳 特別遺族給付金					
					預金の種類　口座番号

口座名義人

通知年月日		支払年月日	
小切手番号	第　号	国庫金送金番号	第　号

右金額正に領収しました。　領収年月日　年　月　日　領収金額 ¥　氏名　㊞

一時金 2

データ受付番号　訂正番号　給付金の種別

億 千 百 十 万 千 百 十 円　年度

支払額		請求年月日		支払方法	
要債権確認額		当初支払年月日			
種類	当初支払額	今回支払額	追給額	回収額	金融機関コード
内訳 特別遺族給付金					
					預金の種類　口座番号

口座名義人

通知年月日		支払年月日	
小切手番号	第　号	国庫金送金番号	第　号

右金額正に領収しました。　領収年月日　年　月　日　領収金額 ¥　氏名　㊞

一時金 3

データ受付番号　訂正番号　給付金の種別

億 千 百 十 万 千 百 十 円　年度

支払額		請求年月日		支払方法	
要債権確認額		当初支払年月日			
種類	当初支払額	今回支払額	追給額	回収額	金融機関コード
内訳 特別遺族給付金					
					預金の種類　口座番号

口座名義人

通知年月日		支払年月日	
小切手番号	第　号	国庫金送金番号	第　号

右金額正に領収しました。　領収年月日　年　月　日　領収金額 ¥　氏名　㊞

備考欄

部長 責金前渡官吏	次長	課長	係長	係
決裁		年　月　日		

(物品番号 73201) 18.3

[帳票種別４８９　特別遺族一時金支給決定取消支給決定支払（追給）決議書]（２枚目表面）

石綿健康被害救済法

特別遺族一時金内訳リスト

□/□

死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号

一時金 1

給付金の種別

	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
支払額		請求年月日	
回収額		当初支払年月日	

種類		当初支払額	今回支払額	追給額	回収額
内訳	特別遺族給付金				

一時金 2

給付金の種別

	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
支払額		請求年月日	
回収額		当初支払年月日	

種類		当初支払額	今回支払額	追給額	回収額
内訳	特別遺族給付金				

一時金 3

給付金の種別

	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
支払額		請求年月日	
回収額		当初支払年月日	

種類		当初支払額	今回支払額	追給額	回収額
内訳	特別遺族給付金				

備考欄	

石綿健康被害救済法

特別遺族一時金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の特別遺族給付金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

○ 追給額は、裏面内訳の「支払額」欄の金額をお支払い致します。

○ 過払額は、裏面内訳の「回収額」欄の金額については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。

○ (1)特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

(2)審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から３か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3)本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます(裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から３か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

＿＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿＿労働基準監督署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

変更決定の理由	

○ 出力（配信）リスト

別紙３

１　業務処理日報

労働者災害補償保険

413

業務処理日報

管轄局署　　処理年月日　　年金・一時金

処理件数

帳票種別	件数	帳票種別	件数	帳票種別	件数	帳票種別	件数
	件		件		件		件
						計	

特別遺族給付金用の新規帳票に係る帳票種別の場合のみ労災保険給付の件数と区分されて出力される。

決裁処理件数（支給・追給分）

		件数	保険給付額	件数	特別支給金額
		件	円	件	円
振込払	業災				
	通災				
当地払	業災				
	通災				
送金払	業災				
	通災				

明細表等配信未済件数

		件数	保険給付額	件数	特別支給金額
		件	円	件	円
現(制)年度	振込払				
	当地払				
	送金払				
	計				
旧年度	振込払				
	当地払				
	送金払				
	計				

(物品番号 75210)

2　月計表
（年計表も同じ様式を使用する。）

労働者災害補償保険

414

月　計　表
（一　時　金）

管轄局署	支払年月	予算年度	処理年月日	ページ

支払日	業務別	件数	保険給付額	件数	特別支給金額
日	業災	件	円	件	円
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				

保険給付額に含まれて出力される。

（物品番号 75211）

3　一時金支払未処理リスト

＊＊＊＊ 一時金　支払未処理リスト　＊＊＊＊

平成××年××月××日×××ページ

管轄局署　××－××

☆明・当・送の処理が行われていませんので
早急に処理してください。

＊＊＊

データ受付番号	××××××××××××××
訂正番号	××
被災者氏名	×××××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××××××××
労働保険番号	×××××××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	×××××××××××××××××
支給決定年月日	平成××年××月××日
支払方法	×××××
支払合計	×××，×××，×××円

死亡年月日に読替えのこと。

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

4　年金･一時金データ未入力リスト

****　年金・一時金データ未入力リスト　****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆データ登記処理が終了していませんので
早急に処理してください。

****

データ受付番号	××××××××××××××
被災者氏名	××××××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××××××××
労働保険番号	×××××××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××××××
受付年月日	平成××年××月××日
一枚目入力年月日	平成××年××月××日
入力枚数	××枚

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

死亡年月日に読替えのこと。

5　データ登記未処理リスト

＊＊＊　年金・一時金　データ登記　未処理リスト　＊＊＊

平成××年××月××日　　×ページ

管轄局署　××－××

番号	データ受付番号	被災者氏名	請求書等名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
×	xxxxxxxxxxxxx		傷病の状態等に関する届	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×		××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx		傷病の状態等に関する届	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×		××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx		障害補償給付支給請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxx xxx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx	xxxx xxx	遺族(補償)年金前払一時金請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxxx xxx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx	xxx xxxx	遺族(補償)年金前払一時金請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxx xxxx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx		遺族補償一時金支給請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxx xxx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx	xxxx xxx	遺族補償年金支給請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxxx xx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx		葬祭給付請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxx xxx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx		葬祭給付請求書	xxxxxxxxxxxxxx	××．×．×	××．×．×	xxx xxx	××．×．×
			＊＊＊＊＊　管轄局	××－××　合計	×件　＊＊＊＊＊			

死亡年月日に読替えのこと。

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

6　決議書未入力リスト

＊＊＊　年金・一時金　決議書未入力リスト　＊＊＊

管轄局署　××−××　　平成××年××月××日　　×ページ

番号	データ受付番号	訂正番号	被災者氏名	請求書等名 決議書名	労働保険番号 決議書出力年月日	被災者生年月日 決議書出力回数	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	（職権決議用）変更決定 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×		
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	（職権決議用）受給権消滅確認 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×		
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	（職権決議書）変更決定 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×		
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	障害（補償）給付変更請求書 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×	xx　　x	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	障害（補償）給付変更請求書 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×	xxx	××．×．×
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	（職権決議用）受給権消滅確認 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×		
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	（職権決議用）受給権消滅確認 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×		
×	xxxxxxxxxxxxx	××	xxxx xxx	遺族（補償）年金受給資格変更届 変更決定決議書	xxxxxxxxxxxxxx ××．×．×	××．×．× ×	××．×．×	xxx xx	××．×．×

＊＊＊＊＊　署　××−××　合計　×件　＊＊＊＊＊

死亡年月日に読替えのこと。

「請求書等名決議書名」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

7　年金･一時金処理件数リスト(登録)

○○○局　　＊＊＊　年金・一時金　処理件数リスト（登録）　＊＊＊　年報

平成××年××月××日　　×ページ

		受付			データ登録			修正			決議書再出力			不支給決議書			取消			決議書入力		
		業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計
障害給付	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族一時金	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族年金	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
葬祭料	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病年金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害前払一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族前払一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害差額一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族差額一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
未支給	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
未支給	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
未支給	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
援護費		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害変更（職権）		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「特別遺族年金」、「特別遺族一時金」、「未支給特別遺族」、「特遺差額一時金」として新たに出力される。

8　年金・一時金処理件数リスト(変更)

○○○局　　＊＊＊　年金・一時金　処理件数リスト（変更）　＊＊＊　月報　　平成××年××月××日　　×ページ

		受付			データ登録			修正			決議書再出力			不変更決議書			取消			決議書入力		
		業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計
傷病年金変更		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害年金変更		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
再発		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族年金失権		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
転給		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
代表者		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
算定基礎		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止解除		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受給権者死亡	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
厚年等変更	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
年証再交付	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受給権消滅	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
変更決定決議	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支払差止	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	損傷費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	滅失費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
定期報告	傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	障害	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	損傷費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
同時決議	失権	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	死亡	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	停止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	解除	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合　計		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

特別遺族給付金にかかる頁を新たに出力する。

9　年金・一時金処理件数リスト（訂正）

局　　＊＊＊　年金・一時金　処理件数リスト（訂正）　＊＊＊　月報　　平成××年××月××日　　×ページ

	データ登録			修正			決議書再出力			取消			決議書入力		
	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計
短期キー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
被災者算定基礎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
被災者共通情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
統計情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給・転帰情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
休業情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
損賠情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
等級等情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
厚年等情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
資格者情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
援護費情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
前払情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支払情報・一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受付情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
調査情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
処理情報	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
実額情報・一時金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合　　計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

本リストについては、遺族（補償）給付のデータと区分せずに一括して出力される。

１０　受給権者金融機関変更リスト

＊＊＊　受給権者金融機関変更リスト　＊＊＊

○○局　　平成××年××月××日　　×ページ

号	年金証書番号	受給権者氏名	区分	変更前コード	変更後コード	変更年月日	廃止年月日	転帰年月
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××−××	××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××−××	×××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××−××	××× ×××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	
××	××××××××××−××	××× ××××	廃止	××××−×××		××. ×. ×	××. ×. ×	

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

１１　署別未処理事案合計件数表

＊＊＊　署別未処理事案・合計件数（労働局）　＊＊＊

××局××署　　平成××年××月支払期　　×ページ

支払事故未処理	年金証書番号	受給権者氏名	事故発生支払期年月	事故入力年月	支払事故の種類
	×××××××××	××××××	×××××××	×××××××	×－×××
一時金支払未処理	データ受付番号	被災者氏名	支給決定年月日	請求書等名	
	×××××××××××××	××××××	×××××××××	××××	
データ登記未処理	データ受付番号	被災者氏名	受付年月日	請求書等名	受付入力年月日
	×××××××××××××	××××××	×××××××××	×××××	×××××××××
決議書未入力	データ受付番号	被災者氏名	受付年月日	請求書等名	決議書出力年月日
	×××××××××××××	××××××	×××××××××	×××××	×××××××××
内払・充当未処理	年金証書番号	受給権者氏名	被災者氏名	転帰年月	転帰事由
	×××××××××	××××××	××××××	×××××××	×－×××
失権差額・未支給年金未処理	年金証書番号	受給権者氏名	転帰年月日		
	×××××××××	××××××	×××××××××		
一時金支払日未登記	データ受付番号	被災者氏名	支払日取消年月日	請求書等名	
	×××××××××××××	××××××	×××××××××	×××××	
債務者登録票未入力	年金証書番号	受給権者氏名	変更等年月日	債権発生支払期年月	
	×××××××××	××××××	×××××××××	×－×××	
厚年等未調整・年額未登記	年金証書番号	受給権者氏名	支給事由発生年月日	厚年等調整コード	厚年等種別
	×××××××××	××××××	×××××××××	×－×××	×
年金・一時金未入力	データ受付番号	被災者氏名	受付年月日	請求書等名	
	×××××××××××××	××××××	×××××××××	×××××	
転給未処理	年金証書番号	失権者氏名	失権年月日	失権事由	
	×××××××××	××××××	×××××××××	×－×××	

××局　　平成××年××日　××ページ

支払事故未処理	一時金支払未処理	データ登記未処理	決議書未入力	内払・充当未処理	失権差額・未支給年金未処理
×	×	×	×	×	×
一時金支払日未登記	債務者登録票未入力	厚年等未調整・年額未登記	年金・一時金未入力	転給未処理	
×	×	×	×	×	

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

１２　局署別年金基本権数・支払額リスト

＊＊＊　局署別年金基本権件数・支払額リスト　＊＊＊

平成××年××月支払期　　×ページ

局×××　◇××◇

署	前期末基本権	新規	消滅	今期末基本権	件数	年金支払額	件数	特別年金支払額	件数	就学等援護費支払額	件数	今期支払総額
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
××	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
計	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××
	××	×	×	××	××	××,×××	××	×,×××,×××	××	×××,×××,×××	××	×××,×××

上段：業災、中段：通災、下段：合計

特別遺族給付金に関する頁を追加する。

１３　被災者別未処理事案リスト

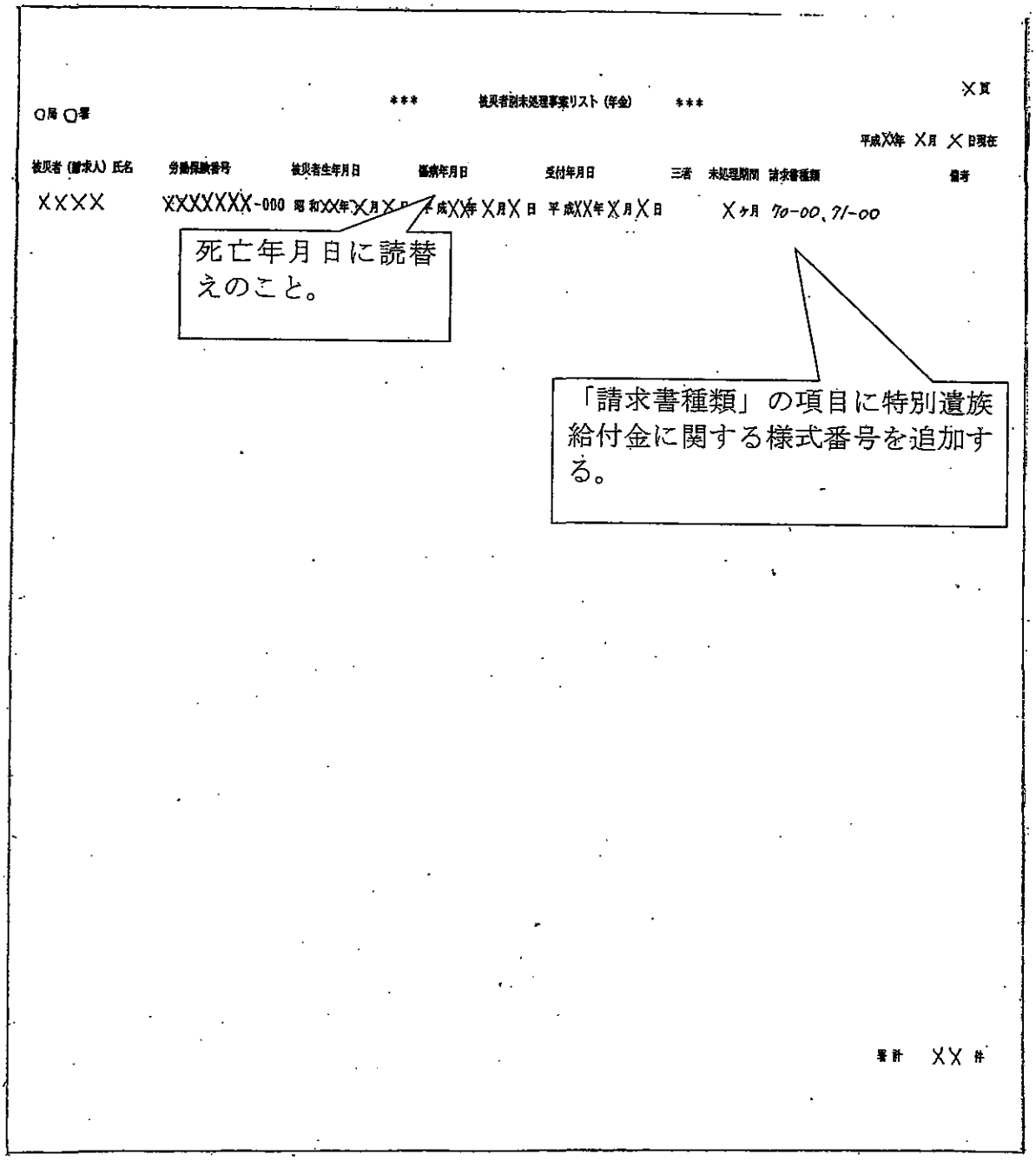

X頁

○局 ○署　　***　被災者別未処理事案リスト（年金）　***

平成XX年 X月 X日現在

被災者（請求人）氏名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	受付年月日	三者	未処理期間	請求書種類	備考
XXXX	XXXXXXX-000	昭和XX年X月X日	平成XX年X月X日	平成XX年X月X日		X ヶ月	70-00、71-00	

死亡年月日に読替えのこと。

「請求書種類」の項目に特別遺族給付金に関する様式番号を追加する。

署計　XX 件

１４　一時金支払日未登記リスト

**** 一時金　支払日未登記リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆支払日が取り消されたままとなっているので
支払日を入力してください。

★★

データ受付番号	××××××××××××××
訂正番号	××
被災者氏名	××××××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××××××××
労働保険番号	××××××××××××××
被災者生年月日	平成××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××××××
支払日取消年月日	平成××年××月××日

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

死亡年月日に読替えのこと。

１５　失権差額一時金・未支給年金未処理リスト

**** 失権差額一時金・未支給年金未処理リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆失権差額一時金及び未支給年金が発生しています。

****

年金証書番号	××××××××××
受給権者氏名	××××××××××××××××××××
転帰年月	××××年××月
失権差額一時金(年金)	×××，×××，×××円
(特年)	×××，×××，×××円
未支給(年金)	×××，×××，×××円
(特年)	×××，×××，×××円
(援護費)	×××，×××，×××円

特別遺族給付金に関する文言を表示する。

１６　決議書破棄リスト

＊＊＊＊　決議書破棄リスト　＊＊＊＊

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆次の決議書を破棄いたしましたので、
データ登記処理を再度行ってください。

★★★

年金証書番号	×××××××××
決議番号	×××
被災者氏名	××××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××××××
労働保険番号	××××××××××××
被災者生年月日	平成××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××××
受付年月日	平成××年××月××日
決議書名	××××××××××
決議書出力年月日	××月××日
決議書出力回数	

「請求書等名」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

死亡年月日に読替えのこと。

１７　支払・回収データリスト

＊＊＊ 支 払・回 収 データリスト ＊＊＊

管轄局署　XX－XX　　平成XX年XX月XX日　　Xページ

番号	登録票入力キー（短期キー・年金証書番号）	給付種別	業務区分	支払回収	支給額（回収額）保険給付額	特別支給金額	特別一時金額	支払日（回収日）	データ受付番号
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病年金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害補償一時金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害一時金	通災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害一時金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病年金	通災	支払	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	XXX,XXX	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害補償一時金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	障害補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX
X	XXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXX-XXXXXXX	傷病補償年金	業災	支払	X	X,XXX,XXX	X	XX. X. X	XXXXXXXXXXXXX

「給付種別」については、特別遺族給付金に関する文言を表示する。

１８　所在不明差止者リスト

××月期　＊＊　所在不明差止者リスト　＊＊

平成××年××月××日　　××ページ

××－××

番号	年金証書番号	枝番	カナ氏名	受給権者氏名	差止・停止	年月
1	××××××××××	××	××××××××	×××××××	支払差止	平成××年××月
2	××××××××××	××	××××××××	×××××××	支払差止	平成××年××月
3	××××××××××	××	××××××××	×××××××	支払差止	平成××年××月

特別遺族給付金に関する文言を表示する。

１９　定期報告書未提出者リスト

＊＊＊　定期報告書未提出者リスト　＊＊＊

出力日付　平成××年××月××日　　××ページ

××－××

番号	年金証書番号	枝番	受給権者氏名	電話番号	種別
1	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
2	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
3	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
4	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
5	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
6	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
7	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
8	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
9	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
10	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
11	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
11	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
12	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
13	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
14	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
15	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
16	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
17	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
18	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
19	××××××××××		××××××××××	××××××××××××××××	年金
20	××××××××××	××	××××××××××	××××××××××××××××	年金
21	××××××××××		××××××		

特別遺族給付金に関する文言を表示する。

２０　定期報告書提出照会状

(494)　石綿健康被害救済法　　郵便はがき

定期報告書について

年金証書番号	

あなたの「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」が提出期限である　　月　　日までに提出されておりません。
提出がない場合は年金が差し止められますので至急提出してください。
なお、本状到着前に提出済のときは、行き違いにつき御容赦願います。

年　月　日

労働基準　　督署長㊞　　電話番号

特別遺族給付金に関する文言を表示する。

２１　定期報告書内容照会状

494　石綿健康被害救済法　　郵便はがき

定期報告書について

年金証書番号

先に提出された定期報告書に下記のような不備な点がありますので、早急に回答してください。

・戸籍謄本又は抄本の未提出
・住民票の未提出
・民生委員の証明書の未提出
・在学証明書の未提出
・診断書未提出

年　月　日

労働基準監督[illegible]　電話番号

特別遺族給付金に関する文言を表示する。

２２　支払差止者リスト

```
                                   ***  支 払 差 止 者 リ ス ト  ***
 ××局××署                                                          平成××年××月支払期        ×ページ

年金証書番号      差止種類   差止事由   差止開始年月   差止期間        時効調整  次順位者の有無  支給停止の種類
××××××××××      年金差止   所在不明     ×．×．×     ×年～×年未満      ×          ×

                            年金差止累計額   特年差止累計額   授護費差止累計額
                 (調整前)   ×××，×××        ×，×××              ×
                 (調整後)

                 支払権者氏名        郵便番号        支払権者住所                                    支払権者電話番号
                 ××××  ××××    ×××××××××  ××××××××××××××××

年金証書番号      差止種類   差止事由   差止開始年月   差止期間        時効調整  次順位者の有無  支給停止の種類
××××××××××      年金差止   未提出       ×．×．×     ××年以上         ×          ×                    定期報告一年以上未提出

                            年金差止累計額   特年差止累計額   授護費差止累計額
                 (調整前)   ×××，×××        ×，×××              ×
                 (調整後)   ×××，×××              ×              ×

                 支払権者氏名        郵便番号        支払権者住所                                    支払権者電話番号
                 ××××  ××××    ×××××××××  ××××××××××××××××

年金証書番号      差止種類   差止事由   差止開始年月   差止期間        時効調整  次順位者の有無  支給停止の種類
××××××××××      年金差止   未提出       ×．×．×     ×年未満          ×          ×

                            年金差止累計額   特年差止累計額   授護費差止累計額
                 (調整前)×，×××，×××                              ×
                 (調整後)

                 支払権者氏名        郵便番号        支払権者住所                                    支払権者電話番号
                 ××××  ××××    ×××××××××  ××××××××××××××××
```

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

２３　転帰者一覧表

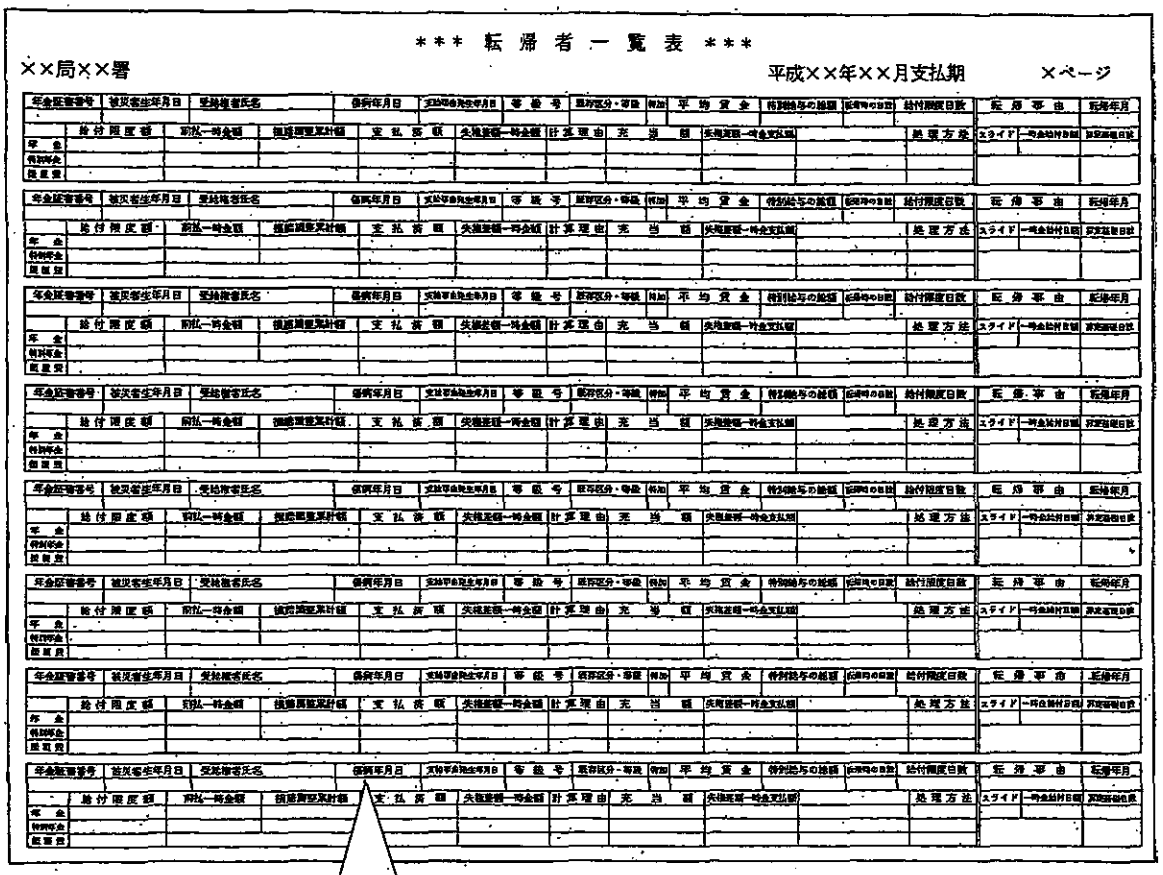

＊＊＊ 転 帰 者 一 覧 表 ＊＊＊

××局××署　　平成××年××月支払期　　×ページ

死亡年月日に読替えのこと。

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

２４　指定年齢到達予定者リスト

**** 指定年齢到達予定者リスト ****

平成××年××月支払期予定
××

管轄局署　××－××

☆次の方は、指定年齢到達日が近づいていますので
至急確認したうえで、必要に応じて処理してください。

****

年金証書番号	××××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
支払権者氏名	××××××××××××××××
枝番号	××
到達者氏名	××××××××××××××××
到達区分	××××××
到達状況	×××××××
到達年月日	平成××年××月××日
通知区分	××××××××××
配信区分	××××
給付日数増減	××××
年金年額	×××，×××，×××円
特別年金年額	×××，×××，×××円
援護費	×××，×××，×××円
失権差額一時金(年金)	×××，×××，×××円
失権差額一時金(特年)	×××，×××，×××円
未支給金(年金)	×××，×××，×××円
未支給金(特年)	×××，×××，×××円
未支給金(援護費)	×××，×××，×××円
回収額(年金)	×××，×××，×××円
回収額(特年)	×××，×××，×
回収額(援護費)	×××，×××，×
差止め有無	××××××
電話番号	××××××××××

×××××××××××××（メッセージ）××

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

２５　支払不備リスト

支　払　不　備　リ　ス　ト

平成××年××月××日　　×頁

管轄局署	年金証書番号	枝番	受給者氏名	受給者電話番号	金融機関コード・名称／郵便局コード・名称	廃止年月日	差止事由	不備事由
××−××	××××××××××	××	×××××	×××××××	××××××× ×××銀行××支店	平成×年×月×日		金融機関廃止
××−××	××××××××××	××	×××××	×××××××	×××××× ×××郵便局		所在不明	支払先なし

差止事由：所在不明
　　定期報告未提出

不備事由：支払先なし　（支払先の金融機関が設定されていない場合）
　　金融機関なし（支払先の金融機関が金融機関台帳又は郵便局台帳に存在しない場合）
　　金融機関廃止（支払先の金融機関が廃止されている場合）
　　転給未処理　（転給未処理中の場合）

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

2.6　債務者登録票未入力リスト

**** 債務者登録票未入力リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆債権が発生していますので、調査の上
債務者の住所・氏名等を入力してください。

★★

年金証書番号	×××××××××
受給権者氏名	××××××××××××××××××××
変更等決定年月日	平成××年××月××日
債権発生支払期	平成××年××月

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

２７　内払・充当未処理リスト

＊＊＊＊　内払・充当　未処理リスト　＊＊＊＊

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆内払・充当の未処理状態が発生していますので
新しい年金の決裁をすみやかに行ってください。

＊＊

年金証書番号	×××××××××
受給権者氏名	×××××××××××××××××××××
転帰年月	平成××年××月
転帰事由	×：×××××××
労働保険番号	××××××××××××××
被災者生年月日	平成××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
被災者氏名	×××××××××××××××××
過誤払額（年金）	×××，×××，×××円
過誤払額（特年）	×××，×××，×××円
過誤払額（介護費）	×××，×××，×××円

死亡年月日と読替えのこと。

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

28　転給未処理リスト

****　転給未処理リスト　****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆転給未処理状態が発生していますので
必要に応じて処理してください。

****

年金証書番号	×××××××××
枝番	××
失権者氏名	××××××××××××××××××××
失権年月日	平成××年××月××日
失権事由	×：××××××××××××××××
転給予定者枝番	××　××　××　××　××

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

２９　支払事故未処理リスト

**** 支払事故未処理リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署　××－××

☆支払事故が発生していますので早急に調査してください。

★★

年金証書番号	××××××××××
枝番号	××
受給権者氏名	××××××××××××××××××××××
支払事故発生支払期年月	××年××月
支払事故の種類	×：××××××××××××××××××××
事故入力年月日	平成××年××月××日
支払額(年金)	×××，×××，×××円
(特年)	×××，×××，×××円
(援護費)	×××，×××，×××円

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

３０　支払取消リスト

```
                                   ***  支 払 取 消 リ ス ト  ***
管轄局署××－××                                                    平成××年××月××日        ×ページ

 番 号     年金証書番号      被災者生年月日      支払権者氏名      転帰事由      転帰年月日
  ×    ××××××××××－××    ××．×．×        ×××  ×××

        【××、×支払期】    《取 消 額》      《未 支 給 金》              《回 収 額》
                            支 払 額          未支給となる期間   支 払 額    取消前回収額   取消後回収額   処理方法   債権整理番号
                      年金          ×                                  ×    ×,×××,×××    ×,×××,×××   債権選択
                      特年      ××，×××      ××．×～××．×      ××,×××          ×              ×
                      援護費          ×                                  ×          ×              ×


                              《充 当 後 の 失 権 差 額 一 時 金》
                                取 消 前      取 消 後      状態      未支給金額
                      年金            ×            ×                    ×
                      特年      ×××,×××      ×××,×××    未請求          ×
```

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。

３１　支払事故通知リスト

＊＊＊ 支 払 事 故 通 知 リ ス ト ＊＊＊

局署　××－××　　平成××年××月××日　　×ページ

支払期	年金証書番号	生年月日	支払金額	受給権者氏名カナ	（漢字）	事故コード	事故入力年月日	解消コード	解決年月日
××．×	××××××××××	××．×．×	×××,×××	××× ××	(××× ×××)	××－氏名相違	××．×．×		

支払先	金融機関コード	預金種類	口座番号	金融機関・郵便局名	店舗名
×－銀行振込	××××－×××	×－普通	×××××	紀陽銀行	西浜支店

郵便番号	受給権者住所	電話番号
×××××××	××－和歌山県××××× ×××	××××－×

支払期	年金証書番号	生年月日	支払金額	受給権者氏名カナ	（漢字）	事故コード	事故入力年月日	解消コード	解決年月日
××．×	××××××××××	××．×．×	×××,×××	××× ×××	(××× ×××)	××－口座番号相違	××．×．×		

支払先	金融機関コード	預金種類	口座番号	金融機関・郵便局名	店舗名
×－振替預入	××××××		×××××-×××××××	福山桜町郵便局	

郵便番号	受給権者住所	電話番号
×××××××	××－広島県××××× ××××××××××	×××－× ×××××××

支払期	年金証書番号	生年月日	支払金額	受給権者氏名カナ	（漢字）	事故コード	事故入力年月日	解消コード	解決年月日
××．×	××××××××××	××．×．×	×××,×××	××××××××	(×××××××)	××－金融機関相違	××．×．×		

支払先	金融機関コード	預金種類	口座番号	金融機関・郵便局名	店舗名
×－振替預入	××××××		×××××-×××××××	橋本山田郵便局	

郵便番号	受給権者住所	電話番号
×××××××	××－和歌山県××××× ×××	×××－×××

支払期	年金証書番号	生年月日	支払金額	受給権者氏名カナ	（漢字）	事故コード	事故入力年月日	解消コード	解決年月日
××．×	××××××××××	××．×．×	×××,×××	××××	×××(×××× ×××)	××－金融機関相違	××．×．×		

支払先	金融機関コード	預金種類	口座番号	金融機関・郵便局名	店舗名
×－銀行振込	××××－×××	×－普通	××××××	第一勧業銀行	和歌山支店

郵便番号	受給権者住所	電話番号

本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じリストの内容、出力方法となっている。